

令和4年度

都区財政調整について

 東京都総務局行政部区政課

ま え が き

都区財政調整制度は、大都市の均衡ある発展を図り、特別区の自主的かつ計画的な運営を確保することを目的として、都及び特別区並びに特別区相互間で共有する財源を調整するという、都区制度の基幹となるものである。

本冊子は、都区財政調整制度への理解を深めることを目的として発行するものであり、制度のあらまし、交付金の算定方法、地方交付税との比較について記述するとともに、参考資料として区長公選制が復活した昭和50年度以降の算定推移や主要な改正点についても収録している。

この『都区財政調整について』が、特別区の行政に携わる方々の参考となれば幸いである。

目 次

第 1 都区財政調整のあらまし	1
1 都区財政調整の概要	2
2 特別区財政調整交付金の概要	3
第 2 特別区財政調整交付金の算定	15
1 普通交付金と特別交付金の算定	16
2 調整税等の配分割合と精算方法	18
3 基準財政需要額の算定	20
4 基準財政収入額の算定	27
5 算定の経過	34
第 3 地方交付税制度との比較	49
第 4 都区財政調整関連資料	55
1 地方自治法	56
2 地方自治法施行令	57
3 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令	59
4 地方税法	60
5 都区協議会運営規程	62
6 関連組織の規程	64
第 5 平成 12 年度改正の概要	67
1 改正の概要	68
2 地方自治法等の一部を改正する法律の概要	71
第 6 財源超過額に関する恒久的ルール	73
第 7 「5 項目の課題」の協議結果	75
1 「5 項目の課題」の概要	76
2 協議経過	76
第 8 平成 19 年度改正の概要	79
1 協議経過	80
2 改正の内容	81
第 9 参考	85
1 都区財政調整に関する推移資料	86
2 都区のあり方に関する検討	143

凡 例

法令等を掲げる場合、次の略称を用いた。

地方自治法	「法」
地方自治法施行令	「令」
都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例	「条例」
特別区財政調整交付金	「交付金」

第1 都区財政調整のあらまし

- 1 都区財政調整の概要
 - (1) 行政上の特例
 - (2) 税制上の特例
 - (3) 特別区財政調整交付金
- 2 特別区財政調整交付金の概要
 - (1) 都区財政調整の目的
 - (2) 交付金の性格
 - (3) 交付金の総額
 - (4) 交付金の種類
 - (5) 算定期日等

第 1 都区財政調整のあらまし

1 都区財政調整の概要

都と特別区との間には、「都区制度」という大都市制度が適用されており、行政上の特例や、それに伴う税制上の特例が、地方自治法及び地方税法等の法令に定められている。都区財政調整は、このような都区制度の適用を前提とした都及び特別区並びに特別区相互間における財政調整制度である。

(1) 行政上の特例

都は、特別区の区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として府県事務を行うほか、一般には市町村が行う事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性を確保する観点から一体的に実施する必要がある事務を行っている（法第281条の2第1項）。

一般には市に属する事務で法令により都が処理することとされている事務としては、上下水道、消防などが挙げられる。

また、他の道府県においては市町村が行っているが、特別区の区域では主に都が行っている事務として、都市交通、病院、港湾などが挙げられる。

(2) 税制上の特例

地方税制度においても特例が設けられており、特別区の区域において、都は、普通税として、道府県税のほか、市町村税である固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税の三税（以下「調整税」という。）を都税として課税・徴収している（地方税法第734条第1項及び第2項第2号）。

また、目的税についても、市町村税である事業所税及び都市計画税を都税として課税・徴収している（同法第735条第1項）。

(3) 特別区財政調整交付金

特別区の区域には、こうした行政上の特例及び税制上の特例があるほか、特別区相互間における税源の著しい偏在という特徴がある。

これらを踏まえ、都は、都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、調整税に法人事業税交付対象額及び固定資産税減収補填特別交付金を加えた調整税等の一定割合を、交付金として特別区に対して交付している（法第282条第1項及び第2項）。

この制度は、調整税等を都と特別区が共有する財源と位置付け、その一定割合を特別区の固有財源として保障するものである。

2 特別区財政調整交付金の概要

(1) 都区財政調整の目的

都区財政調整は、都が調整税等の一定割合を「特別区財政調整交付金」として特別区に交付することを通じ、①都及び特別区並びに特別区相互間の財源配分の均衡化を図り、②特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保する、ことを目的とする制度である（法第282条第1項）。

(2) 交付金の性格

ア 特別区の共有の固有財源である。

平成12年4月に施行された改正地方自治法において、交付金の原資となる調整税が、市町村税である「固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税」と規定されたことで（法第282条第2項）、調整税の一定割合が特別区の固有財源的性格を有するものであることが明確になった。

イ 特別区の一般財源である。

交付金の使途は、各特別区の自主的な判断に任されており、都や国がその使途を制限する等条件をつけることはない。交付金は、都や国の補助金と根本的に異なる各特別区の一般財源（地方公共団体が自主的判断で使用できる財源）である。

なお、交付金の算定方法については、「地方自治法施行令」及び「都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例」に定められている。

(3) 交付金の総額

交付金の総額は、都が特別区の区域において課税・徴収する市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税の収入額と、法人事業税交付対象額と固定資産税減収補填特別交付金の額との合算額に、条例で定める割合（1000分の551）を乗じて得た額である（令第210条の10、条例第3条第1項）。

なお、調整税等の収入額は、都の歳入予算額に連動して算出されるため、算定時点における調整税等は、収入見込額となる。このため、当該年度の収入額の確定（決算額）によって生じた収入見込額との差額については、翌年度以降の交付金の総額において精算される（条例第3条第2項）。

(4) 交付金の種類

交付金には、普通交付金と特別交付金の2種類がある（令第210条の11第1項、条例第4条第1項）。

普通交付金の総額は、交付金の総額に100分の95を、特別交付金の総額は、交付金の総額に100分の5をそれぞれ乗じて得た額である（令第210条の11第2項及び第3項、条例第4条第2項及び第3項）。

ア 普通交付金

基準財政需要額が基準財政収入額を超える特別区に対して、その超える額が交付される（令第210条の12第1項及び第2項、条例第5条第1項、条例第6条第1項）。

イ 特別交付金

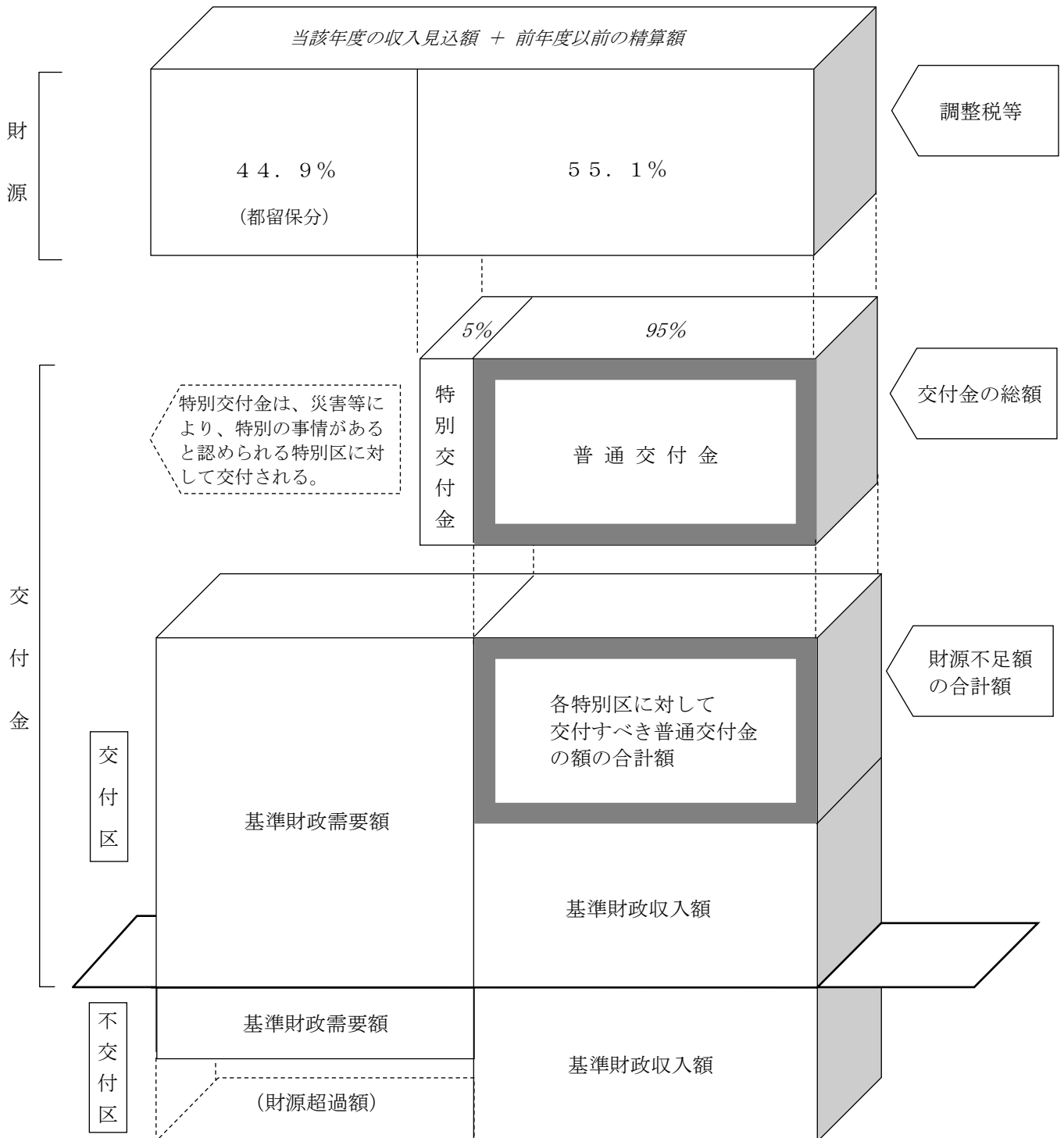
基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があること、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があること等特別の事情があると認められる特別区に対して、当該事情を考慮して交付される（令第210条の12第4項、条例第5条第2項）。

(5) 算定期日等

各特別区に対して交付すべき普通交付金の額は、毎年4月1日現在により算定し（条例第7条）、毎年8月15日までに決定することとなっている（条例第8条第1項）。

図 1

特別区財政調整交付金算定の基本的な仕組み

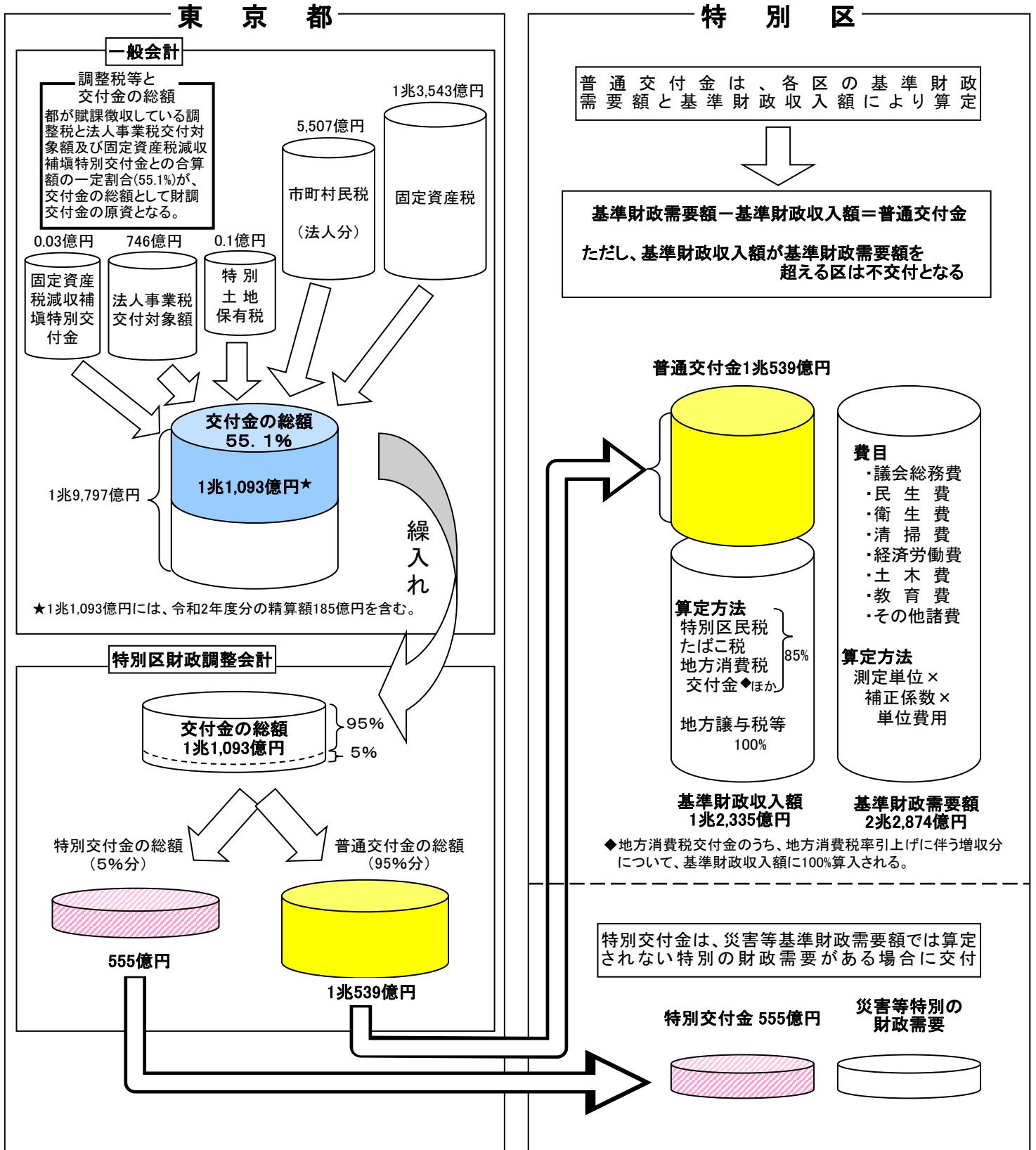


(注) 上図中の交付区・不交付区は、それぞれに該当する特別区を合算して示している。

図2

都区財政調整制度の基本的仕組み

参考



※ 図中の数値は、令和4年度フルームに基づく数値である。

※ 区別算定の結果、各区の普通交付金の合計額が普通交付金の総額を超える場合は、総額に見合うよう各区の基準財政需要額を割落す。

表1

特別区の歳入決算内訳(令和3年度決算)

(単位:千円)

	一 般 財 源			特 定 財 源	歳 入 計
	特別区財政調整交付金	特 別 区 税	そ の 他 一 般 財 源		
千 代 田	8,284,158	20,725,904	11,158,160	25,497,047	65,665,269
中 央	22,489,306	33,512,659	11,329,229	65,299,771	132,630,965
港	2,765,125	86,664,196	17,755,093	86,644,217	193,828,631
新 宿	30,789,582	50,506,471	15,419,177	76,347,742	173,062,972
文 京	26,060,062	36,512,105	8,449,911	63,372,379	134,394,457
台 東	31,183,511	23,895,046	7,592,165	62,383,475	125,054,197
墨 田	43,338,002	26,849,290	8,507,534	65,624,003	144,318,829
江 東	61,517,568	56,216,979	17,013,153	99,722,359	234,470,059
品 川	45,972,479	53,898,090	14,640,053	78,953,725	193,464,347
目 黒	18,261,718	47,593,157	9,541,710	55,597,631	130,994,216
大 田	72,855,163	78,354,599	23,753,474	134,915,495	309,878,731
世 田 谷	59,960,386	128,773,322	28,692,097	160,236,540	377,662,345
澁 谷	5,674,616	57,915,258	11,850,263	52,860,022	128,300,159
中 野	41,022,235	36,083,700	10,060,245	73,659,255	160,825,435
杉 並	47,679,358	67,412,097	17,282,653	116,962,536	249,336,644
豊 島	33,611,637	34,531,351	10,365,933	70,435,220	148,944,141
北	55,121,038	31,140,267	10,326,370	77,216,232	173,803,907
荒 川	41,014,026	18,562,761	6,339,105	47,067,774	112,983,666
板 橋	72,421,521	48,172,094	16,735,109	123,380,837	260,709,561
練 馬	91,212,189	69,804,162	21,258,033	133,063,444	315,337,828
足 立	104,235,049	51,669,587	19,761,151	175,267,539	350,933,326
葛 飾	77,952,077	35,201,117	12,989,128	112,232,517	238,374,839
江 戸 川	98,149,862	56,493,352	19,850,637	184,097,119	358,590,970
特 別 区 計	1,091,570,668	1,150,487,564	330,670,383	2,140,836,879	4,713,565,494

「令和3年度 地方財政状況調査」

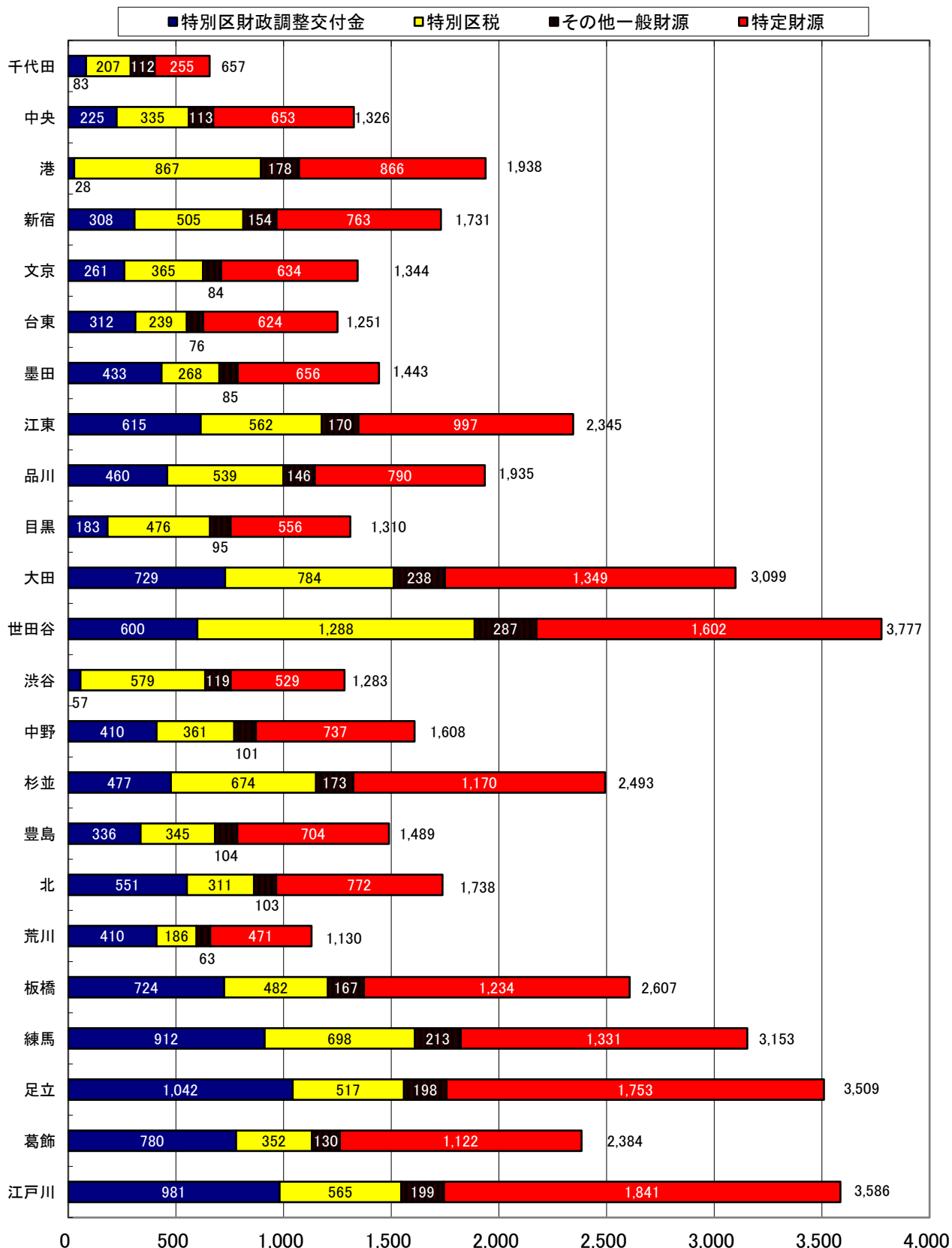
※ 「その他一般財源」とは、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金の合計額である。

また、「特定財源」とは、分担金及び負担金、使用料、手数料、国庫支出金、都支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入並びに特別区債の合計額である。

図 3

特別区の歳入に占める特別区財政調整交付金(令和3年度決算)

決算額



(億円)

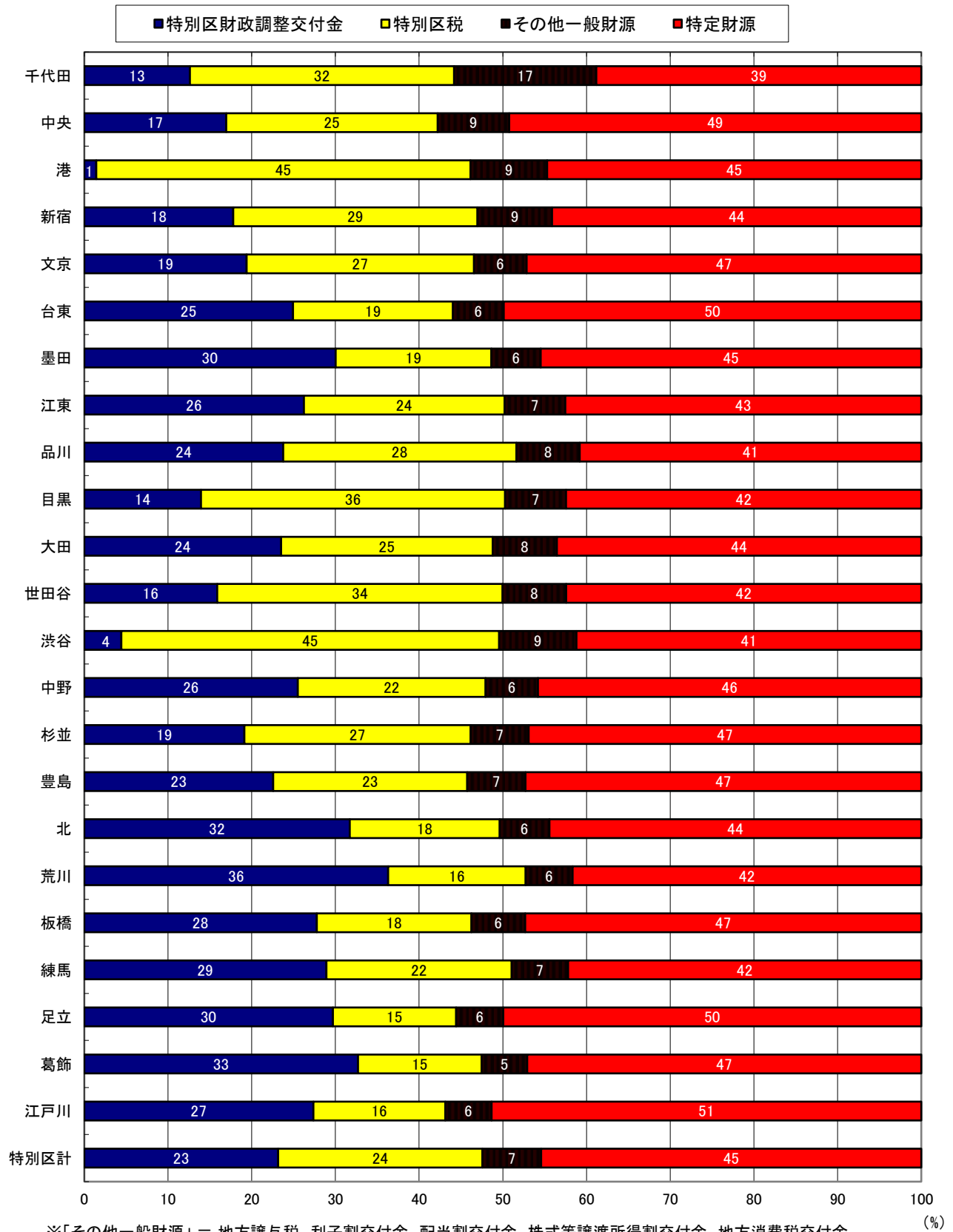
※ 「その他一般財源」 = 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金

※ 「特定財源」 = 分担金及び負担金、使用料、手数料、国庫支出金、都支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入、特別区債

図 4

特別区の歳入に占める特別区財政調整交付金(令和3年度決算)

構成比



※「その他一般財源」＝ 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金

※「特定財源」＝ 分担金及び負担金、使用料、手数料、国庫支出金、都支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入、特別区債

図5 財政調整後の区民1人当たり財源内訳(令和3年度決算・令和4年4月1日時点人口)

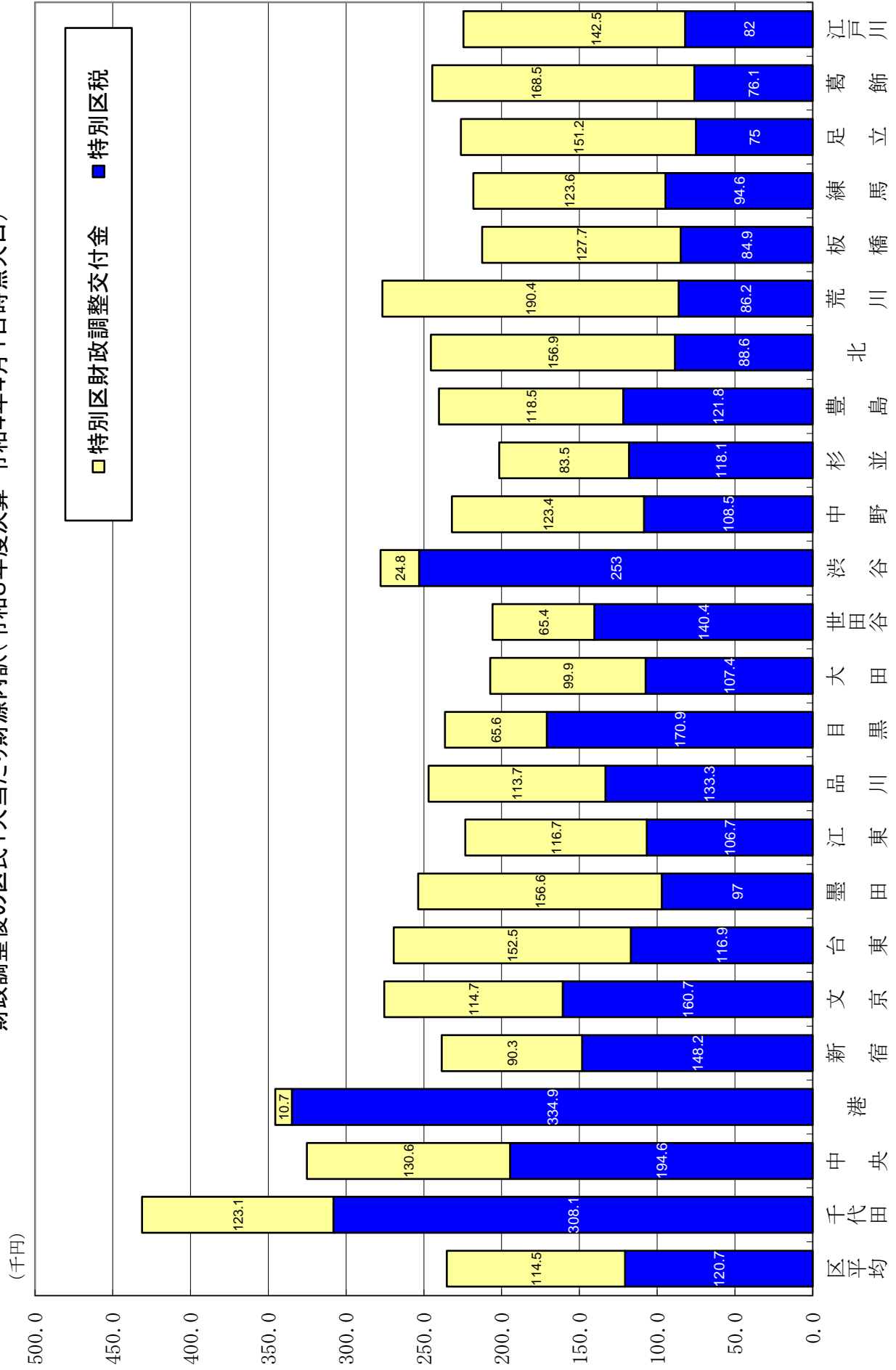


表2

特別区財政調整交付金の交付額の推移（普通交付金＋特別交付金 決算）

(単位：百万円)

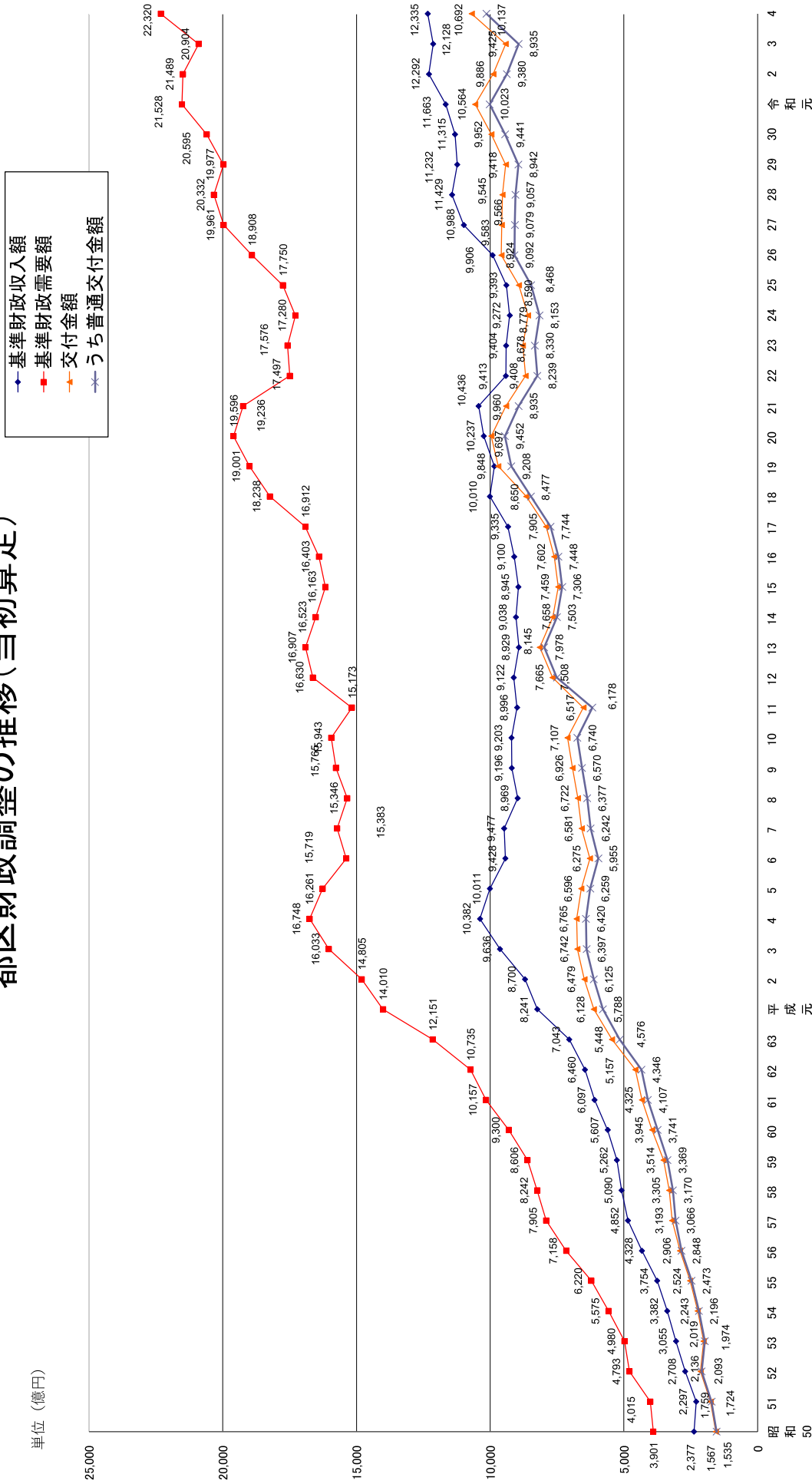
区名	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	うち普通交付金		うち普通交付金		うち普通交付金		うち普通交付金		うち普通交付金		うち普通交付金	
千代田	6,036	3,063	3,783	1,741	6,418	3,474	6,413	3,650	4,669	1,629	8,284	5,933
中央 港	14,312	12,696	14,517	13,801	20,143	19,114	16,500	15,035	14,354	13,291	22,489	19,714
	2,885	0	3,988	0	6,120	0	4,403	0	2,756	0	2,765	0
新宿	28,348	26,398	28,167	24,914	28,528	27,231	29,467	28,351	25,134	24,196	30,790	29,312
文京	17,156	15,874	17,086	15,619	19,394	17,842	22,316	19,803	21,173	18,518	26,060	22,266
台東	29,569	27,469	28,890	26,703	29,428	26,729	30,969	28,319	27,433	25,174	31,184	28,844
墨田	39,968	38,410	38,420	36,165	42,616	40,194	44,252	41,777	40,211	38,076	43,338	41,648
江東	58,096	55,056	59,388	57,880	59,603	58,236	64,399	62,835	58,066	56,424	61,518	60,133
品川	40,993	38,972	40,840	37,800	47,692	45,828	43,911	41,794	39,675	38,113	45,972	44,109
目黒	12,822	11,969	12,294	11,383	15,524	14,467	18,292	16,975	15,178	13,771	18,262	16,996
大田	72,168	69,698	70,016	66,342	75,153	72,121	76,357	73,749	67,864	65,197	72,855	71,384
世田谷	44,436	41,757	46,466	42,522	58,717	54,288	56,526	53,196	48,872	46,551	59,960	56,527
渋谷	3,697	1,209	4,216	682	7,357	2,681	6,562	3,377	3,272	226	5,675	3,667
中野	36,993	34,982	35,495	32,992	38,808	35,857	38,469	35,647	36,021	34,490	41,022	37,990
杉並	40,683	38,442	41,573	38,892	44,669	42,901	48,469	46,965	44,119	41,166	47,679	45,789
豊島	30,405	28,276	28,799	27,786	32,665	31,136	33,734	31,763	29,781	28,805	33,612	32,642
北	50,206	47,864	49,653	48,010	56,462	54,789	55,508	53,209	50,915	48,709	55,121	52,988
荒川	38,828	36,979	38,112	36,779	39,889	38,573	40,693	39,345	39,054	37,280	41,014	38,883
板橋	67,729	65,863	66,443	65,032	69,565	68,339	75,825	74,311	68,519	66,257	72,422	69,852
練馬	83,027	79,746	82,667	80,073	86,639	83,961	92,906	89,552	84,258	80,832	91,212	85,328
足立	103,666	101,339	100,404	99,019	110,792	106,949	112,851	109,776	99,287	97,438	104,235	100,997
葛飾	73,389	70,881	74,919	72,814	77,554	75,290	80,057	76,849	73,965	71,537	77,952	75,480
江戸川	92,393	90,645	90,163	88,195	94,428	92,432	100,345	97,484	92,823	90,313	98,150	95,131
計	987,804	937,588	976,299	925,143	1,068,163	1,012,433	1,099,226	1,043,763	987,396	937,994	1,091,571	1,035,614

※各区の交付金額は、表示単位未満を四捨五入し端数調整をしていないため、足し上げても計と一致しないことがある。

図 6

都区財政調整の推移(当初算定)

単位(億円)



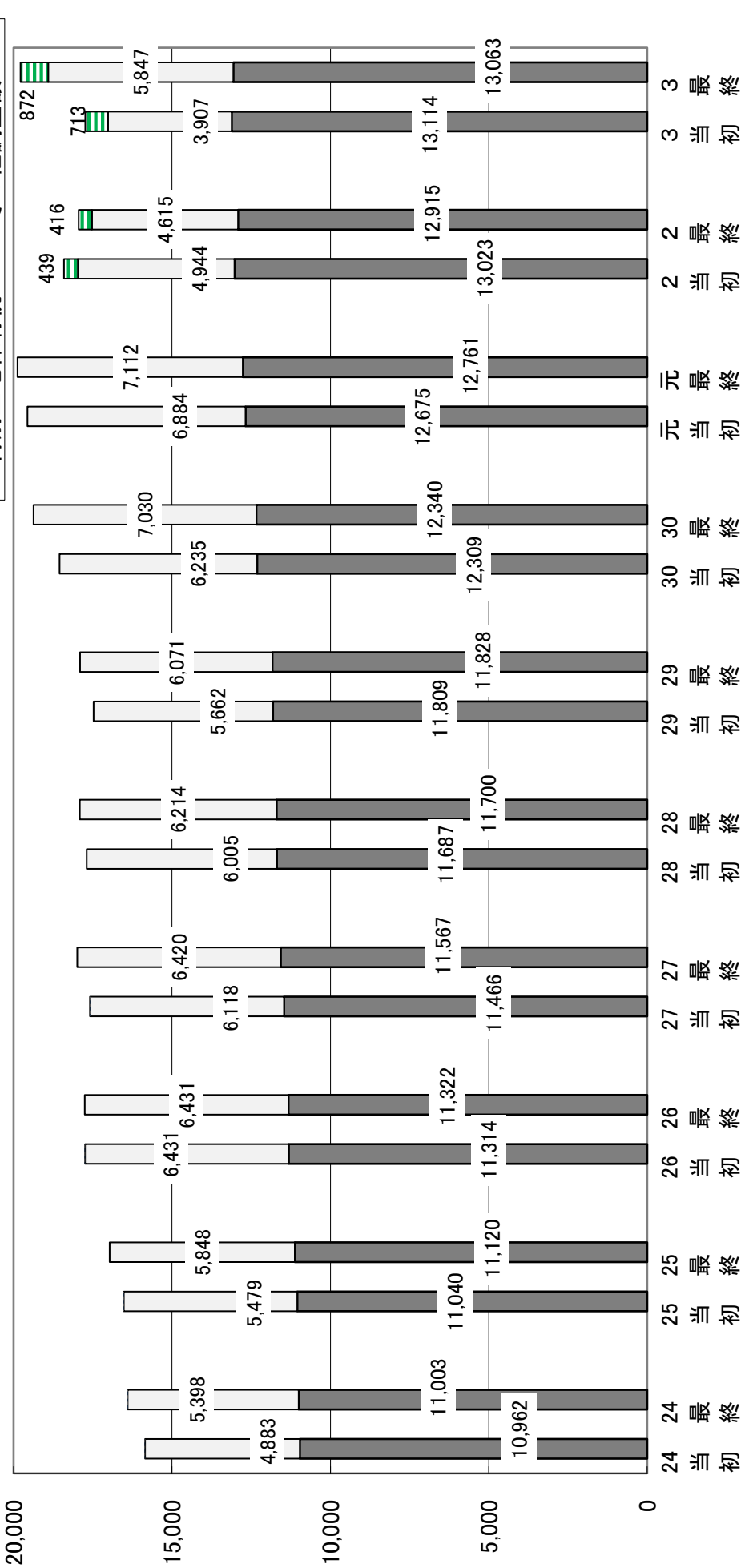
(参考)都区間の調整税配割合の推移(昭和50年以降)

	S50	S51~H11	H12~H18	H19~R1	R2~
都	57%	56%	48%	45%	44.9%
区	43%	44%	52%	55%	55.1%

図 7

調整税等の比較(当初予算・最終補正予算)

(億円)
 ■ 固定資産税
 □ 市町村民税法人分
 ■ 特別土地保有税
 ■ その他調整額



※特別土地保有税及びその他調整額について、1億円未満の場合は表示していません。

調整税等(当初予算・最終補正予算・決算)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初 A	15,845	16,519	17,745	17,585	17,692	17,472	18,545	19,559	18,406	17,735
最終 B	16,403	16,969	17,753	17,986	17,915	17,899	19,370	19,873	17,946	19,783
増減 B-A	558	450	8	401	223	427	825	314	△ 460	2,048
決算	16,497	17,098	17,799	17,838	17,966	18,012	19,344	19,901	18,282	20,359

第2 特別区財政調整交付金の算定

1 普通交付金と特別交付金の算定

- (1) 普通交付金と特別交付金
- (2) 普通交付金の額の算定方法
- (3) 特別交付金の額の算定方法

2 調整税等の配分割合と精算方法

- (1) 基本的考え方
- (2) 調整税等の配分割合
- (3) 調整税等の精算

3 基準財政需要額の算定

- (1) 算定の基本的考え方
- (2) 経費の種類
- (3) 測定単位
- (4) 単位費用
- (5) 補正
- (6) 人件費（給与費）の算定

4 基準財政収入額の算定

- (1) 算定の基本的考え方
- (2) 算定の対象となる税目等
- (3) 基準税率
- (4) フレームと区別算定

5 算定の経過

第2 特別区財政調整交付金の算定

1 普通交付金と特別交付金の算定

(1) 普通交付金と特別交付金

	普通交付金	特別交付金
財源	交付金の総額の95%とする。	交付金の総額の5%とする。
算定の考え方	財源不足の特別区に対し交付する。	特別の事情がある特別区に対し交付する。
算定期日	毎年4月1日現在 (条例第7条)	—————
決定及び通知	・毎年8月15日までに決定する。 ・決定後は、速やかに各特別区に通知する。 (条例第8条)	—————
交付時期及び交付額	原則として毎月交付する。 (条例第13条) ・4月～7月 前年度実績に基づく概算額を交付 ・8月～翌年3月 交付決定額と既交付額との差額を交付	年2回、12月及び3月に交付する。 (条例第13条) ・12月 総額の3分の1を交付 ・3月 残額を交付

(2) 普通交付金の額の算定方法

各特別区の普通交付金の額は、交付金の総額の範囲内で、地方交付税におおむね準じた方法で算定するものである。具体的には次のとおり算定する（令第210条の12、条例第6条）。

ア 財源不足額の算定

各特別区に交付すべき普通交付金の額は、特別区ごとに算定された財源不足額であり、財源不足額は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額である。

$$\boxed{\text{財源不足額}} = \boxed{\text{基準財政需要額}} - \boxed{\text{基準財政収入額}}$$

「基準財政需要額と基準財政収入額」

- ・ 基準財政需要額とは、各特別区が合理的かつ妥当な水準でその行政を行う場合の一般財源所要額に相当するものである。
- ・ 基準財政収入額とは、基準財政需要額に対応する歳入として各特別区が通常確保し得る税等の一般財源収入見込額に相当するものである。

イ 交付金の財源と交付金額との調整方法

(ア) 交付金総額の一定割合（95%）を普通交付金として交付する。

$$\boxed{\text{普通交付金の総額 (a)}} = \boxed{\text{交付金の総額}} \times \boxed{\text{普通交付金の割合 95\%}}$$

(イ) 各特別区の財源不足額が、各特別区に交付すべき普通交付金額となる。

$$\boxed{\text{各特別区の財源不足額(b)}} = \boxed{\text{各特別区の基準財政需要額}} - \boxed{\text{各特別区の基準財政収入額}}$$

(ウ) 普通交付金の総額と各特別区の財源不足額の合計額とが一致しない場合の調整

i 「普通交付金の総額(a) > 各特別区の財源不足額(b)の合計額」のとき

普通交付金の総額(a)が、各特別区の財源不足額(b)の合計額を超える場合は、その超過額を特別交付金の額に加算する（令第210条の13、条例第6条第3項）。

なお、加算額が大幅に見込まれる場合は、平成13年度の都区合意に基づき、具体的な取扱いを定めている。

（財源超過額の取扱いに関しては、「第6 財源超過額に関する恒久的ルール」を参照）

ii 「普通交付金の総額(a) < 各区財源不足額(b)の合計額」のとき

普通交付金の総額(a)が、各特別区の財源不足額(b)の合計額に満たない場合は、令第210条の12第2項ただし書で定められた方法により、各特別区の基準財政需要額を一律に割り落とす調整が行われる（具体的には、財源不足額(b)の合算額が普通交付金の額の総額と同額になるよう、各特別区の基準財政需要額に一定の率を乗じて、再度各特別区の財源不足額を計算し、これを各特別区の普通交付金の額とする。）。

各特別区の基準財政需要額を減額する際には、それぞれ一定の方式で算定された額を一律に減額するが、基準財政需要額が基準財政収入額と同額になるまでを限度とする。このため、減額措置により財源超過（基準財政収入額が基準財政需要額を上回る状態）となる特別区が発生することはない。

また、減額できなかった分については、特別交付金の額を減額して、普通交付金の総額に加算することで調整する（令第210条の12第2項ただし書及び第3項、条例第6条第1項ただし書及び第2項）。

(3) 特別交付金の額の算定方法

交付金総額の5%を特別交付金とし、①基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要があること、②普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があること等特別の事情があると認められる特別区に対して、当該事情を考慮して交付する（令第210の12第4項、条例第5条第2項）。

（特別交付金の算定ルールについては、「第8 平成19年度改正の概要 2 改正の内容 (3) 特別交付金の算定ルール」を参照）

2 調整税等の配分割合と精算方法

(1) 基本的考え方

交付金の総額として特別区に配分される額は、特別区の区域内で特例により都が課税する税のうち固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税の収入額と、法人事業税交付対象額と固定資産税減収補填特別交付金の額との合算額に条例で定める割合を乗じて得た額により算定される（法第282条第2項、令第210条の10）。

交付金の 総 額	=	調 整 税 等 固定資産税 市町村民税法人分 特別土地保有税 法人事業税交付対象額 固定資産税減収補填特別交付金	×	配分割合 55.1%
-------------	---	--	---	-------------------

平成12年度の都区制度改革により、交付金の総額を調整税の一定の割合に定め、これを中期安定的なものとしたのは、都と特別区全体との間の適正な財源配分を行い、かつ特別区の計画的、安定的な財政運営を図るための財源を総体として確保するためである。

交付金の総額が調整税の一定割合に定められたことに伴い「総額補てん制度（財源不足額の合算額を都の一般会計から借り入れること）」及び「納付金制度」は廃止された。

（平成12年度改正の概要については、「第5 平成12年度改正の概要」を参照）

(2) 調整税等の配分割合

調整税等の配分割合（調整率）は、平成12年度に都区制度改革による移管事務経費や将来需要等を勘案し、100分の52に定められ、その後、平成19年度に三位一体改革による影響や、都支出金の一般財源化により、100分の55に定められた（条例第3条第1項）。

（平成19年度改正の概要については、「第8 平成19年度改正の概要」を参照）

令和2年度には、特例的な対応^{*}として、1000分の551に定められた。

※ 令和2年度 都区財政調整方針〈抜粋〉

都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであり、都区間の配分割合は、中期的には安定的なものを定める必要がある。

しかしながら、配分割合に関しては、児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を一層円滑に進めていく観点から、今回、特例的な対応として、特別区の配分割合を令和2年度から0.1%増やし、55.1%とする。

今回の特例的な対応により変更した分も含め、令和4年度に、配分割合のあり方について、改めて協議することとする。

(3) 調整税等の精算

交付金の総額を算定するためには、「調整税等の収入額」の把握が必要になるが、最終的な収入額の確定は決算を待つことになる。そこで当該年度においては収入見込額（東京都予算）に基づいて算定しておき、その後決算額との精算を行うこととなる（条例第3条第2項）。

その結果、毎年度分として交付すべき交付金の総額は以下のように算定される。

毎年度分		当該年度分		当該年度の前年度以前分の精算額
毎年度分として交付すべき交付金の総額	＝	当該年度の調整税等の収入見込額を基礎として算定した額	＋	当該年度の前年度以前の調整税等について決算額と収入見込額との間の過不足について調整した額

3 基準財政需要額の算定

(1) 算定の基本的考え方

「基準財政需要額」とは、各特別区の財政需要を合理的に測定するために、当該特別区について、一定の算定方法により算定される額である（条例第2条第2号）。

その算定方法は、おおむね地方交付税に準じており（令第210条の12第1項）、原則として次の算定方法によって算定される。

$$\boxed{\text{基準財政需要額}} = \boxed{\text{単位費用}} \times \boxed{\text{測定単位の数値}} \times \boxed{\text{補正係数}}$$

(測定単位1当たりの費用) (人口・学校数等) (段階補正、密度補正等)

基準財政需要額とは、各特別区が合理的かつ妥当な水準において標準的な行政を行うために必要とされる額（＝「あるべき財政需要額」）をいう。したがって、それは特別区の予算額や決算額そのものではなく、都区間でルール化され、具体的には規則に規定された方法で、客観的に算定された額である。

なお、基準財政需要額は、標準的な事業に要する経費のうち一般財源をもって賄うべき額を算定するものであり、それを通じて各特別区の一般財源の均衡化を図ろうとするものである。このため、算定に当たっては、標準的な事業に見合うべき国庫支出金、都支出金、使用料・手数料等の特定財源を控除している。

ただし、目的財源である交通安全対策特別交付金等については、①その目的は極めて包括的で、むしろ一般財源に近い性質をもっていること、②区別の収入額に著しい差異があるので、一定の測定単位の数値に比例する特定財源として控除してしまうことは特別区相互間の財源均衡化の見地から好ましくないことから、特定財源として扱わず、特別区の一般財源である基準財政収入額として扱っている。

(2) 経費の種類

基準財政需要額は、経常的経費と投資的経費とに大別した上で、行政経費を目的別に区分し算定している。

経常的経費には、①議会総務費、②民生費、③衛生費、④清掃費、⑤経済労働費、⑥土木費、⑦教育費、⑧その他諸費の8種類が、投資的経費には、①議会総務費、②民生費、③衛生費、④清掃費、⑤経済労働費、⑥土木費、⑦教育費の7種類がある。

（経費の種類及び構成比については、表3及び図8～図11を参照）

(3) 測定単位

「測定単位」とは、経費の種類ごとに、基準財政需要額を的確かつ客観的に算定するための指標として最も適当と考えられるものであり、あるべき財政需要額がおおむね比例するであろう数値である。この測定単位の数値には、需要額と相関性が高いことに加え、客観的で信頼性があることが求められる。

したがって、測定単位には、人口、道路面積、学校数といった確実に把握できる数値が用いられており、具体的には条例で規定されている（条例第10条）。

（費目ごとの測定単位は、表3参照）

(4) 単位費用

「単位費用」とは、測定単位1単位当たりが必要とされる費用であり、経費の種類ごとに定められている。各特別区の基準財政需要額は、単位費用に測定単位の数値を乗じることで算定される。

この単位費用を算出するために、標準的な特別区として「標準区」を設定する。標準区とは現実に存在する特別区ではなく、単位費用を算出するために、人口、道路面積、学校数等の測定単位が23特別区の平均に近い標準的な行政規模をもつと想定した架空の特別区である。この標準区において、合理的かつ妥当な水準の行政が行われた場合に必要な経費から、補助金、使用料・手数料等の特定財源を除いた一般財源所要額（標準区経費）が単位費用算定の基礎となる。

この標準区経費を、経費の種類ごとに設定された標準規模で除した、測定単位1単位当たりの経費として算出されたものが単位費用となる。

なお、この標準区経費は、毎年度、基準改定及び新規経費等について都区協議が行われ、協議の結果に基づき改定が行われている。

（標準区の各数値及び令和4年度の単位費用については、表3参照）

(5) 補正

ア 補正の必要性和補正係数

各特別区の基準財政需要額は、基本的には、各費目の単位費用に特別区ごとの測定単位の数値を乗じて算定される。しかし、実際に特別区がおかれている社会的・経済的・地理的条件は多様であり、事業によっては測定単位当たりの実際の行政経費に大きな差が生ずることがある。

このように、各費目の単位費用のみで行政需要を算定したのでは妥当な範囲を超え、不十分なし不合理となる場合に、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値の割増し又は割り落としを行い、単位費用当たりの経費の差を基準財政需要額の算定に反映させることが、数値の補正である。

そして、基準財政需要額の算定の際、測定単位に乗ずる係数（乗率）を「補正係数」という。

$$\boxed{\text{基準財政需要額}} = \boxed{\text{単位費用}} \times \boxed{\text{測定単位の数値}} \times \boxed{\text{補正係数}^*}$$

補正後の測定単位の数値

※ 経費の差を補正する方法として、条件の違いごとに異なった単位費用を定めて適用する方法も考えられるが、数多くの単位費用が必要になり、算定が複雑になる。このため、単位費用を経費種類ごとに一本化し、それぞれの測定単位の数値を補正するという現行の方法が採られている。

イ 補正の種類

現在、条例では、次の4種類の補正を行うことができると規定しており（条例第11条）、各測定単位ごとの補正について、条例施行規則によりその方法が定められている。

都区財政調整制度においては、各特別区の個別事情を的確に反映させるため、以下のように多くの経費の算定において補正が行われている。

(ア) 種別補正

測定単位に種別があり、種別ごとに単位当たりの費用に差があるものについて、その種別ごとの単位当たりの費用の差に応じ、当該測定単位の数値を補正するものである。経常的経費では、土木費の道路橋りょう費と公園費、投資的経費では、土木費の道路橋りょう費で種別補正が行われている。道路は道路幅員等により、公園は種類（一般公園、河川敷公園、児童遊園）により補正されている。

(イ) 段階補正

規模の大小にかかわらず、一定の固定的な経費が必要となる場合に行う補正である。例えば、区長の給料は、特別区の大小に関係なく1人分の経費が必要であり、人口（区民）の大小に関わらず経費は増減しない。よって、人口が多いほど、区民1人当たりが負担する経費は割安になる。このように、全区で一律に必要な経費（固定費）については、規模の大きな特別区ほど単位当たり費用が割安になるため、当該経費に補正を行い、基準財政需要額に反映させている。段階補正は、多くの経費の算定で用いられている。

(ウ) 密度補正

密度の大小により、単位当たりの経費が逡減又は逡増するものについて行う補正である。

例えば、測定単位が人口の議会総務費においては、人口に占める戸籍人口の比率（密度）が高くなるほど、区民1人当たりの住民基本台帳整備に係る経費は割高になり、逆に比率が低い場合には割安になる。こうした測定単位に比例しない経費について、標準区の密度と比較し、その大小に応じて割増又は割減の補正を行い、基準財政需要額に反映させている。

このほか、密度補正は、心身障害者福祉手当支給件数及び難病手当支給件数比率による補正（民生費・社会福祉費）等、経常的経費で21種類、投資的経費で5種類の計26種類が設けられている。

(エ) 態容補正

各特別区の地域的条件の差異、法令等に基づく特定の事業の有無、その他の態容による行政の質量差等により、単位当たり経費が割高又は割安となるものについて、割増又は割減の方法により行う補正である。

地域的条件の例としては、地盤の差異に基づく特別基礎工事費の単価差及び用地費の単価差の補正（低地係数・地価係数の設定）が、法令等に基づくものの例としては、衛生費の公害健康被害補償事業費（公害健康被害補償法の規定による地域指定）がある。

また、その他の態容による行政の質量差によるものの例として、特定の施設等を設置する特別区に対し、保有の実態に応じて所要経費を付加するもの（例、勤労福祉会館の管理運営費）や、特定の事業に係る経費を加算するもの（例、空き家等対策等事業費）などがある。

態容補正は、経常的経費で42種類、投資的経費で29種類の計71種類が設けられている。

(6) 人件費（給与費）の算定

職員の給与費は、事業ごとの標準経費の中で事業費とともに算定され単位費用として算出されている（昭和57年度に事業費と人件費を統合）。

具体的には、標準給（職員1人当たりの平均給与費）を設定し、各事業における標準的な職員数を乗じることにより算定している。

標準給の構成要素は、給料並びに管理職、扶養、地域、期末、勤勉、住居、通勤、初任給調整及び児童の各手当と、共済負担金、公務災害基金掛金及び公務災害附加給付の13項目である。

なお、これ以外の人的経費（時間外勤務手当、議員報酬、特別職報酬、退職手当等）は、各経費の中で、事業費として算定されている。

標準給の積算は、平成11年度にそれまでの現員現給方式から昇給昇格モデル方式に基づく、標準給による算定方法に改めた。

また、平成18年度から、都派遣の清掃事業従事職員に対応していた第2標準給を廃止した。

これまで4区分であった職層区分について、平成19年度から技能職、平成28年度からフルタイム再任用、さらには令和元年度から新たに職員Cの区分を追加して7区分となった。

基準財政需要額の算定例

基準財政需要額の区別算定の例として、令和4年度の議会総務費におけるX区の場合を以下に示す。
 〈1〉 条例、規則に定められている単位費用・測定単位の種類・補正係数の求め方等を基に、
 〈2〉 必要な区別の数値（人口・戸籍人口・昼間人口等）により算定する。

<p>【令和4年度の議会総務費（経常的経費）】</p> <p>1 単位費用 25,987円／人 2 測定単位 「人口(4月1日)」 3 補正</p> <p>(1) 補正の種類 議会総務費では、次の5つの補正を設定している。</p> <p>① 段階補正 …… 固定費の影響を反映 ② 密度補正 …… 標準区の戸籍人口比率に対する当該区の戸籍人口比率の割合により住民基本台帳整備費の割増又は割減の補正 ③ 態容補正Ⅰ …… 昼間人口比率により、災害対策費の一部を補正 ④ 態容補正Ⅱ …… 退職手当について、各区の退職対象者の状況に応じて補正 ⑤ 態容補正Ⅲ …… 人口区分に応じた議員定数により、議会運営に係る経費の差を補正</p> <p>(2) 補正係数 個々の補正係数の求め方は規則による。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>例) 密度補正係数の場合 $B / A \times 0.021 + 0.977$ 算式の符号 A : 測定単位の数値 (当該区の人口) B : 当該年度4月1日現在における当該特別区の戸籍記載人口</p> </div> <p>(3) 補正係数の統一処理（連乗加算）の方法 連乗加算の方法は規則による。議会総務費の場合、次のとおり。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>段階補正係数 + (密度補正係数 - 1) + (態容補正Ⅰ係数 - 1) + (態容補正Ⅱ係数 - 1) + (態容補正Ⅲ係数 - 1)</p> </div>	〈1〉
--	-----



<p>【X区（人口700,000人）の算定額】</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 5px;">単位費用</div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 5px;">測定単位</div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 5px;">補正係数</div> </div> <p>25,987円／人 × (700,000人 × 連乗加算により0.762)</p> <table style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">段階補正係数</td> <td style="text-align: right;">0.745</td> </tr> <tr> <td>密度補正係数</td> <td style="text-align: right;">0.992</td> </tr> <tr> <td>態容補正Ⅰ係数</td> <td style="text-align: right;">1.000</td> </tr> <tr> <td>態容補正Ⅱ係数</td> <td style="text-align: right;">1.020</td> </tr> <tr> <td>態容補正Ⅲ係数</td> <td style="text-align: right;">1.005</td> </tr> </table> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>例) 密度補正係数の場合</p> <p>① X区の数値は、A : 700,000人・B : 500,000人である。 ② したがって、密度補正係数は、$500,000 / 700,000 \times 0.021 + 0.977 = 0.992$</p> </div> <p>= 25,987円／人 × 533,400人 (補正後の測定単位の数値) = 13,861,466千円 (算定額)</p>	段階補正係数	0.745	密度補正係数	0.992	態容補正Ⅰ係数	1.000	態容補正Ⅱ係数	1.020	態容補正Ⅲ係数	1.005	〈2〉
段階補正係数	0.745										
密度補正係数	0.992										
態容補正Ⅰ係数	1.000										
態容補正Ⅱ係数	1.020										
態容補正Ⅲ係数	1.005										

表3

経費の種類、測定単位、標準行政規模、単位費用(令和4年度)

経常的経費

経費の種類	測定単位	標準区数値	一般財源所要額		単位費用 B/A	
			A	B		
議会総務費	議会総務費	人	350,000人	9,095,587,369円	25,987円	
民生費	社会福祉費	人	350,000人	5,182,653,251円	14,808円	
	老人福祉費	65歳以上人口	63,000人	4,566,843,231円	72,490円	
	生活保護費	被保護者数	7,600人	1,398,883,224円	184,064円	
	児童福祉費	児童福祉費	18歳未満人口	47,000人	6,919,907,739円	147,232円
			区立保育所入所児童数	3,400人	5,167,515,901円	1,519,858円
			私立保育所入所児童数	1,100人	774,393,532円	703,994円
		国民健康保険事業助成費	被保険者数	113,780人	1,459,676,168円	12,829円
	後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	34,000人	2,639,316,726円	77,627円	
衛生費	衛生費	人	350,000人	3,399,350,789円	9,712円	
清掃費	清掃総務費	人	350,000人	158,343,350円	452円	
	収集作業費	人	350,000人	1,880,072,672円	5,372円	
	収集車両費	人	350,000人	524,170,788円	1,498円	
	処理処分費	人	350,000人	1,071,794,308円	3,062円	
経済労働費	生活経済費	人	350,000人	157,432,911円	450円	
	産業経済費	事業所数	12,000箇所	701,949,837円	58,496円	
土木費	建築公害費	人	350,000人	828,875,667円	2,368円	
	都市整備費	人	350,000人	382,842,061円	1,094円	
	道路橋りょう費	道路面積	2,322,000㎡	111,484,170円	48円	
	公園費	公園面積	300,000㎡	449,935,436円	1,500円	
教育費	小学校費	児童数	22,950人	886,656,766円	38,634円	
		学級数	612学級	631,866,788円	1,032,462円	
		学校数	34校	3,584,198,983円	105,417,617円	
	中学校費	生徒数	10,800人	456,512,123円	42,270円	
		学級数	270学級	419,852,802円	1,555,010円	
		学校数	18校	1,963,396,404円	109,077,578円	
	その他の教育費	児童生徒数	33,750人	937,549,649円	27,779円	
幼稚園数		15箇所	795,691,059円	53,046,071円		
人		350,000人	2,251,001,476円	6,431円		
その他諸費	公債費	元利償還金		155,700,000円	1円	
	財産費	年度支払額		2,626,600,000円	1円	
	その他行政費	人	350,000人	4,708,550,000円	13,453円	

投資的経費

経費の種類	測定単位	標準区数値	一般財源所要額		単位費用 B/A
			A	B	
議会総務費	議会総務費	人	350,000人	379,512,400円	1,084円
民生費	社会福祉費	人	350,000人	155,052,000円	443円
	老人福祉費	65歳以上人口	63,000人	245,570,000円	3,898円
	児童福祉費	15歳未満人口	38,000人	501,723,200円	13,203円
衛生費	衛生費	人	350,000人	103,660,000円	296円
清掃費	収集作業費	人	350,000人	60,245,000円	172円
	処理処分費	人	350,000人	1,103,379,340円	3,153円
経済労働費	生活経済費	人	350,000人	46,720,000円	133円
土木費	建築公害費	人	350,000人	272,337,000円	778円
	都市整備費	人	350,000人	70,431,000円	201円
	道路橋りょう費	道路面積	2,322,000㎡	335,647,880円	145円
	公園費	人	350,000人	523,959,269円	1,497円
教育費	小学校費	学校数	34校	5,362,788,000円	157,729,059円
		学級数	18校	3,026,812,000円	168,156,222円
	その他の教育費	児童生徒数	33,750人	87,600,000円	2,596円
		園児数	1,800人	451,357,500円	250,754円
	人	350,000人	1,878,478,800円	5,367円	

図 8

基準財政需要額の経常・投資比率

(令和4年度当初算定)

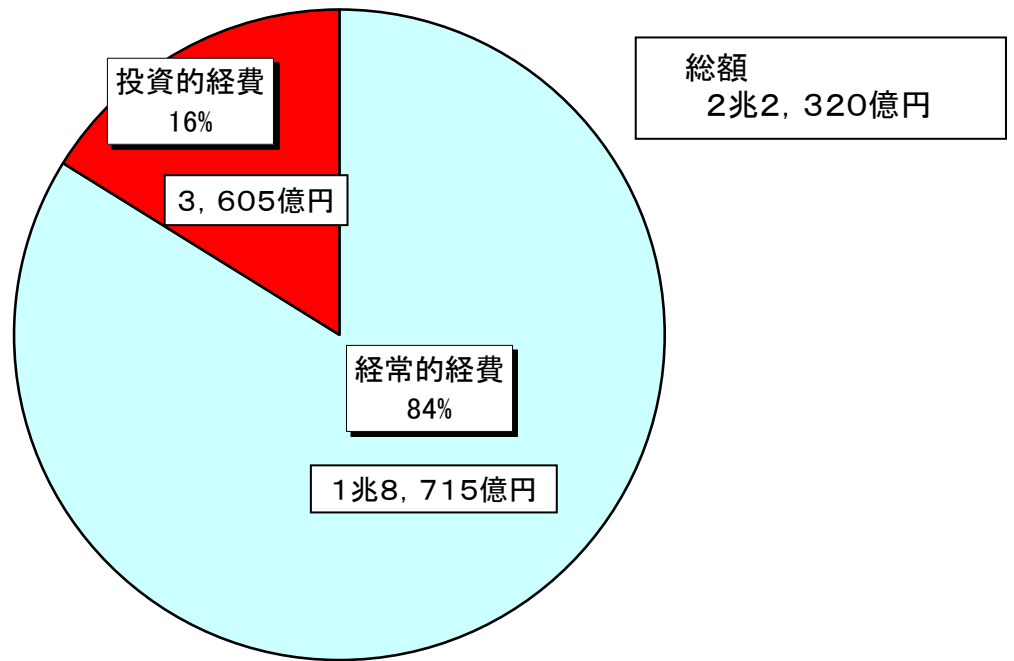
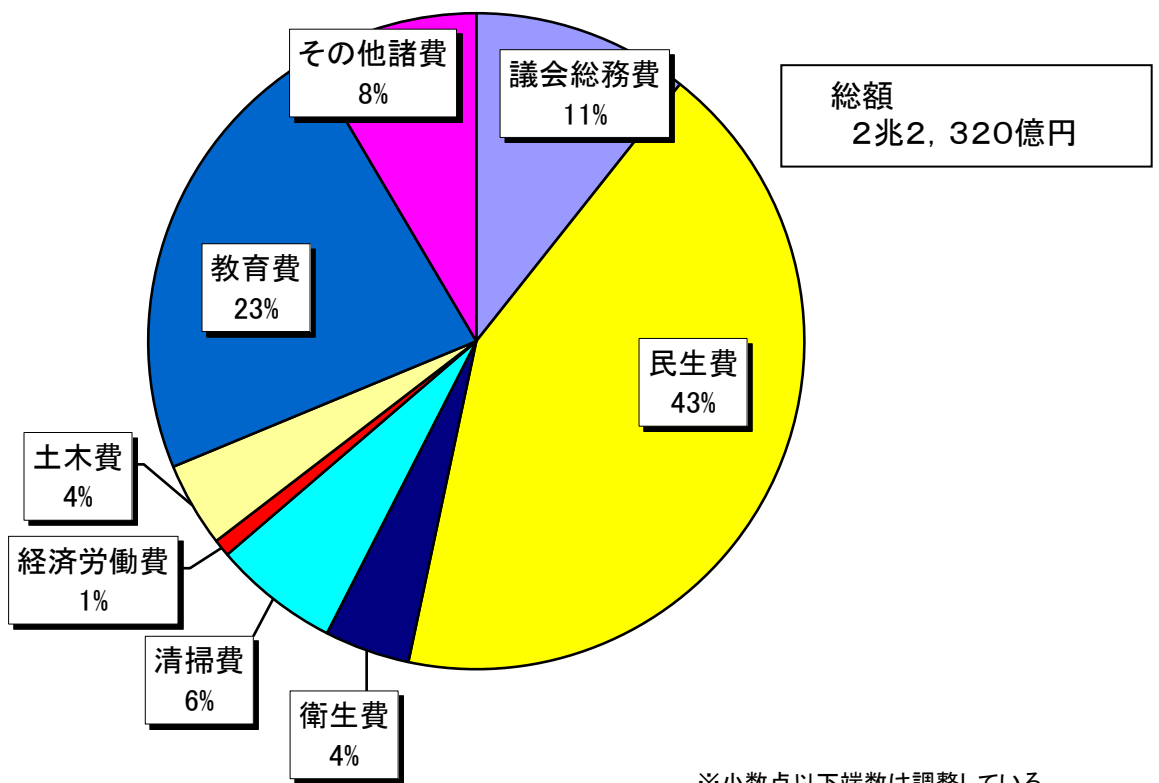


図 9

基準財政需要額の款別構成比

(令和4年度当初算定、経常+投資)



※小数点以下端数は調整している。

図10

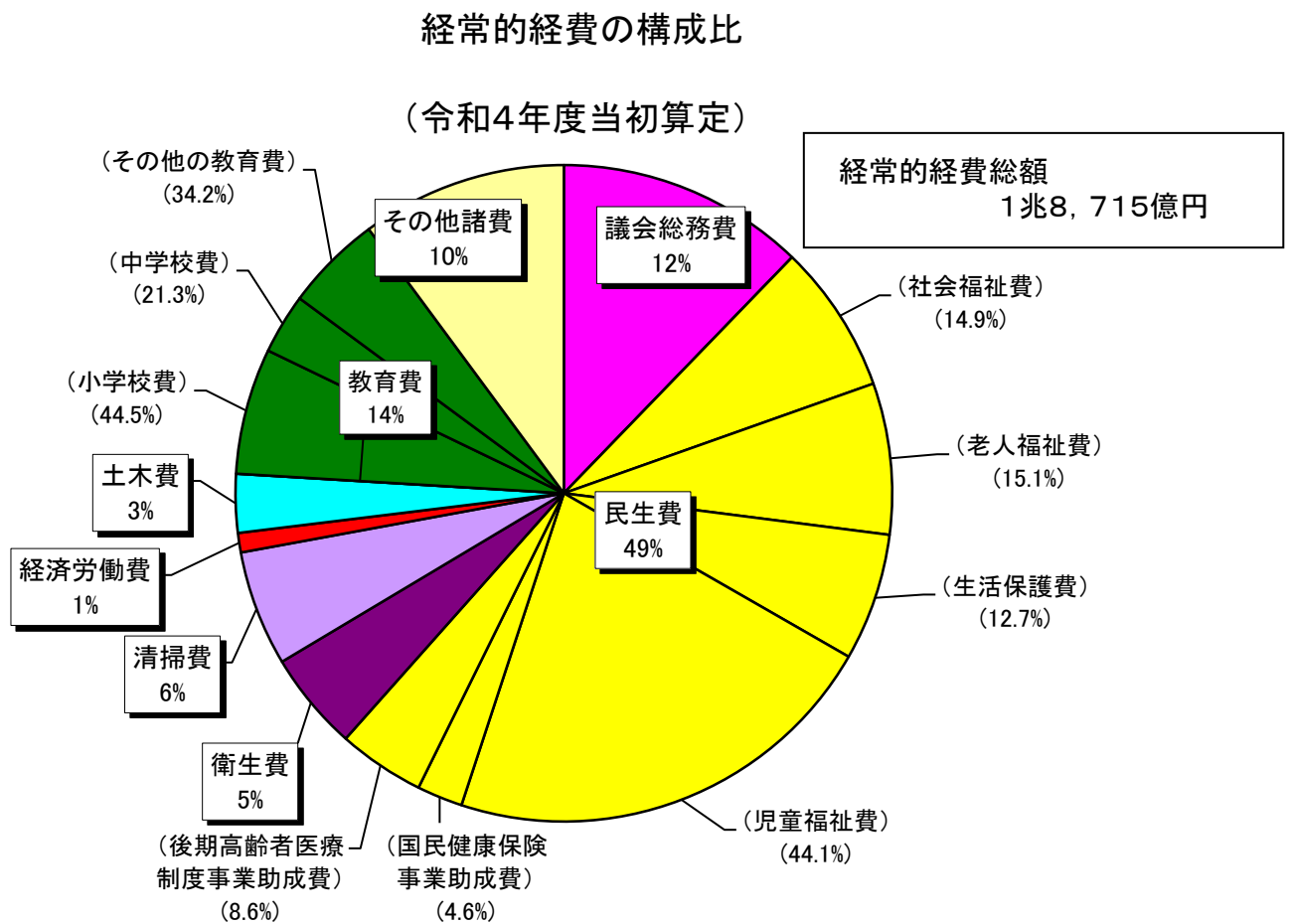
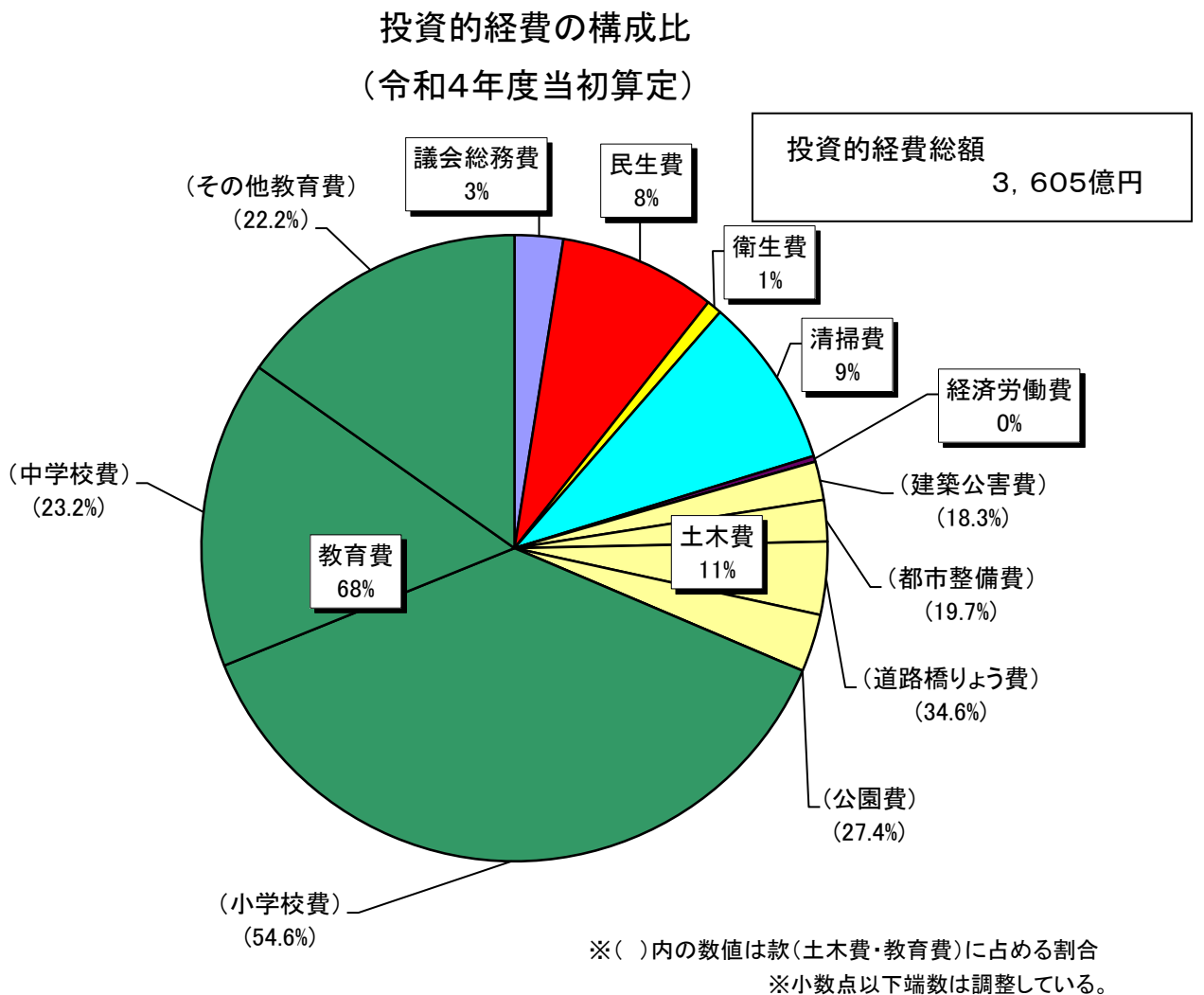


図11



4 基準財政収入額の算定

(1) 算定の基本的考え方

- ・ 「基準財政収入額」とは、各特別区の財政力（地方税等の一般財源をどの程度確保できるか）を合理的に測定するため、条例の定めるところにより都が特別区ごとに算定した額で、普通交付金の算定に用いるものをいう。
- ・ 具体的には、特別区の標準的な税収入の一定割合により算定された額である。

$$\boxed{\text{基準財政収入額}} = \boxed{\text{標準的な地方税収入}} \times \boxed{85\%} + \boxed{\text{地方譲与税等}}$$

基準財政収入額は、基準財政需要額の算定とともに客観的かつ合理的に算定されなければならない。このため、算定方法の基本的事項は政令の規定に基づき条例で定めている。

(2) 算定の対象となる税目等

- ・ 基準財政収入額の算定の対象となるのは、原則として一般財源である法定普通税を主体とした標準的な地方税収入である。
- ・ 標準的な地方税収入とは、地方税法に定める標準税率（標準税率の定めのない税にあっては地方税法に定める税率）をもって算定した地方税収入（以下「標準税収入」という。）及び税交付金のことである。

基準財政収入額の算定の対象は、特別区の法定普通税である特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税及び鉱産税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税に限定されている（当分の間、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、特別区民税特例加減算額及び地方消費税交付金特例加算額も算定項目とされている。）。

基準財政収入額が、主に法定普通税を対象としているのは、これが目的税や法定外普通税と違い、各特別区に普遍的な税収といえるからである。

主に一般財源を対象としているのは、基準財政需要額が特別区の一般財源所要額を算定するものとされていることに対応するものであるが、このような収入に限定して算定することとしたのは、補助金、負担金、使用料及び手数料等の「税外収入」はその内容及び程度が特別区間で異なり、年度によって変動する性格を有するとともに、これらの収入は、一般的には特定の経費の財源となり、かつ、当該経費の支出に応じてその量が定まる関係にあるからである。このため、こうした収入については、基準財政収入額には算定せず、基準財政需要額の経費の積算の際に、特定財源として、標準的な額を需要額から控除することとしている。

この例外として、地方消費税交付金（社会保障財源分）、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金は目的財源であるが、その性格が極めて包括的で一般財源に近い等の理由により基準財政収入額の算定対象としている。

（基準財政需要額の算定における特定財源との関係については、3 基準財政需要額の算定を参照）

(3) 基準税率

- ・ 基準財政収入額は、対象となる税金等の全額を算入するものではなく、標準的な地方税収入について、基準税率を用いて算定している。
- ・ 基準税率とは、標準税収入額等を基準財政収入額の中に算入する際の一定の率（算入率）である。

基準税率を用いるのは、地方交付税と同様、①収入に見合うよう各特別区の全ての需要を把握することが困難であること、②各特別区が独自の施策を行うために財源余地が必要なこと等があげられる。

表5のとおり、現在の都区財政調整の基準税率は85%であり、特別区は基準財政収入額の面で15%の自主財源が付与されている。

なお、自主財源については、基準税率から除かれた15%のほか、基準財政需要額の算定で「その他諸費」の款に「その他行政費」を設け、特別区民税等の10%相当額を人口を測定単位として算定している。これは特別区の財政需要の均衡を配慮したものであり、この結果、特別区の自主財源は総額において、一般の市町村同様25%となる。

地方譲与税等（地方譲与税及び交通安全対策特別交付金）は、その収入が地方公共団体の課税努力と関係なく国の定める基準によって譲与されるという性質から地方交付税ではその全額を基準財政収入額に算入されることとなっており、都区財政調整についても同様に全額算入としている。

(4) フレームと区別算定

基準財政収入額の算定は、雇用環境や景気の動向、税制改正の影響等を十分に考慮して特別区全体の基準財政収入額を算定し、次に各特別区の基準財政収入額を算定する（以下「区別算定」という。）。

特別区全体の基準財政収入額の算定というのは国でいう地方財政計画に相当するものであり、これは当初フレームとして都区協議会で合意される。区別算定はこの当初フレームに基づき行われるが、算定方法の基本的事項については条例で定め、具体的には規則で定めている。

ア 区別算定の考え方

前述のとおり、区別算定の役割は当初フレームで算定した特別区全体の基準財政収入額を、客観的、合理的に各特別区の基準財政収入額として算定していくことである。

- ・ 区別算定は、前3か年の決算調定額等を基礎とする。
- ・ 当該特別区の基準財政収入額は、理論的には、各税目の特別区全体の前3か年の決算調定額等に占める当該区の前3か年の決算調定額等の割合（シェア）を、各税目の当初フレーム額に乗ずることで算定する。

$$\boxed{\text{当該特別区の基準財政収入額}} = \boxed{\text{特別区全体の基準財政収入額}} \times \frac{\boxed{\text{当該特別区の前3か年の決算調定額等}}}{\boxed{\text{特別区全体の前3か年の決算調定額等}}}$$

イ 実際の区別算定の例

令和4年度の特別区民税の区別算定の例を示すと以下のとおりである。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{当該特別区の} \\ \text{基準財政収入額} \\ \text{(特別区民税)} \end{array}} = \boxed{\frac{A+B+C}{3}} \times \boxed{\text{規則で定} \\ \text{める率D}} \times \boxed{\begin{array}{l} 0.98 \\ \text{標準徴収率} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} 0.85 \\ \text{基準税率} \end{array}}$$

- A 当該特別区の令和3年度の特別区民税の現年度分及び過年度分の調定額
- B 当該特別区の令和2年度の特別区民税の現年度分及び過年度分の調定額
- C 当該特別区の令和元年度の特別区民税の現年度分及び過年度分の調定額
- D 規則別表第四に掲げる特別区民税に係る率（1.0116619565）

ウ 地方消費税交付金

平成26年度より、地方消費税率引上げに伴って、地方消費税交付金の区別算定の方法が、前3か年度の交付金総額を基に割り出したシェアを当初フレームに乗ずる方法から下記方法に変更された。

- ・地方消費税交付金の区別算定式

$$A \times \frac{(17B + 5D)}{(17C + 5E)} \times 0.85 \text{ (基準税率)}$$

- A 各特別区への交付見込額の合計額として知事が算定した額
- B 当該特別区の人口により算定した率
- C 規則別表第四に掲げる率（特別区の人口の合計により算定した率）
- D 当該特別区の従業者数により算定した率
- E 規則別表第四に掲げる率（特別区の従業者数の合計により算定した率）

エ 暫定措置

(ア) 特別区民税特例加減算額

当分の間、都区財政調整においても地方交付税と同様に、三位一体改革による国庫補助負担金の廃止・縮減に伴う税源移譲により財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営及び制度の移行を確保するため、所得税から個人住民税への税源移譲相当額を、基準財政収入額に100%算入することとしている。

そのため、当分の間、区別算定においても税源移譲影響見込額の15%分を「特別区民税特例加減算額」として算入することとしている。

- ・特別区民税特例加減算額の区別算定（令和4年度）

$$\frac{\text{令和元年度税源移譲影響見込額} + \text{令和2年度税源移譲影響見込額} + \text{令和3年度税源移譲影響見込額}}{3}$$

※ 実際の区別算定は、上記で求めた額に、フレーム額に合わせるための率、標準徴収率（0.98）及び0.15を乗じて行うこととしている。

(イ) 地方消費税交付金特例加算額

当分の間、都区財政調整においても地方交付税と同様に、地方消費税引上げによる増収分（社会保障財源分）については、財政力格差が拡大しないよう、基準財政収入額に100%算入することとしている。

そのため、当分の間、区別算定においても地方消費税引上げによる増収分（社会保障財源分）の15%を「地方消費税交付金特例加算額」として算入することとしている。

・ 地方消費税交付金特例加算額の区別算定

$$A \times \frac{B}{C}$$

- A 各特別区に対して交付すべき額の見込額に100分の15を乗じて得た額に相当する額の合計額として知事が算定した額
- B 当該特別区の人口により算定した率
- C 規則別表第四に掲げる率（特別区の人口の合計により算定した率）

表4 都区財政調整における基準財政収入額の算定対象

項 目		基準財政収入額の算定対象	算 定 対 象 外
一 般 財 源	普 通 税	(法定普通税の全て) 特 別 区 民 税 軽 自 動 車 税 特 別 区 た ば こ 税 鉱 産 税	法 定 外 普 通 税
	税 交 付 金	利 子 割 交 付 金 配 当 割 交 付 金 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 地 方 消 費 税 交 付 金 (一 般 財 源 分) ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 環 境 性 能 割 交 付 金	
	地 方 譲 与 税	地 方 揮 発 油 譲 与 税 自 動 車 重 量 譲 与 税	
	そ の 他	地 方 特 例 交 付 金	
目 的 財 源	目 的 税		入 湯 税 法 定 外 目 的 税
	税 交 付 金	地 方 消 費 税 交 付 金 (社 会 保 障 財 源 分)	
	地 方 譲 与 税 等	航 空 機 燃 料 譲 与 税 森 林 環 境 譲 与 税 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	

(注) この他、特別区民税特例加減算額、地方消費税交付金特例加算額が算定対象となる。

表5 都区財政調整と地方交付税との基準税率の比較

	都区財政調整・特別区	地 方 交 付 税	
		市町村分	都道府県分
基準税率 のあるもの	(85%) 地 方 税 税 交 付 金 地方特例交付金	(75%) 地 方 税 税 交 付 金 市 町 村 交 付 金 地 方 特 例 交 付 金	(75%) 地 方 税 特 別 法 人 事 業 譲 与 税 都 道 府 県 交 付 金 地 方 特 例 交 付 金
全 額 算 入	(100%) 地 方 譲 与 税 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	(100%) 地 方 譲 与 税 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	(100%) 地 方 譲 与 税 (除特別法人事業譲与税) 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金

(注) 当分の間、三位一体改革による個人住民税の税源移譲相当額及び地方消費税増税に伴う増収分(社会保障財源分)は、都区財政調整、地方交付税ともに、100%算入することとされている。

(参考) 市町村税等の都区配分は次のとおりである。

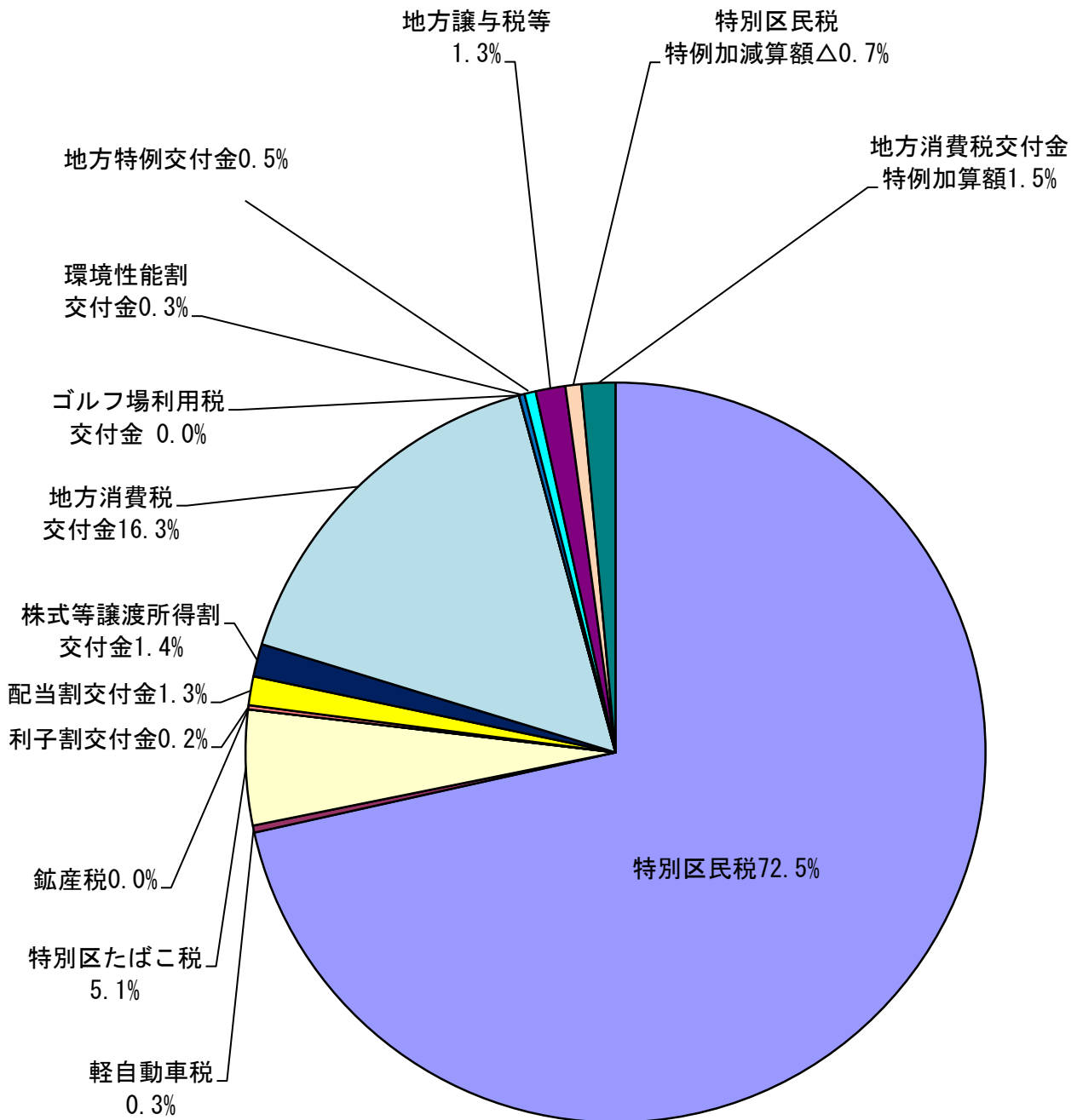
区 分		都	区	区 分	都	区		
市 町 村	普通 税	市町村 民 税	個人分	○ (特別区民税)	税 交 付 金	利子割交付金	○	
		法人分	◎	配当割交付金		○		
	固定資産税	◎	株式等譲渡所得割交付金	○				
	軽自動車税		○	地方消費税交付金		○		
	市町村たばこ税		○ (特別区たばこ税)	ゴルフ場利用税交付金		●		
	鉱 産 税		○※	環境性能割交付金		○		
	特別土地保有税	◎		法人事業税交付金 (法人事業税交付対象額)		◎		
	法定外普通税	○※	○	特別とん譲与税		○		
	目的 税	入 湯 税		●		地 方 譲 与 税 等	地方揮発油譲与税 (市町村分)	○
		事業所税	○				自動車重量譲与税 (市町村分)	○
		都市計画税	○				航空機燃料譲与税 (市町村分)	●
		水利地益税		○※			森林環境譲与税 (市町村分)	○
		共同施設税		○※			交通安全対策特別交付金 (市町村分)	○
		宅地開発税		○※			そ の 他	市町村交付金
国民健康保険税			○※	地方特例交付金 (市町村分)	○			
法定外目的税	○※	○※	固定資産税減収補填 特別交付金(市町村分)	◎				

- (注) 1 ◎は、都区財政調整制度上の調整税等である。
 2 ●は、都区制度改革により特別区へ移譲された税財源(平成12年4月～)
 3 ※の税は、課税実績なし
 4 国民健康保険税については、特別区においては、国民健康保険料として徴収
 5 固定資産税減収補填特別交付金は令和3年度から8年度までの各年度交付される。

図12

令和4年度 基準財政収入額

当初算定総額 1兆2,335億円



※ 各算定項目の割合は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が100.0%とならない。
 ※ 「地方譲与税等」とは、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金である（地方揮発油譲与税は、道路特定財源の一般財源化に伴い、平成21年度に地方道路譲与税から名称変更されたもの。）。

5 算定の経過

都区財政調整は、都と特別区間の協議により調整が図られ、条例・規則の改正を経て、各特別区の交付金の算定が行われている。

下記は、令和4年度都区財政調整当初見込み（区別算定）に係る事務の経過である。

- 令和3年7月 令和4年度都区財政調整当初見込みの作業を開始
- ・各特別区、関係各局への調査、物価変動、法令改正等を考慮し標準的な需要（基準財政需要額）を見込む。
 - ・経済状況や国税の動向等から特別区の標準的な収入（基準財政収入額）を見込む。
- 8月 令和4年度東京都予算編成方針を都財務局が発表
- 9～10月 各特別区・関係各局に対して行政部がヒアリングを行う。
- 10月 令和4年度都区財政調整当初見込みの作業（関係局との調整）
- 12月 都区財政調整協議会開催
- ・令和4年度都区財政調整当初見込みの協議が始まる（令和4年1月までに2回開催）。
- 都区財政調整協議会幹事会開催
- ・都と特別区の課長級実務担当者による令和4年度都区財政調整当初見込みの協議が始まる（令和4年1月までに4回開催）。
- 令和4年1月 区長会総会開催
- ・令和4年度都区財政調整協議について了承される。
- 2月 都区協議会開催
- ・「令和4年度都区財政調整方針」及び「同見込み」が了承される。
 - 1 普通交付金 1,053,870 百万円、特別交付金 55,467 百万円
 - 2 単位費用等を改める条例案が都区協議会で了承
- 3月 単位費用等を改める条例案が都議会で可決成立
- 4月 都区財政調整説明会の開催
- ※ 令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催せず、資料送付をもって代える。
- 5月 測定単位の数値に関する調査（数値確認調査）
- ・4月1日現在の測定単位の数値等を把握
 - ・区別算定に必要な規則の改正作業に着手
- 6月 令和4年度の普通交付金の区別の算定作業を開始
- 8月 都区協議会開催
- ・「令和4年度都区財政調整決定方針」が了承される。
 - 1 基準財政収入額 1,233,542 百万円、基準財政需要額 2,232,008 百万円
 - 2 区別に算定された普通交付金の総額 1,013,698 百万円

※ 上記「令和4年度都区財政調整方針」、「令和4年度都区財政調整決定方針」及び「令和3年度再調整方針」に係る資料を次ページ以降に掲載した。

令和4年度 都区財政調整方針

令和4年度の都区財政調整については、下記により行うものとする。

記

第一 基準財政収入額

- 1 基準財政収入額は、各特別区の財政力を合理的に測定する趣旨を踏まえながら、過去の実績に基づく標準算定を行う。
- 2 算定に当たっては、社会経済及び税制改正の動向、国税の状況等を考慮しつつ、標準徴収率により算定する。

第二 基準財政需要額

- 1 基準財政需要額は、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、合理的かつ適正な方法により標準算定を行う。
- 2 特別区における行財政の実態を踏まえ、算定方法を見直すとともに、各測定単位における数値の増減、国・都の方針による増減等を見込むものとする。

第三 今後の措置

- 1 本方針に基づき、都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例案及び予算案を令和4年第一回東京都議会定例会に付議するものとする。
- 2 区別の算定は、令和4年度測定単位の数値の確認を待って行う。

令和4年度 都区財政調整 (フレーム対比)

(単位：百万円、%)

区 分		令和4年度 当初見込ア	令和3年度 当初見込イ	差引増△減 ウ＝ア－イ	増減率 エ＝ウ／イ	備考
交付金の 総額	調整税等					
	固定資産税	1,354,336	1,311,431	42,905	3.3	
	市町村民税法人分	550,694	390,719	159,975	40.9	
	特別土地保有税	10	10	0	0.0	
	法人事業税交付対象額	74,610	59,672	14,938	25.0	
	固定資産税減収補填特別交付金	3	11,654	△ 11,651	△ 100.0	
	計	1,979,653	1,773,485	206,168	11.6	
	条例で定める割合	55.1%	55.1%			
	当年度分	1,090,789	977,190	113,599	11.6	
	精算分	18,548	1,527	17,021	—	
	計 A	1,109,336	978,717	130,619	13.3	
	内訳					
普通交付金分 A × 95%	1,053,870	929,782	124,088	13.3		
特別交付金分 A × 5%	55,467	48,936	6,531	13.3		
基準財政収入額 B	1,233,542	1,212,783	20,759	1.7		
特別区税						
特別区民税	894,642	871,418	23,224	2.7		
軽自動車税						
環境性能割	344	203	141	69.5		
種別割	3,503	3,387	116	3.4		
特別区たばこ税	62,942	62,571	371	0.6		
鉱産税	0	0	0			
小計	961,431	937,579	23,852	2.5		
利子割交付金	2,296	2,559	△ 263	△ 10.3		
配当割交付金	15,698	12,985	2,713	20.9		
株式等譲渡所得割交付金	17,878	14,113	3,765	26.7		
地方消費税交付金	200,958	208,538	△ 7,580	△ 3.6		
ゴルフ場利用税交付金	30	25	5	20.0		
環境性能割交付金	3,085	2,666	419	15.7		
地方特例交付金	6,174	6,096	78	1.3		
計	1,207,551	1,184,562	22,989	1.9		
地方揮発油譲与税	3,463	3,466	△ 3	△ 0.1		
自動車重量譲与税	9,862	9,745	117	1.2		
航空機燃料譲与税	947	1,154	△ 207	△ 17.9		
森林環境譲与税	997	771	226	29.3		
交通安全対策特別交付金	960	909	51	5.6		
合計	1,223,781	1,200,607	23,174	1.9		
特別区民税特例加減算額	△ 8,671	△ 6,951	△ 1,720	—		
地方消費税交付金特例加算額	18,433	19,128	△ 695	△ 3.6		
基準財政需要額 C	2,287,411	2,142,565	144,846	6.8		
経常的経費	1,919,255	1,942,555	△ 23,300	△ 1.2		
投資的経費	368,156	200,010	168,146	84.1		
差引 C－B	1,053,870	929,782	124,088	13.3		
交付額						
普通交付金	1,053,870	929,782	124,088	13.3		
特別交付金	55,467	48,936	6,531	13.3		
計	1,109,336	978,717	130,619	13.3		

* 端数処理の結果、縦横計が合わない場合がある。

令和 4 年度 都区 財政 調整 決定 方針

令和 4 年度における都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整については、令和 4 年 2 月 1 日の都区協議会において決定された「令和 4 年度都区財政調整方針」に基づき、特別区の自主的かつ計画的な財政運営に資するため、下記により算定するものとする。

記

第一 基準財政収入額

基準財政収入額については、各特別区の財政力を合理的に測定する趣旨を踏まえながら、過去の実績に基づき、標準算定を行うものとする。

第二 基準財政需要額

基準財政需要額については、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように、合理的かつ適正な方法により算定するものとする。

令和 4 年度都区財政調整算定結果について（要旨）

令和 4 年度都区財政調整について、各特別区に対する交付額が決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 令和 4 年度都区財政調整区別算定結果の特徴

《普通交付金の額》

- ・特別区に交付する普通交付金の額は 1 兆 1 3 6 億 9 8 百万円で、前年度と比べて、1, 2 0 1 億 7 5 百万円、1 3. 4 % の増となり、3 年ぶりに増額となった。
- ・今年度は、交付区 2 1 区・不交付区 2 区となった。

- 普通交付金の交付額は、企業収益の堅調な推移を背景とした市町村民税法人分の大幅な増収により、増額に転じた。
- 区別の普通交付金の交付額は、前年度に比べて、全ての区が増額となった（不交付の港区及び渋谷区を除く。）。
- 普通交付金の交付額が大きい特別区は、足立区、江戸川区、練馬区、葛飾区、板橋区の順である。
- 港区及び渋谷区は、基準財政収入額が基準財政需要額を上回り、財源不足額が生じないため、前年度と同様、不交付となった。

《基準財政収入額》

- ・基準財政収入額は、1 兆 2, 3 3 5 億 4 2 百万円となり、前年度と比べて、2 0 7 億 5 9 百万円、1. 7 % の増となった。

- 基準財政収入額は、雇用・所得環境の改善による特別区民税の増などにより、全体として増額となった。
- 区別の基準財政収入額は、特別区民税の増などにより、前年度に比べて全ての区が増額となった。

《基準財政需要額》

・基準財政需要額は2兆2,320億8百万円で、前年度と比べて、1,415億88百万円、6.8%の増となった。

- 特別区の実態等を踏まえ、10項目の新規算定、16項目の算定改善等のほか、その他として3項目の見直しを行った。

【主な項目】

- 学校諸室冷房設備整備経費について88億56百万円を、GIGAスクール構想による1人1台端末の導入に伴う教育用コンピュータ運用保守経費について20億68百万円を新規に算定した。
- 放課後児童クラブ事業費について8億22百万円を増額したことなど、算定改善等を図った。
- その他の見直しとして、公共施設改築工事費について1,513億60百万円を臨時的に算定した。
- 新宿区及び葛飾区の錯誤措置に伴い、基準財政需要額に所要額を反映した。

2 各区に交付する普通交付金の額（21交付区分）

基準財政収入額【23区】(A) 1,233,542百万円（前年度比1.7%増）
基準財政需要額【23区】(B) 2,232,008百万円（前年度比6.8%増）
差 引 (B) - (A) 998,466百万円
うち財源不足額 1,013,698百万円
【交付区21区 基準財政収入額<基準財政需要額】
うち財源超過額 15,232百万円
【不交付区2区 基準財政収入額>基準財政需要額】
普通交付金(=財源不足額) 1,013,698百万円（前年度比13.4%増）

(参 考)

都区財政調整とは、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、都が課する市町村税の一部を調整税とし、その収入額と法人事業税交付対象額及び固定資産税減収補填特別交付金との合算額の一定割合を特別区財政調整交付金として、特別区に対して交付する制度である。

〈調整税等〉 固定資産税・市町村民税法人分・特別土地保有税・法人事業税交付対象額・固定資産税減収補填特別交付金

〈配分率〉 調整税等の55.1%

〈交付金の種類〉 普通交付金と特別交付金の2種類があり、交付金総額に占める割合は、普通交付金：特別交付金＝95：5

※普通交付金は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える特別区に対して、超える額を交付する。

※特別交付金は、災害等の臨時的需要に対して交付する。

【問い合わせ先】 総務局行政部区政課
【電 話】 直通5388-2422

令和4年度 都区財政調整区別算定結果（当初算定）

(単位：千円)

区名	基準財政収入額	基準財政需要額 ※2	内訳		普通交付金
			経常的経費	投資的経費	
千代田区	25,921,673	28,640,348	23,903,668	4,736,680	2,718,675
中央区	36,202,586	53,513,316	45,487,348	8,025,968	17,310,730
港区	82,226,328	67,251,577	56,475,022	10,776,555	0 ※1
新宿区	54,422,251	79,601,144	68,100,141	11,501,003	25,178,893
文京区	36,696,688	57,899,851	48,768,125	9,131,726	21,203,163
台東区	26,470,603	52,219,277	44,321,065	7,898,212	25,748,674
墨田区	29,867,229	69,594,247	58,560,107	11,034,140	39,727,018
江東区	61,281,473	121,631,105	101,079,703	20,551,402	60,349,632
品川区	56,685,231	96,696,561	81,494,908	15,201,653	40,011,330
目黒区	46,849,091	62,206,507	52,154,408	10,052,099	15,357,416
大田区	86,783,856	155,660,669	131,256,059	24,404,610	68,876,813
世田谷区	129,952,744	185,956,938	155,858,066	30,098,872	56,004,194
渋谷区	54,950,909	54,692,952	46,700,076	7,992,876	0 ※1
中野区	38,875,892	77,525,884	64,557,164	12,968,720	38,649,992
杉並区	71,275,330	116,698,833	97,073,793	19,625,040	45,423,503
豊島区	37,374,442	67,731,781	58,043,429	9,688,352	30,357,339
北区	35,320,750	87,854,128	73,736,679	14,117,449	52,533,378
荒川区	21,154,245	60,368,712	50,894,842	9,473,870	39,214,467
板橋区	55,808,783	127,454,321	106,771,742	20,682,579	71,645,538
練馬区	76,873,533	164,833,536	136,725,774	28,107,762	87,960,003
足立区	61,521,610	162,690,080	134,692,252	27,997,828	101,168,470
葛飾区	41,603,978	117,559,583	98,544,887	19,014,696	75,955,605
江戸川区	65,422,504	163,726,154	136,320,028	27,406,126	98,303,650
合計	1,233,541,729	2,232,007,504	1,871,519,286	360,488,218	1,013,698,483

※1 財源不足額が生じていないため不交付となる。

※2 新宿区及び葛飾区の錯誤措置に伴う影響額を含む。

令和4年度 都区財政調整 (前年度当初算定対比)

(単位:千円、%)

区 分		令和4年度 当初算定ア	令和3年度 当初算定イ	差引増△減 ウ=ア-イ	増減率 エ=ウ/イ	備考	
交付金の 総額	固定資産税	1,354,336,113	1,311,430,857	42,905,256	3.3		
	市町村民税法人分	550,693,684	390,718,722	159,974,962	40.9		
	特別土地保有税	10,000	10,000	0	0.0		
	法人事業税交付対象額	74,610,240	59,671,758	14,938,482	25.0		
	固定資産税減収補填特別交付金	3,000	11,654,000	△ 11,651,000	△ 100.0		
	計	1,979,653,037	1,773,485,337	206,167,700	11.6		
	条例で定める割合	55.1%	55.1%				
	当年度分	1,090,788,823	977,190,421	113,598,402	11.6		
	精算分	18,547,645	1,527,045	17,020,600	—		
	計 A	1,109,336,468	978,717,466	130,619,002	13.3		
	内訳	普通交付金分 A×95%	1,053,869,645	929,781,593	124,088,052	13.3	
	特別交付金分 A×5%	55,466,823	48,935,873	6,530,950	13.3		
基準財政収入額 B		1,233,541,729	1,212,783,157	20,758,572	1.7		
特別 区 税	特別区民税	894,642,466	871,417,538	23,224,928	2.7		
	軽自動車税	環境性能割	344,055	203,299	140,756	69.2	
		種別割	3,502,896	3,386,777	116,119	3.4	
	特別区たばこ税	62,941,551	62,571,315	370,236	0.6		
	鉱産税	0	0	0			
	小計	961,430,968	937,578,929	23,852,039	2.5		
	利子割交付金	2,295,946	2,558,964	△ 263,018	△ 10.3		
	配当割交付金	15,698,222	12,984,836	2,713,386	20.9		
	株式等譲渡所得割交付金	17,878,059	14,112,985	3,765,074	26.7		
	地方消費税交付金	200,958,303	208,538,022	△ 7,579,719	△ 3.6		
	ゴルフ場利用税交付金	30,352	25,053	5,299	21.2		
	環境性能割交付金	3,085,284	2,666,459	418,825	15.7		
	地方特例交付金	6,173,663	6,096,339	77,324	1.3		
	計	1,207,550,797	1,184,561,587	22,989,210	1.9		
	地方揮発油譲与税	3,463,309	3,466,380	△ 3,071	△ 0.1		
	自動車重量譲与税	9,861,610	9,744,974	116,636	1.2		
	航空機燃料譲与税	947,470	1,153,792	△ 206,322	△ 17.9		
	森林環境譲与税	997,428	770,740	226,688	29.4		
	交通安全対策特別交付金	960,047	909,359	50,688	5.6		
合計	1,223,780,661	1,200,606,832	23,173,829	1.9			
特別区民税特例加減算額	△ 8,671,445	△ 6,951,425	△ 1,720,020	—			
地方消費税交付金特例加算額	18,432,513	19,127,750	△ 695,237	△ 3.6			
基準財政需要額 C		2,232,007,504	2,090,419,196	141,588,308	6.8		
	経常的経費	1,871,519,286	1,895,199,905	△ 23,680,619	△ 1.2		
	投資的経費	360,488,218	195,219,291	165,268,927	84.7		
差引 C-B		998,465,775	877,636,039	—	—		
交付額	財源不足額	1,013,698,483	893,523,346	120,175,137	13.4		
	財源超過額	15,232,708	15,887,307	△ 654,599	△ 4.1		
	普通交付金	1,013,698,483	893,523,346	120,175,137	13.4		
	特別交付金	55,466,823	48,935,873	6,530,950	13.3		
	計	1,069,165,306	942,459,219	126,706,087	13.4		

表6

普通交付金算定額の区別算定額の推移（当初算定）

（単位：百万円）

区名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
							額	率
千代田	2,456 (0.3%)	1,333 (0.1%)	2,487 (0.3%)	3,173 (0.3%)	1,629 (0.2%)	2,713 (0.3%)	2,719 (0.3%)	21
中央	11,798 (1.3%)	13,134 (1.5%)	17,566 (1.9%)	14,213 (1.4%)	13,291 (1.4%)	14,862 (1.7%)	17,311 (1.7%)	19
港	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	22
新宿	25,501 (2.8%)	23,956 (2.7%)	24,968 (2.6%)	27,101 (2.7%)	24,196 (2.6%)	23,774 (2.7%)	25,179 (2.5%)	17
文京	15,327 (1.7%)	14,766 (1.7%)	16,009 (1.7%)	18,778 (1.9%)	18,518 (2.0%)	17,768 (2.0%)	21,203 (2.1%)	18
台東	26,665 (2.9%)	26,037 (2.9%)	25,079 (2.7%)	27,428 (2.7%)	25,174 (2.7%)	24,636 (2.8%)	25,749 (2.5%)	16
墨田	37,420 (4.1%)	35,243 (3.9%)	37,938 (4.0%)	40,488 (4.0%)	38,076 (4.1%)	36,609 (4.1%)	39,727 (3.9%)	12
江東	53,145 (5.9%)	55,925 (6.3%)	54,119 (5.7%)	60,304 (6.0%)	56,424 (6.0%)	52,790 (5.9%)	60,350 (6.0%)	7
品川	37,888 (4.2%)	36,507 (4.1%)	42,944 (4.5%)	40,040 (4.0%)	38,113 (4.1%)	37,188 (4.2%)	40,011 (3.9%)	11
目黒	11,177 (1.2%)	10,429 (1.2%)	12,478 (1.3%)	15,849 (1.6%)	13,771 (1.5%)	12,675 (1.4%)	15,357 (1.5%)	20
大田	67,196 (7.4%)	64,047 (7.2%)	67,179 (7.1%)	70,623 (7.0%)	65,197 (7.0%)	61,676 (6.9%)	68,877 (6.8%)	6
世田谷	38,941 (4.3%)	39,593 (4.4%)	48,537 (5.1%)	49,621 (5.0%)	46,551 (5.0%)	44,610 (5.0%)	56,004 (5.5%)	8
渋谷	424 (0.0%)	0 (0.0%)	1,017 (0.1%)	2,475 (0.2%)	226 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	22
中野	34,189 (3.8%)	32,062 (3.6%)	33,712 (3.6%)	34,469 (3.4%)	34,490 (3.7%)	32,727 (3.7%)	38,650 (3.8%)	14
杉並	36,949 (4.1%)	37,214 (4.2%)	39,175 (4.1%)	44,673 (4.5%)	41,166 (4.4%)	38,196 (4.3%)	45,424 (4.5%)	10
豊島	27,475 (3.0%)	26,938 (3.0%)	29,145 (3.1%)	30,670 (3.1%)	28,805 (3.1%)	27,523 (3.1%)	30,357 (3.0%)	15
北	46,772 (5.2%)	46,897 (5.2%)	52,175 (5.5%)	51,656 (5.2%)	48,709 (5.2%)	47,462 (5.3%)	52,533 (5.2%)	9
荒川	36,348 (4.0%)	35,936 (4.0%)	36,610 (3.9%)	38,256 (3.8%)	37,280 (4.0%)	34,744 (3.9%)	39,214 (3.9%)	13
板橋	63,889 (7.1%)	63,244 (7.1%)	64,326 (6.8%)	71,797 (7.2%)	66,257 (7.1%)	62,294 (7.0%)	71,646 (7.1%)	5
練馬	77,292 (8.5%)	77,550 (8.7%)	78,697 (8.3%)	86,107 (8.6%)	80,832 (8.6%)	75,996 (8.5%)	87,960 (8.7%)	3
足立	98,284 (10.9%)	96,625 (10.8%)	101,582 (10.8%)	106,275 (10.6%)	97,438 (10.4%)	91,705 (10.3%)	101,168 (10.0%)	1
葛飾	69,081 (7.6%)	71,178 (8.0%)	71,522 (7.6%)	74,449 (7.4%)	71,537 (7.6%)	67,950 (7.6%)	75,956 (7.5%)	4
江戸川	87,526 (9.7%)	85,566 (9.6%)	86,825 (9.2%)	93,821 (9.4%)	90,313 (9.6%)	85,626 (9.6%)	98,304 (9.7%)	2
計	905,742 (100%)	894,180 (100%)	944,088 (100%)	1,002,266 (100%)	937,994 (100%)	893,523 (100%)	1,013,698 (100%)	

※「順」は令和4年度における各区算定額の23区内順位

※()内は、各区算定額の普通交付金総額に占める割合

※各区の交付金額は、表示単位未満を四捨五入し端数調整をしていないため、足上げても計と一致しないことがある。

令和3年度 都区財政調整再調整方針

令和3年度の都区財政調整については、令和3年度都区財政調整決定方針（令和3年8月6日決定）に基づき区別算定が行われたが、その後の調整税等の動向を踏まえ、下記により再調整を行うものとする。

記

第一 交付金の総額

令和3年度東京都一般会計予算において、調整税等が増額補正されることに伴い、交付金の総額を増額するものとする。

第二 基準財政需要額

次の事項に係る経費について、再算定するものとする。

- 1 首都直下地震等に対する防災・減災対策経費
- 2 商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分（令和3年度貸付分）））に係る経費
- 3 財政健全化対策経費（都市計画交付金に係る地方債収入相当額）

第三 今後の措置

- 1 令和3年度都区財政調整の再調整に関し、令和3年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整の特例に関する条例案及び補正予算案を令和4年第一回東京都議会定例会に付議するものとする。
- 2 区別の算定は、上記条例の公布及び補正予算の成立を待って行う。

令和3年度 都区財政調整再調整の概要について

1	交付金の再調整額	1, 4 3 5 億円
	(1) 当初算定残額	3 6 3 億円
	(2) 税収増による交付金の増	1, 0 7 2 億円
2	再調整の内容	1, 4 3 5 億円
	(1) 普通交付金所要額	1, 4 2 1 億円
	【再調整の主な内訳】	
	首都直下地震等に対する防災・減災対策経費	1, 1 7 9 億円
	商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分（令和3年度貸付分）））	1 4 5 億円
	(2) 特別交付金への加算	1 4 億円
3	再調整後の交付金の総額	1 兆 9 1 6 億円
	(1) 普通交付金	1 兆 3 5 6 億円
	(2) 特別交付金	5 6 0 億円

令和3年度都区財政調整(再調整)区別算定結果

(単位：千円)

区名	基準財政収入額 A	基準財政需要額 B	内訳		普通交付金 B-A
			経常的経費	投資的経費	
千代田	25,829,078	31,761,933	26,590,351	5,171,582	5,932,855
中央	34,850,872	54,564,831	47,401,569	7,163,262	19,713,959
中港	79,997,172	70,090,929	59,136,091	10,954,838	0※
新宿	54,131,754	83,443,922	73,299,660	10,144,262	29,312,168
文京	35,659,084	57,925,462	50,008,292	7,917,170	22,266,378
台東	25,960,515	54,804,819	47,631,146	7,173,673	28,844,304
墨田	29,066,571	70,714,609	61,394,195	9,320,414	41,648,038
江東	59,952,526	120,086,010	103,788,088	16,297,922	60,133,484
品川	54,817,503	98,926,880	85,974,225	12,952,655	44,109,377
目黒	46,137,763	63,133,935	54,009,739	9,124,196	16,996,172
大田	85,870,350	157,253,899	136,334,734	20,919,165	71,383,549
世田谷	127,791,051	184,318,448	160,253,679	24,064,769	56,527,397
渋谷	53,440,280	57,107,357	49,777,288	7,330,069	3,667,077
中野	38,218,468	76,208,481	65,637,727	10,570,754	37,990,013
杉並	70,604,104	116,393,157	100,620,264	15,772,893	45,789,053
豊島	36,985,400	69,627,441	60,421,256	9,206,185	32,642,041
北	34,717,892	87,705,782	75,859,717	11,846,065	52,987,890
荒川	20,866,501	59,749,186	52,564,090	7,185,096	38,882,685
板橋	55,174,845	125,026,555	109,136,973	15,889,582	69,851,710
練馬	75,832,173	161,160,444	139,778,912	21,381,532	85,328,271
足立	60,695,585	161,692,427	139,771,418	21,921,009	100,996,842
葛飾	41,271,507	116,751,407	101,164,821	15,586,586	75,479,900
江戸川	64,912,163	160,043,035	138,003,647	22,039,388	95,130,872
計	1,212,783,157	2,238,490,949	1,938,557,882	299,933,067	1,035,614,035

※財源不足額が生じていないため、不交付となる。

令和3年度 都区財政調整 (当初算定対比)

(単位:千円、%)

区 分		令和3年度 再調整ア	令和3年度 当初算定イ	差引増△減 ウ=ア-イ	増減率 エ=ウ/イ	備考	
交付金の 総額	調整税等						
	固定資産税	1,306,307,917	1,311,430,857	△ 5,122,940	△ 0.4		
	市町村民税法人分	584,793,401	390,718,722	194,074,679	49.7		
	特別土地保有税	10,000	10,000	0	0.0		
	法人事業税交付対象額	75,535,269	59,671,758	15,863,511	26.6		
	固定資産税減収補填特別交付金	11,654,000	11,654,000	0	0.0		
	計	1,978,300,587	1,773,485,337	204,815,250	11.5		
	条例で定める割合	55.1%	55.1%				
	当年度分	1,090,043,623	977,190,421	112,853,202	11.5		
	精算分	1,527,045	1,527,045	0	—		
	計 A	1,091,570,668	978,717,466	112,853,202	11.5		
	内訳						
普通交付金分 A × 95%	1,036,992,135	929,781,593	107,210,542	11.5			
特別交付金分 A × 5%	54,578,533	48,935,873	5,642,660	11.5			
基準財政収入額 B		1,212,783,157	1,212,783,157	0	0.0		
特別 区 税	特別区民税	871,417,538	871,417,538	0	0.0		
	軽自動車税	環境性能割	203,299	203,299	0	0.0	
		種別割	3,386,777	3,386,777	0	0.0	
	特別区たばこ税	62,571,315	62,571,315	0	0.0		
	鉱産税	0	0	0			
	小計	937,578,929	937,578,929	0	0.0		
	利子割交付金	2,558,964	2,558,964	0	0.0		
	配当割交付金	12,984,836	12,984,836	0	0.0		
	株式等譲渡所得割交付金	14,112,985	14,112,985	0	0.0		
	地方消費税交付金	208,538,022	208,538,022	0	0.0		
	ゴルフ場利用税交付金	25,053	25,053	0	0.0		
	環境性能割交付金	2,666,459	2,666,459	0	0.0		
	地方特例交付金	6,096,339	6,096,339	0	0.0		
	計	1,184,561,587	1,184,561,587	0	0.0		
	地方揮発油譲与税	3,466,380	3,466,380	0	0.0		
	自動車重量譲与税	9,744,974	9,744,974	0	0.0		
	航空機燃料譲与税	1,153,792	1,153,792	0	0.0		
	森林環境譲与税	770,740	770,740	0	0.0		
交通安全対策特別交付金	909,359	909,359	0	0.0			
合計	1,200,606,832	1,200,606,832	0	0.0			
特別区民税特例加減算額	△ 6,951,425	△ 6,951,425	0	—			
地方消費税交付金特例加算額	19,127,750	19,127,750	0	0.0			
基準財政需要額 C		2,238,490,949	2,090,419,196	148,071,753	7.1		
経常的経費	1,938,557,882	1,895,199,905	43,357,977	2.3			
投資的経費	299,933,067	195,219,291	104,713,776	53.6			
差引 C-B		1,025,707,792	877,636,039	—	—		
交付額	財源不足額	1,035,614,035	893,523,346	142,090,689	15.9		
	財源超過額	9,906,243	15,887,307	△ 5,981,064	△ 37.6		
普通交付金	1,035,614,035	893,523,346	142,090,689	15.9	特交加算 1,378,100		
特別交付金	55,956,633	48,935,873	7,020,760	14.3			
計	1,091,570,668	942,459,219	149,111,449	15.8			

第3 地方交付税制度との比較

第3 地方交付税制度との比較

都区財政調整制度の目的は、都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保することにある（法第282条）。

一方、地方交付税制度の目的は、地方団体の自主性を損なわずにその財源の均衡化を図り、交付基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することにより、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することにある（地方交付税法第1条）。

このように、都区財政調整制度と地方交付税制度とは、団体間の財源の均衡化、自主的・計画的な行政の確保という基本的目的において類似しており、都区財政調整制度の仕組みや算定方法も、ほぼ地方交付税制度に準じた制度となっている（令第210条の12）。

さらに、平成12年度からは、都区財政調整制度における納付金制度や総額補てん制度が廃止されたことにより、両者の仕組みは基本的に同様のものとなった。

しかし、特別区には、大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保という観点から、都区間の事務配分や税配分に特例があり、都区財政調整制度と地方交付税制度の間にはいくつかの相違点がある。

都区財政調整制度と地方交付税制度の相違点は、以下の表7に示すとおりである。

表7

都区財政調整制度と地方交付税制度との比較（令和4年度）

都区財政調整（条例）	地方交付税（法律）
<p>1 交付金の総額（§3） 固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税及び法人事業税交付対象額の収入額の55.1%</p>	<p>1 交付税の総額（§6、附則§4）</p> <p>① 法定率分 所得税及び法人税の33.1% 酒税の50% 消費税の19.5% 地方法人税の全額</p> <p>② 特例加算分等</p>
<p>調整率の推移</p> <p>S40年 (25%) S41年 (26%) S42年 (28.5%) S43年 (30%) S44年 (31%) S45年 (32.25%) S46年～S47年 (36.75%) S48年～S49年 (40%) S50年 (43%) S51年～H11年 (44%) H12年～H18年 (52%) H19年～R元年 (55%) R2年～ (55.1%)</p>	<p>交付税率の推移</p> <p>(所得税) S41年～H26年(32%) H27年～(33.1%) (法人税) S41年～H10年(32%) H11年 (32.5%) H12年～H18年(35.8%) H19年～H26年(34%) H27年～(33.1%) (酒税) S41年～H26年(32%) H27年～(50%) (消費税) H元年～H8年(24%) H9年～H25年(29.5%) H26年～H30年(22.3%) R元年 (20.8%) R2年～(19.5%) (たばこ税) H元年～H26年(25%)</p>

H27年～除外
(地方法人税) H26年～全額

2 交付金の種類 (§ 4)

- ① 普通交付金
交付金の総額の95%
- ② 特別交付金
交付金の総額の5%

3 交付時期及び交付額 (§ 13)

- ① 普通交付金 (年12回)
 - ・ 4月～7月の毎月 …… 概算額
前年度の普通交付金の額×8/10×1/12
 - ・ 8月～2月の毎月 …… 決定額
(普通交付金の決定額－概算額)×1/8
 - ・ 3月 …… 決定額 (残額)
- ② 特別交付金 (年2回)
 - ・ 12月 …… 総額の1/3
 - ・ 3月 …… 残額

4 決定期限 (普通交付金) (§ 8①)

8月15日

5 基準財政収入額

(§ 12、平成19年一部改正条例附則⑦⑨⑩)

- ① 算入率85%のもの
 - ・ 特別区民税
 - ・ 軽自動車税
 - ・ 特別区たばこ税
 - ・ 鉱産税
 - ・ 利子割交付金
 - ・ 配当割交付金
 - ・ 株式等譲渡所得割交付金
 - ・ 地方消費税交付金
 - ・ ゴルフ場利用税交付金
 - ・ 環境性能割交付金
 - ・ 地方特例交付金

2 交付税の種類 (§ 6の2、附則 § 11)

- ① 普通交付税
交付税の総額の94%
- ② 特別交付税
交付税の総額の6%

3 交付時期及び交付額 (§ 15、§ 16)

- ① 普通交付税 (年4回)
 - ・ 4月、6月 …… 概算額
前年度の普通交付税の額×(当該年度の
交付税総額/前年度の交付税総額)×1/4
 - ・ 9月 …… 決定額
(普通交付税の決定額－概算額)×1/2
 - ・ 11月 …… 決定額 (残額)
- ② 特別交付税 (年2回)
 - ・ 12月 …… 総額のおおむね1/3以内
 - ・ 3月 …… 残額

4 決定期限 (普通交付税) (§ 10③)

8月31日

5 基準財政収入額

(§ 14、附則 § 6の3、§ 7～7の4、§ 8の2)

(市町村分)

- ① 算入率75%のもの
 - ・ 市町村民税
 - ・ 固定資産税
 - ・ 軽自動車税
 - ・ 市町村たばこ税 (除たばこ交付金)
 - ・ 鉱産税
 - ・ 事業所税
 - ・ 分離課税所得割交付金 (指定都市のみ)
 - ・ 利子割交付金
 - ・ 配当割交付金
 - ・ 株式等譲渡所得割交付金
 - ・ 地方消費税交付金
 - ・ ゴルフ場利用税交付金
 - ・ 法人事業税交付金
 - ・ 軽油引取税交付金 (指定都市のみ)
 - ・ 環境性能割交付金
 - ・ 市町村交付金

② 基準税率100%のもの

- ・地方揮発油譲与税
- ・自動車重量譲与税
- ・航空機燃料譲与税
- ・森林環境譲与税
- ・交通安全対策特別交付金
- ・特別区民税特例加減算額（税源移譲に伴う影響額の100分の15に相当する額）
- ・地方消費税交付金特例加算額（税率引上げに伴う増収分の100分の15に相当する額）

6 基準財政需要額

① 測定単位

（§10）

49項目

〈内訳〉 経常的経費 32項目※
投資的経費 17項目

（※ 公債費は経常的経費のその他諸費に含む）

② 補正係数

（§11）

種別補正、段階補正、密度補正、態容補正

7 交付金の額の変更（§8②）

交付金の総額の増加その他特別の事情がある場合においては、既に決定した普通交付金の額を変更することができる。

・地方特例交付金

② 算入率100%のもの

- ・地方揮発油譲与税
- ・特別とん譲与税
- ・自動車重量譲与税
- ・石油ガス譲与税（指定都市のみ）
- ・航空機燃料譲与税
- ・森林環境譲与税
- ・交通安全対策特別交付金
- ・税源移譲相当額（個人住民税等：三位一体の改革分及び県費負担教職員の給与負担事務の移譲分（指定都市のみ））
- ・税率引上げによる増収分（地方消費税交付金）

6 基準財政需要額

① 測定単位(市町村分)

（§12、附則§5～5の4、附則§6）

58項目

〈内訳〉 個別算定経費 40項目
公債費 16項目
包括算定経費 2項目

② 補正係数

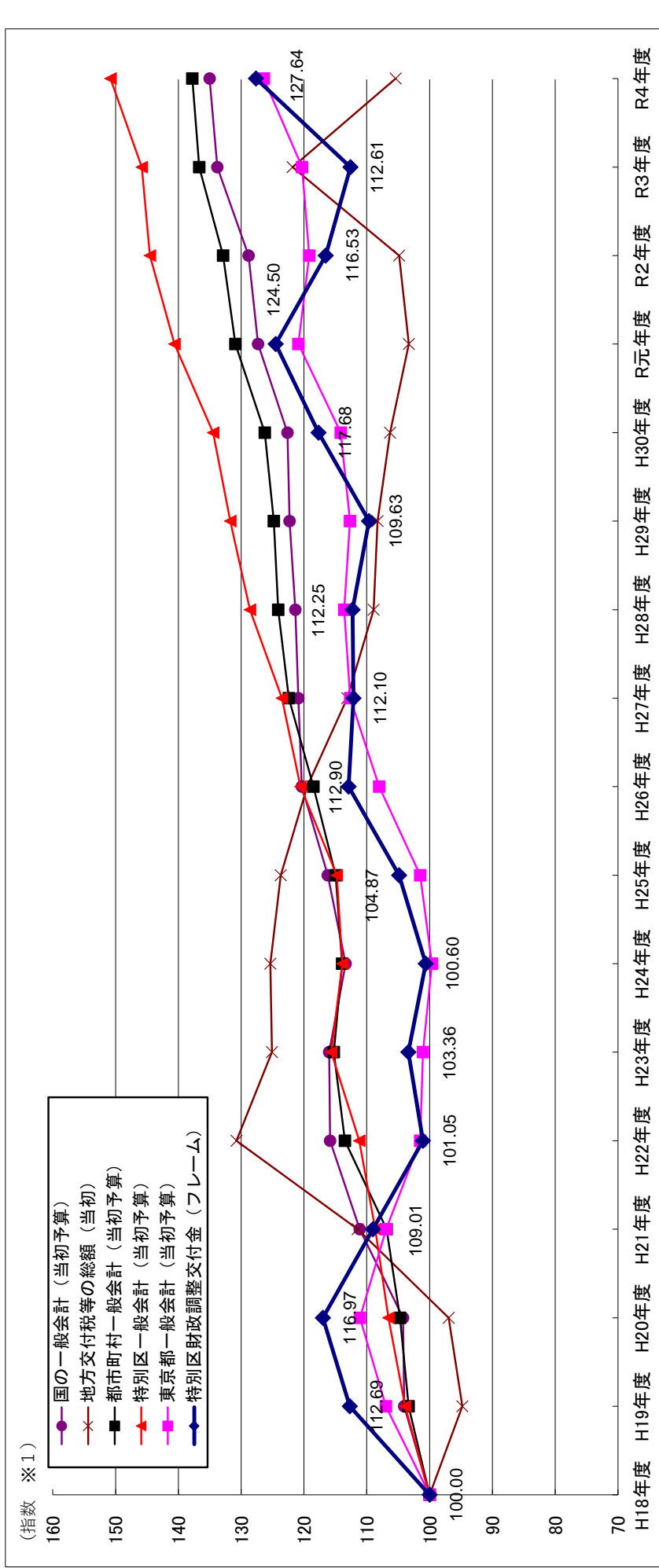
（§13）

種別補正、段階補正、密度補正、態容補正、寒冷補正、数値急増補正・数値急減補正、財政力補正、合併補正

7 交付税の額の変更（§10③）

交付税の総額の増加その他特別の事由がある場合においては、既に決定した普通交付税の額を変更することができる。

特別区財政調整交付金及び地方交付税等の推移



	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
① 特別区財政調整交付金 (フレーム)	8,691	9,794	10,166	9,474	8,782	8,983	8,743	9,114	9,812	9,743	9,756	9,528	10,228	10,820	10,128	9,787	11,093
② 東京都一般会計 (当初予算)	61,720	66,020	68,560	65,980	62,640	62,360	61,490	62,640	66,667	69,520	70,110	69,540	70,460	74,610	73,540	74,250	78,010
③ 特別区一般会計 (当初予算)	28,089	29,179	29,932	30,523	31,231	32,484	31,989	32,239	33,867	34,695	36,124	37,000	37,765	39,499	40,595	40,954	42,361
④ 都市町村一般会計 (当初予算) ※2	12,700	13,126	13,299	13,569	14,414	14,635	14,467	14,598	15,048	15,543	15,762	15,848	16,033	16,625	16,877	17,357	17,497
⑤ 地方交付税等の総額 (当初) ※3	188,145	178,327	182,393	209,688	246,004	235,327	235,878	232,756	224,807	212,798	204,883	203,750	199,950	194,377	197,280	229,181	198,343
⑥ 国の一般会計 (当初予算)	796,860	829,088	830,613	885,480	922,992	924,116	903,339	926,115	958,823	963,420	967,218	974,547	977,128	1,014,571	1,026,580	1,066,097	1,075,964

(億円)

※1 ①～⑥各項目の平成18年度の数値を100としたもの。
 ※2 令和4年度骨格予算を編成した団体については、肉付け予算の額を用いている。
 ※3 地方交付税等の総額(当初)欄の数値は、地方交付税と臨時財政対策債の合計額である。

第4 都区財政調整関連資料

- 1 地方自治法
- 2 地方自治法施行令
- 3 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令
- 4 地方税法
- 5 都区協議会運営規程
- 6 関連組織の規程
 - (1) 都区財政調整協議会設置要綱
 - (2) 都区財政調整協議会幹事会設置要綱

第4 都区財政調整関連資料

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）

（特別区）

第281条 都の区は、これを特別区という。

- 2 特別区は、法律又はこれに基づく政令により都が処理することとされているものを除き、地域における事務並びにその他の事務で法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされるもの及び法律又はこれに基づく政令により特別区が処理することとされるものを処理する。

（都と特別区との役割分担の原則）

第281条の2 都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、第2条第5項において都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、同条第3項において市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するものとする。

- 2 特別区は、基礎的な地方公共団体として、前項において特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に、第2条第3項において市町村が処理するものとされている事務を処理するものとする。

- 3 都及び特別区は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない。

（都と特別区及び特別区相互の間の調整）

第281条の6 都知事は、特別区に対し、都と特別区及び特別区相互の間の調整上、特別区の手務の処理について、その処理の基準を示す等必要な助言又は勧告をすることができる。

（特別区財政調整交付金）

第282条 都は、都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令で定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。

- 2 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第5条第2項に掲げる税のうち同法第734条第1項及び第2項（第2号に係る部分に限る。）の規定により都が課するものの収入額と法人の行う事業に対する事業税の収入額（同法第72条の24の7第9項の規定により同条第1項から第5項までに規定する標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、法人の行う事業に対する事業税の収入額に相当する額から当該額と同法第734条第4項に規定する政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額を控除した額）に同項に規定する政令で定めるところにより率を乗じて得た額を統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額との合算額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。

- 3 都は、政令で定めるところにより、特別区財政調整交付金に関する事項について総務大臣に報告しなければならない。

- 4 総務大臣は、必要があると認めるときは、特別区財政調整交付金に関する事項について必要

な助言又は勧告をすることができる。

(都区協議会)

第282条の2 都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るため、都及び特別区をもつて都区協議会を設ける。

2 前条第1項又は第2項の規定により条例を制定する場合においては、都知事は、あらかじめ都区協議会の意見を聴かなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、都区協議会に関し必要な事項は、政令で定める。

2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

(特別区財政調整交付金の総額)

第210条の10 地方自治法第282条第2項に規定する特別区財政調整交付金（以下「交付金」という。）の総額は、同項に規定する地方税法第5条第2項に掲げる税のうち同法第734条第1項及び第2項（第2号に係る部分に限る。）の規定により都が課するものの収入額と法人の行う事業に対する事業税の収入額（同法第72条の24の7第9項の規定により同法第734条第4項に規定する標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、法人の行う事業に対する事業税の収入額に相当する額から当該額に地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第57条の2の7第1項に規定する標準税率超過率を乗じて得た額を控除した額）に同法第734条第4項に規定する政令で定める率を乗じて得た額を統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額との合算額に条例で定める割合を乗じて得た額（次条第2項及び第3項において「交付金総額」という。）とする。

(交付金の種類)

第210条の11 交付金の種類は、普通交付金及び特別交付金とする。

2 普通交付金の総額は、交付金総額に一定の割合（次項において「普通交付金に係る割合」という。）を乗じて得た額とする。

3 特別交付金の総額は、交付金総額に1から普通交付金に係る割合を控除して得た割合を乗じて得た額とする。

(交付金の交付)

第210条の12 普通交付金は、地方自治法第281条第2項の規定により特別区が処理することとされている事務の処理に要する経費につき、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条から第13条までに規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政需要額（次項及び第210条の15において「基準財政需要額」という。）が、地方税法第736条第1項の規定により読み替えられた同法第1条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により特別区が課する税（以下この項において「特別区が課する税」という。）、同法第734条第3項において準用する同法第71条の26第1項の規定により特別区に交付するものとされる利子割に係る交付金（以下この項において「利子割交付金」という。）、同法第734条第3項において準用する同法第71条の47第1項の規定により特別区に交付するものとされる配当割に係る交付金（以下この項において「配当割交付金」という。）、同法第734条第3項において準用する同法第71条の67第1項の規定により特別区に交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項において「株式等譲渡所得割

交付金」という。)、同法第72条の115第1項及び第2項の規定により特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付金(以下この項において「地方消費税交付金」という。)、同法第103条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金(以下この項において「ゴルフ場利用税交付金」という。)、並びに同法第177条の6第1項の規定により特別区に交付するものとされる環境性能割に係る交付金(以下この項において「環境性能割交付金」という。)の収入額並びに地方揮発油譲与税法(昭和30年法律第113号)、自動車重量譲与税法(昭和46年法律第90号)、航空機燃料譲与税法(昭和47年法律第13号)及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)の規定により特別区に譲与するものとされる地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の額につき、特別区が課する税にあつては地方交付税法第14条第2項に規定する基準税率に係る率を100分の85とし、利子割交付金にあつては同条第1項の利子割交付金の収入見込額の100分の75の率を100分の85とし、配当割交付金にあつては同項の配当割交付金の収入見込額の100分の75の率を100分の85とし、株式等譲渡所得割交付金にあつては同項の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の100分の75の率を100分の85とし、地方消費税交付金にあつては同項の地方消費税交付金の収入見込額の100分の75の率を100分の85とし、ゴルフ場利用税交付金にあつては同項のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の100分の75の率を100分の85とし、環境性能割交付金にあつては同項の環境性能割交付金の収入見込額の100分の75の率を100分の85とし、同項及び同条第3項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政収入額(次項及び第210条の15において「基準財政収入額」という。)を超える特別区に対して、次項に定めるところにより交付する。

- 2 各特別区に対して交付すべき普通交付金の額は、当該特別区の基準財政需要額が基準財政収入額を超える額(以下この項において「財源不足額」という。)とする。ただし、各特別区について算定した財源不足額の合算額(以下この章において「財源不足額合算額」という。)が普通交付金の総額を超える場合においては、次の式により算定した額とする。

$$\frac{\text{当該特別区の財源不足額}}{\text{当該特別区の基準財政需要額}} \times \frac{\text{財源不足額合算額} - \text{普通交付金の総額}}{\text{基準財政需要額が基準財政収入額を超える特別区の基準財政需要額の合算額}}$$

- 3 各年度において、普通交付金の総額が前項ただし書の規定により算定した各特別区に対して交付すべき普通交付金の合算額に満たない場合には、当該不足額は、当該年度の特別交付金の総額を減額してこれに充てるものとする。
- 4 特別交付金は、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付する。

(特別交付金の額の変更)

- 第210条の13 各年度において、普通交付金の総額が財源不足額合算額を超える場合においては、当該超過額は、当該年度の特別交付金の総額に加算するものとする。

(条例で定める割合の変更)

- 第210条の14 普通交付金の総額が引き続き財源不足額合算額と著しく異なることとなる場合においては、地方自治法第282条第2項に規定する条例で定める割合の変更を行うものとする。

(報告)

第210条の15 地方自治法第282条第3項の規定による報告は、同条第1項の条例に基づいて交付金を交付した後速やかに、特別区ごとの交付金の額、基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法その他交付金の交付に関する事項についてしなければならない。

(都区協議会)

第210条の16 都区協議会は、地方自治法第282条の2第2項の規定による意見を述べるほか、都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るために必要な協議を行う。

2 都区協議会は、委員16人をもつて組織する。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

1 都知事

2 都知事が、その補助機関たる職員のうちから指名する者 7人

3 特別区の区長が特別区の区長の中から協議により指名する者 8人

4 特別区の区長である委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 都区協議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

6 会長は、都区協議会の事務を掌理し、都区協議会を代表する。

7 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

8 都区協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

9 都区協議会の経費は、都及び特別区が支弁する。

10 前各項に定めるもののほか、都区協議会に関し必要な事項は、都区協議会が定める。

附 則

第7条の2 当分の間、普通交付金の交付に係る第210条の12第1項の規定の適用については、同項中「額に」とあるのは「額並びに道路交通法（昭和35年法律第105号）附則第16条第1項の規定により特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の額に」と、「利子割交付金にあつては同条第1項」とあるのは「同法附則第7条の2第2項に規定する100分の25の率を100分の15とし、利子割交付金にあつては同法第14条第1項」と、「ゴルフ場利用税交付金にあつては同項」とあるのは「同法附則第7条の3第2項に規定する100分の25の率を100分の15とし、ゴルフ場利用税交付金にあつては同法第14条第1項」と、「同条第3項」とあるのは「同条第3項並びに同法附則第6条の3、第7条の2第2項及び第7条の3第2項」とする。

3 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成11年政令第95号）

(特別区財政調整交付金の特例)

第2条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の2の規定により読み替えられた同令第210条の12第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「の収入額」とあるのは「の収入額、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成11年法律第17号。以下この項において「特例交付金法」という。）第2条の規定により特別区に交付

するものとされる地方特例交付金の額」と、「同法第14条第1項」とあるのは「特例交付金法第8条第1項の規定により読み替えられた地方交付税法第14条第1項」と、「同項及び同条第3項並びに同法」とあるのは「地方特例交付金にあつては同項の地方特例交付金の額の100分の75の率を100分の85とし、同項、特例交付金法第8条第2項の規定により読み替えられた地方交付税法第14条第3項並びに地方交付税法」とする。

4 地方税法（昭和25年法律第226号）

（市町村が課することができる税目）

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- 1 市町村民税
- 2 固定資産税
- 3 軽自動車税
- 4 市町村たばこ税
- 5 鉱産税
- 6 特別土地保有税

3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができる。

4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。

5 指定都市等（第701条の31第1項第1号の指定都市等をいう。）は、目的税として、事業所税を課するものとする。

6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

- 1 都市計画税
- 2 水利地益税
- 3 共同施設税
- 4 宅地開発税
- 5 国民健康保険税

7 市町村は、第4項及び第5項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

（都における普通税の特例）

第734条 都は、その特別区の存する区域において、普通税として、第4条第2項に掲げるものを課するほか、第1条第2項の規定にかかわらず、第5条第2項第2号及び第6号に掲げるものを課するものとする。この場合においては、都を市とみなして第3章第2節及び第8節の規定を準用する。

2 都は、その特別区の存する区域内において、第1条第2項の規定にかかわらず、都民税として次に掲げるものを課するものとする。

- 1 第4条第2項第1号に掲げる税のうち個人に対して課するもの
- 2 第4条第2項第1号に掲げる税及び第5条第2項第1号に掲げる税のうち、それぞれ法人に対して課するもの

3～6（略）

(都における目的税の特例)

第735条 都は、その特別区の存する区域において、目的税として、道府県が課することができる目的税を課することができるほか、第1条第2項の規定にかかわらず、第5条第5項及び第6項第1号に掲げる目的税を課することができる。この場合においては、都を市（同条第5項に掲げる目的税については、指定都市等）とみなして第4章中市町村の目的税に関する部分の規定を準用する。

2 都は、その特別区の存する区域において、前項に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。この場合においては、都を市とみなして、第4章第8節の規定を準用する。

(特別区における特例)

第736条 第1条第2項の規定によつてこの法律中市町村に関する規定を特別区に準用する場合においては、第5条第2項中「1 市町村民税 2 固定資産税 3 軽自動車税 4 市町村たばこ税 5 鉱産税 6 特別土地保有税」とあるのは「1 特別区民税 2 軽自動車税 3 特別区たばこ税 4 鉱産税」と、同条第6項中「1 都市計画税 2 水利地益税 3 共同施設税 4 宅地開発税 5 国民健康保険税」とあるのは「1 水利地益税 2 共同施設税 3 宅地開発税 4 国民健康保険税」と読み替えるものとする。

2 第5条第5項の規定は、第1条第2項の規定にかかわらず、特別区に準用しないものとする。

3 特別区は、特別区民税として第5条第2項第1号に掲げる税のうち個人に対して課するものを課するものとし、これについては、第3章第1節（法人の市町村民税に関する部分の規定を除く。）の規定を準用する。

(特別区並びに指定都市の区及び総合区に関する特例)

第737条 道府県民税、市町村民税及び固定資産税に関する規定の都及び地方自治法第252条の19第1項の市（以下この条及び次条において「指定都市」という。）に対する準用及び適用については、特別区並びに指定都市の区及び総合区の区域は、一の市の区域とみなし、なお、特別の必要がある場合には、政令で特別の定めを設けることができる。

2 特別土地保有税に関する規定の都に対する準用については、特別区の区域は、指定都市の区又は総合区の区域とみなす。

3 事業所税に関する規定の都に対する準用については、特別区の存する区域は、指定都市等の区域とみなす。

5 都区協議会運営規程

昭和40年4月21日
都区協議会決定

第1章 総 則

(通 則)

第1条 都区協議会（以下「協議会」という。）の運営については、法令に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 会 長

(会長の選任)

第2条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）において互選する。

(会長の任期)

第3条 会長の任期は、2年とする。

2 補欠による会長の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会 議

(会議の招集)

第4条 会議は、会長が必要と認めるときにこれを招集する。

2 会長は、前項の規定にかかわらず、半数以上の委員から会議の目的たる事件を示して請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を開催する日時、場所および協議すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する事件については、この限りでない。

(定足数)

第5条 会議は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第210条の16第3項第1号及び第2号の委員の総数並びに第3号の委員の数のそれぞれ半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

(主 宰)

第6条 会長は、会議を主宰する。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係ある都または特別区の職員を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(会議録)

第8条 会長は、協議した事件名、協議の経過の概要及びその結果その他必要な事項を記載した会議録を作成して保存しなければならない。

2 会議録は公開する。ただし、非公開とされた会議の記録は公開しない。

第4章 財 務

(会計年度)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(負担金の額等)

第10条 協議会の運営に要する経費に係る負担金の総額は、会議で決定する。

2 前項の負担金の都及び特別区の負担割合は、それぞれその2分の1とする。

3 都及び各特別区は、負担金の請求を受けたときは、遅滞なく協議会に交付しなければならない。

(予算の内容)

第11条 協議会の予算は、歳入歳出予算及び歳出予算の各項の経費の金額の流用に関する定めから成るものとする。

(予算の調製等)

第12条 会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、会議の承認を経なければならない。

2 歳入予算には、第10条の規定により交付される負担金その他一切の収入を計上し、歳出予算には、協議会の事務の執行に要するすべての経費を計上しなければならない。

3 会長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて必要と認めるときは、補正予算を調製し、これを会議に提出することができる。

4 会長は、予算が定められたときは、すみやかにその写しを都知事及び特別区の区長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第13条 予算の執行は会長が行う。

2 会長は、予算の執行に関する事務を協議会の事務局の職員に委任することができる。

(出納員)

第14条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから協議会の出納その他の会計事務をつかさどる者(以下「出納員」という。)を命ずるものとする。

(現金の保管)

第15条 出納員は、金融機関への預金その他の確実な方法により現金を保管しなければならない。

(決 算)

第16条 会長は、毎会計年度終了後3月以内に決算を調製し、直近の会議に報告しなければならない。

(監 査)

第17条 会議において指名する委員は、毎会計年度少なくとも1回以上、期日を定めて出納その他の会計事務を監査し、その結果を会議に報告しなければならない。

第5章 補 則

(事務局)

- 第18条 協議会の事務局を総務局行政部に置く。
- 事務局に事務局長及び書記を置く。
 - 事務局長は、会長の命を受けて協議会の事務を処理する。
 - 書記は、事務局長の命を受けて協議会の事務に従事する。

(細目)

- 第19条 この規定に定めるもののほか、会議の議事その他協議会の運営について必要な事項は、会長が、会議に諮って定める。

附 則

昭和40年度予算の承認については、第12条第1項の規定にかかわらず、第1回の会議において行うものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

6 関連組織の規程

(1) 都区財政調整協議会設置要綱

第1 設 置

都と特別区及び特別区相互間の財政調整（以下「都区財政調整」という。）について、適正な行政水準の確保及び算定方法の合理的な改善に資するため、都区協議会の下に都区財政調整協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2 協議事項

協議会における協議事項は、次のとおりとする。

- 経費の種類、測定単位、単位費用及び測定単位の数値の補正その他の都区財政調整における基準財政需要額の算定に関すること
- 特別区税収入見込みその他の都区財政調整における基準財政収入額の算定に関すること
- 前各号のほか、都区財政調整の合理的な方法に関すること

第3 構 成

協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 東京都総務局総務部長、総務局行政部長及び財務局主計部長
- 特別区副区長会の会長、同副会長及び同幹事
- 前各号のほか、協議会が指名するもの

第4 運 営

協議会の庶務は、東京都総務局行政部及び特別区長会事務局が行う。

(注) 本協議会は、昭和35年12月24日に都区協議会の前身である都区懇談会の下部機構として設置され、昭和40年4月21日に都区懇談会が廃止され、都区協議会が設置されたときに、その下部機構として、位置づけられた。

(2) 都区財政調整協議会幹事会設置要綱

第1 設 置

都区財政調整協議会の下に、幹事会を設置する。

第2 検討事項

幹事会は、都区財政調整協議会の命を受けて、都と特別区及び特別区相互間の財政調整の制度及び運営の合理化に関する事項について具体的な検討を行う。

第3 構 成

幹事会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 1 東京都総務局行政部区政課長、財務局主計部財政課長、総務局行政部区政課課長代理（行政担当）、課長代理（都区財政調整担当）、課長代理（税務担当）及び課長代理（財政担当）
- 2 特別区財政担当課長会の幹事長、同副幹事長及び同幹事
- 3 前各号のほか、幹事会が指名する者

第4 運 営

幹事会の庶務は、東京都総務局行政部区政課及び特別区長会事務局において行う。

第5 その他

「退職手当標準化都区検討会設置要綱」、「義務教育施設整備費等都区検討会設置要綱」及び「人件費算定改善都区検討会設置要綱」中「制度部会」とあるのは、「幹事会」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、昭和59年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月6日から施行する。

第5 平成12年度改正の概要

1 改正の概要

(1) 経過

(2) 「都区制度改革実施大綱」(抜粋)

2 地方自治法等の一部を改正する法律の概要

第5 平成12年度改正の概要

1 改正の概要

(1) 経過

平成12年1月、新たな都区財政調整の骨子となる「都区財政調整制度改正案の概要」が区長会で了承された。

同年2月「平成12年度都区財政調整方針及び同見込み」が都区協議会で合意された。

なお、都区合意に先立ち次の5項目を都区双方が確認した。

- ① 今回財源配分に反映させない清掃関連経費については、区の財源配分に反映させる課題として整理し、都の実施経費を踏まえて平成17年度までに協議する。
- ② 今後の小中学校の改築需要急増への対応について、実施状況等を踏まえて協議する。
- ③ 今回の配分割合は、清掃事業について一定期間特例的な対応を図ること等を踏まえたものであり、都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、今後協議する。
- ④ 都市計画交付金について、都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った配分が行われるよう検討する課題とする。
- ⑤ 清掃事業の特例的な対応が終了する平成17年度の時点で配分割合の見直しを行うことは当然として、それまでの間、大きな制度改正やどうしても対応できない事態が発生した場合には、配分割合の変更について協議を行う。

さらに、3月「地方自治法等の一部を改正する法律等の施行による都区制度改革実施大綱（以下「実施大綱」という。）」が都区協議会で決定された。

今回の改革は、特別区を大都市東京における基礎的な地方公共団体に位置付けるものである。そのためには、事務事業の移管（清掃事業をはじめとした住民に身近な事務事業をできるだけ特別区に移管する。）とともに、税財政制度の改正（特別区の財政基盤を強化し、財政運営の自主性、計画性を高める。）が不可欠であった。

「実施大綱」は、12年4月1日に施行される都区制度改革に関し、その適切かつ円滑な実施と改革後の都及び特別区の適正な行政運営に資するため、改正法令及び都区協議の合意内容をまとめたものである。大綱の中で、新しい都区税財政制度は制度改革の趣旨に基づき、＜特別区の財政運営の自主性・自律性を高めるため、特別区の固有財源の拡充、税財政制度の特例措置の見直し、都区財政調整制度の改正等を行う＞ことを基本方針として掲げている。

都区財政調整制度の改正（実施大綱抜粋）の内容は次の表のとおりである。

(2) 「都区制度改革実施大綱」 (抜粋)

都区財政調整制度の改正

特別区財政調整交付金の法定化	都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区がひとしくその行うべき事務が遂行できるように特別区財政調整交付金を交付する。 (法新第282条第1項及び第2項)			
調整財源の法定化	特別区財政調整交付金の額は市町村民税法人分、固定資産税及び特別土地保有税の収入額に、条例で定める割合を乗じた額とする。 (法新第282条第2項及び地方税法第5条、第734条第1項、同条2項第3号)			
総額補てん制度の廃止	都の一般会計からの総額補てんを廃止する。 (法新第282条第2項、令旧第210条の15第1項削除)			
納付金制度の廃止	基準財政収入額が、基準財政需要額を超過する特別区による納付金の納付を廃止する。 (法新第282条第2項、令旧第210条の10削除)			
都区間配分に関する事項	調整税の配分割合	調整税の配分割合は、特別区52%、都48%とする。		
	配分割合の変更	配分割合は、中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の仕事配分又は役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要があると認められる場合に変更する。		
	移管事業等	清掃事業	平成12年度から17年度までの期間の平均所要額を基本に標準算定を行う。なお、特定の経費については、別途都が直接負担し、又は別途交付金を交付する。	
		その他の移管事業等	所要額を基準財政需要額に算定する。	
	特例廃止等	国民保険事業	<ul style="list-style-type: none"> 前々年度の医療費等の実績数値を基に、単位費用による標準算定を行う。 現行の特別区国民健康保険交付金を廃止し、府県としての項目補助(都支出金による補助)を行う。 	
事務処理特例制度		条例による事務処理特例制度に移行する現行算定額を基準財政需要額から控除する。		

調整税の減税・減収対策	恒久的な減税の実施に伴う調整税の減収及び年度途中における調整税の減収に対しては、区市町村振興基金を通じて都が区に貸付を行う。償還費は、基準財政需要額に算定する。						
区間配分に関する事項	普通交付金	普通交付金の額は、当該特別区の基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下「財源不足額」という。）とする。 (令新第210条の12第2項)					
		各特別区について算定した財源不足額の合算額が普通交付金の総額を超える場合においては、次の式により算定した額とする。 (令新第210条の12第2項) $\frac{\text{当該特別区の財源不足額} - \text{当該特別区の基準財政需要額}}{\text{基準財政需要額が基準財政収入額を超える特別区の基準財政需要額の合算額}} \times (\text{財源不足額の合算額} - \text{普通交付金の総額})$					
	基準財政収入額	ゴルフ場利用税交付金及び航空機燃料譲与税を算定項目に加える。 (令新第210条の12第1項)					
		過去の決算額に基づく標準算定を行う。					
	基準財政需要額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">その他行政費・調整費</td> <td>その他行政費に調整費を統合する。</td> </tr> <tr> <td>介護保険関連経費</td> <td>介護保険制度の実施に伴い、所要額を基準財政需要額に算定し、現行財調で算定している経費のうち、介護保険制度に移行する経費等を控除する。</td> </tr> <tr> <td>算定方法の合理化</td> <td>老人福祉費に係る態容補正の統合等、31項目について算定方法の合理化を図る。</td> </tr> </table>	その他行政費・調整費	その他行政費に調整費を統合する。	介護保険関連経費	介護保険制度の実施に伴い、所要額を基準財政需要額に算定し、現行財調で算定している経費のうち、介護保険制度に移行する経費等を控除する。	算定方法の合理化
その他行政費・調整費	その他行政費に調整費を統合する。						
介護保険関連経費	介護保険制度の実施に伴い、所要額を基準財政需要額に算定し、現行財調で算定している経費のうち、介護保険制度に移行する経費等を控除する。						
算定方法の合理化	老人福祉費に係る態容補正の統合等、31項目について算定方法の合理化を図る。						
特別交付金	大規模な臨時・特例的事業は、普通交付金等に移行させる。						
	交付金総額に対する特別交付金の割合を、5%から2%に改定する。						
	普通交付金の総額が財源不足額の合算額を超える場合においては、当該超過額を当該年度の特別交付金の総額に加算する。 (令新第210条の13)						

2 地方自治法等の一部を改正する法律の概要

1 特別区の「基礎的な地方公共団体」としての位置付け

都道府県と市町村の役割分担の規定に準じて、事務配分の指針として都と特別区との役割分担の原則に係る規定を設ける。

① 特別区は、基礎的な地方公共団体として、都が処理するものを除き、一般的に市町村が処理する事務を処理するものとする。

② 都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、都道府県が処理するものとされている事務、特別区に関する連絡調整の事務のほか、市町村が処理する事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性・統一性の確保の観点から特別区の存する区域を通じて一体的に処理する必要のある事務を処理するものとする。

(地方自治法新第281条の2関係)

2 大都市の一体性・統一性の確保に配慮した特別区の自主性・自律性の強化

(1) 地方自治法上の特例措置の改正 (除: 税財政関係)

① 特別区の廃置分合・境界変更の手續の改正

・ 特別区の廃置分合・境界変更について特別区が発議することとする等手續を改めた上、法定化する。(地方自治法新第281条の3～第281条の6関係)

② 区長委任条項の廃止

・ 都の規則で主として特別区の区域内に関する事務を特別区に委任し、その事務の執行について都知事が指揮監督を行うことを定めた規定を廃止する。

・ 委員会・委員へ準用する旨の規定を廃止する。(地方自治法旧第281条の3関係)

③ 調整条例の廃止

・ 都条例で特別区の手務に係る調整措置を講じることとされている制度を撤廃する。

(地方自治法旧第282条第1項関係)

④ 複合的一部事務組合の設置

・ 特別区による複合的一部事務組合の設置を可能とする。(地方自治法第285条関係)

(2) 税財政制度の改正

① 都区財政調整制度の改正

・ 調整財源(市町村民税法人分・固定資産税・特別土地保有税)を法定化する。

・ 都の一般会計からの総額補てんを廃止する。

・ 収入額が超過する特別区による納付金の納付を廃止する。

(地方自治法第282条関係)

② 特別区の起債制限に係る都との連動の緩和

・ 現行では、都の普通税の税率が標準税率未満である場合に特別区は起債を制限されることがとされているが、都区財政調整制度における調整財源となる都税の税率が標準税率未満である場合に限って特別区は起債を制限されることがとする。(地方財政法第5条第2項関係)

③ 都から特別区への税財源の移譲

・ 入湯税を特別区に移譲する。(地方税法第735条・第736条第2項関係)

・ ゴルフ場利用税交付金を特別区に交付する。(地方税法第103条関係)

・ 航空機燃料譲与税を特別区に譲与する。

(航空機燃料譲与税法第1条、第2条、旧第8条関係)

④ 法定外普通税に対する都の同意の廃止

・ 特別区が法定外普通税を新設・変更する場合における都の同意を廃止する。

(地方税法旧第736条第4項関係)

⑤ 特別区たばこ税の都による賦課徴収の廃止

- ・ 特別区たばこ税は都が都たばこ税と併せて賦課徴収する旨の特例を廃止し、特別区が賦課徴収することとする。
(地方税法旧第736条第5項・第6項関係)

(3) その他

国民健康保険事業に係る都条例による特別区間の調整措置を廃止する。

(国民健康保険法旧第118条関係)

3 都から特別区への事務の委譲

(1) 一般廃棄物の収集・運搬・処分の事務の移管

一般廃棄物の収集・運搬・処分の事務を特別区に移管する。

- 〔・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
・ 浄化槽法 等関係 〕

(2) 教育委員会の処理する事務の移管

小中学校・養護学校・幼稚園の教職員の任用・服務、教科書・教材、教育課程等に関する事務を特別区教育委員会へ移管する。

- 〔・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
・ 教育公務員特例法
・ 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法
・ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 関係 〕

(3) 保健所設置市に係る留保事務の移管

以下の各法律に規定された保健所設置市の事務のうち都に留保されている事務を特別区に移管する。

- ① 化製場等に関する法律に基づく事務
- ② 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく事務
- ③ 浄化槽法に基づく事務

(地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律附則第12条関係)

(4) 政令で定める市に対する事務委譲に係る委譲対象への追加

以下の各法律による政令で定める市に対する事務の委譲に係る委譲対象に政令で定める特別区を追加する。

- ① 温泉法
- ② 大気汚染防止法
- ③ 水質汚濁防止法
- ④ 特定水道利水障害の防止のための水道水源地域の水質の保全に関する特別措置法
- ⑤ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

4 その他所要の改正

(1) 平成12年4月1日施行

(2) 市町村の合併の特例に関する法律を特別区について適用する。

(3) 法令の制定又は改廃に伴い、地方公共団体の処理しなければならない事務等を掲げた地方自治法別表に所要の改正を加える。

(4) その他所要の経過措置を設ける。

第6 財源超過額に関する恒久的ルール

第6 財源超過額に関する恒久的ルール

普通交付金の総額が各特別区の財源不足額の合算額を上回る場合、その超過額は特別交付金の総額に加算するものとされている（令第210条の13）。

しかし、平成12年度都区財政調整において、財源超過額が交付金総額の2%（当時）相当分として算定されていた特別交付金総額を大幅に上回る規模になることが見込まれたため、これを特別交付金に全額加算するのではなく、普通交付金として算定して交付し、残額を特別交付金に加算する方法で再調整を行うことが都区財政調整協議で合意された。あわせて、13年度以降の財源超過額の扱いについては、恒久的なルール化に向けて都区で協議していくことが合意された。

これを受けて、平成13年5月から6月にかけて財政課長会幹事会検討会で検討を行い、同年7月の区長会総会にて案が了承された。その後、「平成13年度都区財政調整再調整方針」が平成14年2月の都区協議会で合意されたが、これに先立ち、平成13年12月の第1回都区財政調整協議会にて、財源超過額の恒久的ルール化について都区双方で以下のとおり確認した。

普通交付金総額と財源不足額合算額の差額の調整について

当初算定時における数値見込差や調整三税の税収の変動等により、普通交付金の総額と財源不足額の合算額が一致しない場合の交付金の調整については、政令に規定されているところであるが、昨年度の都区財政調整協議の結果を踏まえ、その具体的な取扱いは下記のとおりとする。

なお、特別区の自主的・計画的な財政運営を図る観点から、当初算定時に交付金総額と算定額に大幅な乖離が生じないように、算定方法の改善について都区間で引き続き協議していくこととする。

記

- 1 普通交付金の総額が財源不足額の合算額を下回る場合
各特別区の普通交付金の額を基準財政需要額に応じて一律に減額して算定することで調整する（自治法施行令第210条の12第2項但し書き）。
- 2 普通交付金の総額が財源不足額の合算額を上回る場合
超過額を特別交付金の額に加算する（自治法施行令第210条の13）。

<運用基準>

- ① 特別交付金に加算する場合の取り扱い
当該年度の特別区の財政状況を踏まえ、各区に共通する需要に要する臨時的な経費に充当する。
- ② 加算額が大幅に見込まれる場合の取り扱い
加算額の見込み額が交付金総額の概ね1%を目途にこれを上回ることとなる場合は、基準財政需要額の再算定を行い、財調条例第8条第2項の規定により普通交付金を増額する。
再算定後、残額が生じた場合はこれを特別交付金に加算する。
- ③ 交付金総額は、東京都の当該年度最終補正予算編成に基づき、額を確定する。

第7 「5項目の課題」の協議結果

- 1 「5項目の課題」の概要
- 2 協議経過

第7 「5項目の課題」の協議結果

1 「5項目の課題」の概要

平成12年の都区制度改革にあたり、平成12年2月10日に開催された都区協議会において、今後、都区双方が誠意を持って協議すべき事項として確認した課題である。
(5項目の内容については、「第5 平成12年度改正の概要 1 改正の概要 (1) 経過」を参照)

これらの5項目の課題は、清掃事業の特例的な対応（平成17年度末まで派遣される都職員が平成18年4月に区職員へ身分が切り替わる）が終了する平成17年度までに都区で協議することとした。

2 協議経過

5項目の課題について具体的な検討を行うため、平成15年3月、都区財政調整協議会幹事会の下に、都区双方の委員により構成する①大都市事務検討会、②清掃関連経費検討会、③小中学校改築等検討会の三つの検討会を設置した。

平成15年3月から平成17年7月までの2年4ヶ月にわたり、計27回の検討会を開催し検討を行ったが、都区の見解の一致には至らず、最終的に都区双方の見解を併記して都区財政調整協議会に報告した。

報告を受けた同協議会では、8月から10月にかけて6回にわたり集中的に検討を行った。清掃関連経費や小中学校改築経費については一部見解が一致したが、なお整理には至らず、12月から開催される平成18年度都区財政調整協議で協議していくこととした。

平成18年1月16日の区長会総会において、東京都は5項目の課題について、以下のとおり最終的な提案を行った。

平成18年1月16日
東京都総務局

都区財調「5項目の課題」についての都提案の概要

- 1 都区の役割分担を踏まえた財源配分
 - ・今後の都区のあり方について、事務配分、特別区の区域のあり方（再編等）、税財政制度などを根本的かつ発展的に検討することとし、このための検討組織を都区共同で設置する。
 - ・都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、この検討を行う中で、その結論にしたがい整理を図る。
- 2 具体的な課題への対応（清掃事業・小中学校改築・都市計画交付金）
 - ・平成18年度都区財政調整協議において、清掃関連経費及び小中学校改築に係る課題を整理することとし、都は財政調整交付金とは別に200億円の特別交付金を平成18年度に限り設ける。
 - ・特別区都市計画交付金については、対象事業に市街地再開発事業（再開発組合等への助成）を追加する。
- 3 「三位一体改革」の影響への対応
 - ・いわゆる「三位一体改革」の特別区への影響（国庫補助負担金の削減及び税源移譲）を考慮し、平成19年度から調整率（調整税のうち区に交付する割合）を54％に改める。
 - ・都は平成18年第1回都議会定例会に所要の条例改正を提案する。

しかし、区長会総会の場合では合意に至らず、その後、都区間において調整が行われた。

平成18年2月10日、区長会臨時総会において、下記内容が了承され、同月16日、都区協議会において都区合意した。

都区財調に係る「5項目の課題」の協議について

都区財調に係る「5項目の課題」の協議については、今日まで都区の合意が得られていない状況にある。

何よりも重要なのは、都と区が連携・協力して、東京の発展と都民・区民の生活の安定と向上を図ることである。こうした見地から、特別区の行財政運営に支障が生じることのないよう早期に協議を再開し、合意成立に向け、都区ともに最大限の努力を行うことが必要と認識する。

については、平成18年度財調協議と平成19年度財調協議とを切り離して以下の通り対応する。

記

《平成18年度財調協議》

○「都区の役割分担を踏まえた財源配分」については都の提案(平成18年1月16日)通りとし、協議が整い次第、今後の都区のあり方を検討する都区の共同機関を設置する。

○「清掃関連経費・小中学校改築経費・特別区都市計画交付金の具体的な課題」への対応については都の提案通りとし、区は200億円の特別交付金を受け入れる。

○都は、2月16日に開催を予定している都区協議会を経て、平成18年第1回都議会定例会に所要の条例改正案を提出する。

《平成19年度財調協議》

○「三位一体改革の影響」への対応として都から提案された調整率の2%アップ(19年度以降)については、影響の全体像を見極め、平成19年度財調協議において合意できるよう努力する。

《参考》

※清掃関連経費及び小中学校改築経費についての具体的な対応は下記の通り。

「清掃関連経費」

清掃総務費において態容補正を新設し、現行算定で対応しきれない灰溶融施設運営経費や清掃工場等整備に伴う元利償還経費等について、平成18年度に限り清掃事業円滑化経費として加算する。

「小中学校改築経費」

義務教育施設の今後の改築需要に対応するため、小学校費及び中学校費の態容補正(IV)を算定充実する。起債償還経費分を増額するとともに、平成12年度から17年度分についても平成18年度に一括算定する。

第 8 平成 19 年度改正の概要

- 1 協議経過
- 2 改正の内容
 - (1) 都区間の配分割合の変更
 - (2) 普通交付金と特別交付金の割合の変更
 - (3) 特別交付金の算定ルール

第 8 平成 19 年度改正の概要

1 協議経過

平成 18 年度都区財政調整協議において「三位一体改革への対応として都から提案された調整率の 2%アップについて、平成 19 年度都区財政調整協議で合意できるよう努力する。」という合意が成された。この課題を受け、平成 18 年 12 月 4 日の第 2 回都区財政調整協議会において、東京都は以下のとおり提案を行った。

平成 18 年 12 月 4 日

平成 19 年度都区財政調整 東京都提案について

- 1 三位一体改革による特別区の減収の補てんとして調整率を 2%アップし、54%とする。
 - ・ 「国の三位一体改革」による
特別区の減収に対する補てん必要額 365 億円 ≒ 2%
- 2 現在、財調交付金の 2/100 となっている特別交付金について 5/100 に拡充する。
 - ・ 普通交付金で捕捉できない特別の多様な需要への対応を充実する。
 - ・ 普通交付金では対応できない不交付区の三位一体改革減収影響に対し、激変緩和措置を講じる。

しかしながら、東京都と特別区で三位一体改革の影響額や不交付区の財源超過分の取扱い等の見解の違いから合意に至らず、その後、都区間において調整が行われた。

平成 19 年 1 月 9 日の第 3 回都区財政調整協議会において、東京都は下記のとおり追加提案を行い、同月 16 日、区長会総会臨時会において了承され、同月 31 日、都区協議会において都区合意した。

平成 19 年 1 月 9 日

平成 19 年度都区財政調整 東京都追加提案について

- 1 調整税の特別区への配分割合の変更 (52%→55%)
 - (1) 三位一体改革の影響への対応 2%アップ (355 億円)
 - (2) 都補助金から財調交付金への振替え 1%アップ (177 億円)
都区のあり方検討が開始され、都から特別区への更なる事務移管などの方向が出されたことを踏まえ、先行的に都補助金の一部を財調交付金（一般財源化）とし、特別区の自治の拡充に資する。
- 2 特別交付金の割合の拡充 (2/100→5/100)

2 改正の内容

(1) 都区間の配分割合の変更

都区の配分割合は特別区 52%・東京都 48%から、特別区 55%・東京都 45%に変更した。内訳は下記のとおり。

- ・三位一体改革による特別区民税の減収及び国庫補助負担金削減の影響に係る都区財政調整上の対応については、配分率を2%アップすることとした。

- ・都区のあり方検討が開始され、東京都から特別区への更なる事務移管等の方向が出されたことを踏まえ、先行的に東京都の補助事業の一部を特別区の自主事業とし、配分率を1%アップすることとした。

(振替事業については次ページ参照)

調整率の推移（昭和40年以降）

	区 (50%)	都
S40	25%	(75%)
S41	26%	(74%)
S42	28.5%	(71.5%)
S43	30%	(70%)
S44	31%	(69%)
S45	32.25%	(67.75%)
S46～47	36.75%	(63.25%)
S48～49	40%	(60%)
S50	43%	(57%)
S51～H11	44%	(56%)
H12～18	52%	(48%)
H19～	55%	(45%)

(2) 普通交付金と特別交付金の割合の変更

特別交付金については、各特別区の自主性が発揮され、様々な行政課題に独自の取組が行われてきている中で、普遍性がない等の理由により普通交付金では算定対象となっていない経費等を算定対象に追加する等、「その他特別な事情に要する経費」に対する措置の拡充、並びに普通交付金では対応できない不交付区の三位一体改革減収影響に対し、激変緩和措置（※）を講ずることとした。これに伴い、特別交付金の総額は、交付金総額の2%から5%へ変更した。

(収入額・需要額に係る改正については、第9参考、主要改正点の推移を参照)

※算定の考え方

不交付区については、三位一体改革による減収影響について、普通交付金で補てんされない、あるいは、一部しか補てんされないことから、下記のとおり特別交付金による激変緩和措置を講ずる。

記

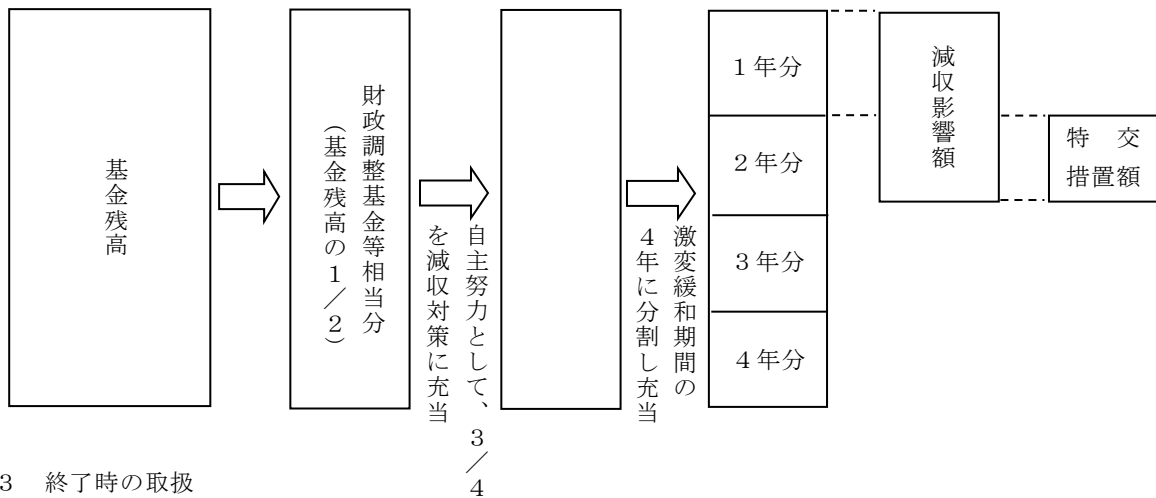
1 期間

平成19年度から4年間とする。

なお、対象区ごとに、各年度の特別区民税決算額が、平成18年度の特別区民税決算額を超えた時点で終了するものとする。

2 特別交付金交付額の算出方法

- ・減収影響の補てんについては、該当区の自主努力と組み合わせるものとする。
- ・補てんの対象とする減収額は、平成18年度課税状況調べを基礎に試算した減収影響額と所得譲与税の合算額で、試算上普通交付金で補てんされない額とする。
- ・平成17年度末基金残高の1/2を財政調整基金等相当分とみなし、その3/4を自主努力として充当してもなお、減収に対応できない額について、特別交付金で補てんするものとし、期間中は定額とする。



3 終了時の取扱

この激変緩和措置の終了時の取扱については、改めて協議するものとする。

《参考》 財調への振替事業

- ・いずれも都の単独事業
- ・既に区の事業として同化、定着したもの（又はする見込みのもの）
- ・いずれも福祉保健局所管の事業

(単位：億円)

No.	事業名	19年度予算額
1	障害者グループホーム等事業	5
2	子育て関係	7
	保育室運営費助成	
	子ども家庭支援センター事業補助	
	「福祉保健基盤等区市町村包括補助事業」のうち4事業 (※欄外参照)	
3	乳幼児医療費助成事業補助	72
4	義務教育就学児医療費助成事業補助	(平年度ベース) 18
5	ひとり親家庭等医療費助成事業補助	20
6	認証保育所事業	47
7	家庭福祉員事業	6
8	区市町村障害者就労支援事業	2
	(地域開拓促進コーディネーターを除く。)	
総額		177

※4事業（延長保育事業・学童クラブ運営費補助事業・トワイライトステイ等事業・子育てひろば事業（A型））

(3) 特別交付金の算定ルール

特別交付金の割合が5%に拡充されることに伴い、特別交付金の算定ルールについては、都区で別途協議していくことが、平成19年度都区財政調整協議会において合意された。

これを受けて、平成19年9月3日及び11月2日の都区財政調整協議会において算定ルールの取りまとめがなされ、同月16日の区長会総会において了承された後、同日の都区協議会において都区合意した。

その後、累次の改正を経て、以下のとおり算定ルールを定めている。

特別交付金の算定に関する運用について（概要）

1. 算定項目

算定項目は、大区分（ABC）、小区分（アイウエ）の2区分とする。

- A 普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要又は財政収入の減少
 - ア 災害等の復旧に要する経費
 - イ 災害等の応急対策に要する経費
 - ウ 災害減免による財政収入の減少
 - エ その他災害等に要する経費
- B 基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要
 - ア 災害等の未然防止に要する経費
 - イ 公害対策等緊急の環境改善に要する経費
 - ウ 地方交付税（市町村分）の算定対象であるが、都区財政調整においては普通交付金の算定対象となっていない財政需要
 - エ 特別区の需要としては普遍性がないとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要
- C その他特別の事情
 - ア 災害以外の緊急に対応すべき特別の事情（※1）
 - イ 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応
 - ウ その他特別の事情

2. 交付回数

交付回数は、12月と3月の年2回とする。（※2）

3. 交付率

- (1) A（災害等のための特別の財政需要等）項目、B、ア（災害等の未然防止に要する経費）及びイ（公害対策等緊急の環境改善に要する経費）項目については、交付率を2/2（全額）とする。
- (2) C、イ（普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応）項目については、対象経費を財調単価に整備面積を乗じた額と、実績額とのいずれか少ない額とし、特別交付金の総額の1/5を上限に、改築を1/4、大規模改修を1/2の交付率で算定する。
- (3) 多額の経費を要する（算定）事業については、他区の算定額への影響を踏まえ、対象事業の全体経費を把握したうえで、平準化した額を分割交付する。

4. 特別区への通知

- (1) 12月交付分の決定後、対象事業、予定交付率及び概算算定額の内定通知を行う。
- (2) 3月交付分の決定後、特別区ごとの小区分の算定額、分割交付対象事業の通知を行う。

5. 算定後の残額

特別交付金の総額について、各特別区に交付すべき特別交付金額を算定した後に、なお残額が生じた場合には、当該年度の4月1日現在における各特別区の人口の割合に応じて配分する。

※1 平成23年度までは「住民税フラット化に伴う激変緩和措置」

※2 平成19年度は年1回交付

第9 参考

1 都区財政調整に関する推移資料

資料1 都区財政調整の推移（昭和50年度以降、当初算定対比）

資料2 「都区財政調整」主要改正点の推移（昭和50年度以降）

2 都区のあり方に関する検討

(1) 都区のあり方に関する検討会

(2) 都区のあり方検討委員会

1 都区財政調整に関する推移資料

資料 1

都区財政調整の推移 (昭和50年度以降、当初算定対比)

(単位:千円)

区 分	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度	昭和54年度	
基準財政収入額A	237,661,235	229,686,884	270,810,520	305,509,449	338,209,788	
内 区 税	特別区民税	187,701,154	176,166,961	199,222,672	230,031,596	259,695,668
	軽自動車税	747,974	953,875	934,170	861,371	995,006
	特別区たばこ消費税	23,555,653	24,869,897	36,469,919	37,244,500	35,030,282
	電気税	12,735,316	13,734,801	17,569,487	18,238,959	19,850,368
	ガス税	2,781,583	2,438,966	2,361,366	1,873,442	2,130,575
	鉱産税	21	21	9	9	9
	小計	227,521,701	218,164,521	256,557,623	288,249,877	317,701,908
区 賦	自動車取得税交付金	7,298,394	8,462,179	9,241,718	10,300,081	11,594,564
	計	234,820,095	226,626,700	265,799,341	298,549,958	329,296,472
	地方道路譲与税	-	1,627,494	1,743,819	1,965,839	3,741,309
	自動車重量譲与税	2,841,140	4,150,933	4,156,190	4,605,314	5,294,194
	合計	237,661,235	232,405,127	271,699,350	305,121,111	338,331,975
	精算額	0	△ 2,718,243	△ 888,830	388,338	△ 122,187
	基準財政需要額B	390,096,141	401,531,121	479,287,017	497,955,337	557,547,857
内 区 賦	経常的経費	316,523,806	353,115,215	421,505,982	441,275,842	496,231,986
	事業費	143,883,657	148,778,318	167,632,615	185,012,856	207,301,428
	うち、その他行政費	13,806,057	12,657,790	15,468,037	17,469,661	19,362,181
	うち、調整費	13,806,057	12,657,790	15,468,037	17,469,661	19,362,181
	人件費	172,640,149	204,336,897	253,873,367	256,262,986	288,930,558
区 賦	投資的経費	73,572,335	48,415,906	57,781,035	56,679,495	61,315,871
	一般分	43,385,180	25,559,966	33,090,778	34,022,092	37,449,396
	義務教育施設分	30,187,155	22,855,940	24,690,257	22,657,403	23,866,475
	特別区債等振替	-	(26,444,000)	-	-	-
差引 (B - A)	152,434,906	171,844,237	208,476,497	192,445,888	219,338,069	
内 区 賦	普通交付金	152,751,045	171,844,237	208,476,497	192,821,457	219,625,253
	納付金	316,139	0	0	375,569	287,184
調 整 交 付 金	普通交付金	153,548,634	172,363,618	209,296,424	197,405,813	219,625,253
	特別交付金	3,127,194	3,517,624	4,271,356	4,468,763	4,651,191
	計	156,675,828	175,881,242	213,567,780	201,874,576	224,276,444
調 整 税	固定資産税	198,744,563	229,621,366	255,864,232	268,998,673	293,717,220
	市町村民税法人分	157,882,982	165,971,824	222,221,543	228,174,980	243,125,837
	特別土地保有税	6,999,639	6,318,226	7,295,655	7,424,241	4,654,192
	計	363,627,184	401,911,416	485,381,430	504,597,894	541,497,249
調 整 率	43%	44%	44%	44%	44%	
基 本 額	調整基本額	156,359,689	175,881,242	213,567,780	223,438,170	232,559,570
	納付金分	316,139	0	0	375,569	287,184
	精算額	-	-	-	-	0
	計	156,675,828	175,881,242	213,567,780	223,813,739	232,846,754

都区財政調整の推移
(昭和50年度以降、当初算定対比)

(単位:千円)

区	分	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	
基準財政収入額A		375,377,682	432,826,912	485,241,650	509,014,878	526,218,858	
内 区 税	特別区民税	285,379,794	336,195,412	381,650,137	408,414,999	410,514,030	
	軽自動車税	1,041,703	1,133,059	1,283,758	1,455,214	1,841,475	
	特別区たばこ消費税	36,262,509	40,614,963	44,450,945	46,055,996	48,322,874	
	電気税	20,343,493	29,750,101	32,879,347	32,246,497	34,429,067	
	ガス税	1,701,748	2,497,811	2,368,422	2,261,873	2,252,361	
	鉱産税	9	9	9	9	0	
	小計	344,729,256	410,191,355	462,632,618	490,434,588	497,359,807	
	自動車取得税交付金	12,896,526	12,607,656	13,187,023	13,054,256	14,403,401	
	計	357,625,782	422,799,011	475,819,641	503,488,844	511,763,208	
	地方道路譲与税	4,388,171	4,284,489	4,384,124	4,369,855	4,060,536	
	自動車重量譲与税	5,835,913	5,984,404	6,106,260	6,330,526	6,264,763	
	交通安全対策特別交付金	-	-	-	-	1,498,191	
	合計	367,849,866	433,067,904	486,310,025	514,189,225	523,586,698	
	精算額	7,527,816	△ 240,992	△ 1,068,375	△ 5,174,347	2,632,160	
基準財政需要額B		622,005,899	715,823,505	790,531,337	824,193,151	860,551,362	
内 区	経常的経費	550,371,027	628,787,559	690,912,823	727,428,198	760,692,926	
	事業費	うち、その他行政費	241,318,154				293,518,625
		うち、調整費	21,379,609				24,878,876
		人件費	21,379,609				24,878,876
	投資的経費	309,052,873	335,268,934				
	一般分	義務教育施設分	71,634,872	87,035,946	99,618,514	96,764,953	99,858,436
		義務教育施設分	45,032,624	64,029,421	76,181,228	77,081,736	84,285,544
義務教育施設分	26,602,248	23,006,525	23,437,286	19,683,217	15,572,892		
差引(B-A)		246,628,217	282,996,593	305,289,687	315,178,273	334,332,504	
内 区	普通交付金	247,254,349	284,771,800	306,576,133	317,008,057	336,916,941	
	納付金	626,132	1,775,207	1,286,446	1,829,784	2,584,437	
調 整 交 付 金	普通交付金	247,254,349	284,771,800	306,576,133	317,008,057	336,916,941	
	特別交付金	5,129,273	5,782,501	12,724,451	13,485,123	14,525,379	
	計	252,383,622	290,554,301	319,300,584	330,493,180	351,442,320	
調 整 税	固定資産税	317,861,281	330,588,985	360,868,575	400,298,556	427,994,949	
	市町村民税法人分	275,440,203	325,937,571	354,179,001	359,380,546	397,731,446	
	特別土地保有税	3,080,518	2,461,902	2,111,921	2,183,928	2,657,184	
	計	596,382,002	658,988,458	717,159,497	761,863,030	828,383,579	
調整率		44%	44%	44%	44%	44%	
基 本 額	調整基本額	256,463,670	289,125,070	318,111,270	335,219,695	364,488,837	
	納付金分	626,132	1,775,207	1,286,446	1,829,784	2,584,437	
	精算額	0	0	0	1,908,375	△ 1,354,367	
	計	257,089,802	290,900,277	319,397,716	338,957,854	365,718,907	

都区財政調整の推移
(昭和50年度以降、当初算定対比)

(単位:千円)

区	分	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	
基準財政収入額A		560,689,192	609,685,679	645,957,238	704,344,086	824,061,801	
内	別	特別区民税	431,242,633	460,158,398	500,329,888	541,662,974	615,203,079
		軽自動車税	1,951,279	2,046,708	2,076,408	2,106,908	2,183,216
		特別区たばこ消費税	50,358,535	57,897,751	58,925,053	59,968,071	4,860,050
		特別区たばこ税	-	-	-	-	50,820,378
		電気税	40,249,223	40,522,165	29,214,620	36,492,556	5,961,480
		ガス税	2,972,756	2,660,836	1,369,092	1,507,442	289,477
		鉱産税	0	0	0	0	1
		小計	526,774,426	563,285,858	591,915,061	641,737,951	679,317,681
	利子割交付金	-	-	-	14,292,530	71,926,201	
	自動車取得税交付金	14,784,022	16,488,015	18,502,596	22,366,134	25,595,016	
消費譲与税	-	-	-	-	32,451,604		
計	541,558,448	579,773,873	610,417,657	678,396,615	809,290,502		
区	地方道路譲与税	4,171,867	4,180,778	4,134,015	4,167,395	4,358,904	
	自動車重量譲与税	5,801,215	6,462,309	6,676,561	6,633,257	7,005,352	
	交通安全対策特別交付金	1,465,262	1,423,054	2,139,325	1,927,365	1,891,235	
	合計	552,996,792	591,840,014	623,367,558	691,124,632	822,545,993	
精算額		7,692,400	17,845,665	22,589,680	13,219,454	1,515,808	
基準財政需要額B		929,991,507	1,015,657,879	1,073,526,017	1,215,060,427	1,401,010,975	
内	区	経常的経費	799,185,400	866,335,222	908,830,005	952,738,867	1,018,748,045
		投資的経費	130,806,107	149,322,657			
		一般分	111,862,778	137,713,361	164,696,012	262,321,560	382,262,930
	義務教育施設分	18,943,329	11,609,296				
差引(B-A)		369,302,315	405,972,200	427,568,779	510,716,341	576,949,174	
内	区	普通交付金	374,072,250	410,673,908	434,568,317	515,659,489	578,753,902
		納付金	4,769,935	4,701,708	6,999,538	4,943,148	1,804,728
調整	交付金	普通交付金	374,072,250	410,673,908	434,568,317	515,659,489	578,753,902
		特別交付金	20,395,443	21,875,615	23,022,848	29,146,548	34,076,948
		計	394,467,693	432,549,523	457,591,165	544,806,037	612,830,850
調整	税	固定資産税	467,781,316	515,619,210	536,338,152	595,246,817	653,723,474
		市町村民税法人分	457,557,422	471,925,421	497,450,886	687,481,623	885,084,714
		特別土地保有税	3,461,325	5,199,319	8,151,196	13,825,948	6,523,089
		計	928,800,063	992,743,950	1,041,940,234	1,296,554,388	1,545,331,277
調整率		44%	44%	44%	44%	44%	
基本	額	調整基本額	408,671,997	436,807,381	458,454,787	570,483,402	679,946,507
		納付金分	4,769,935	4,701,708	6,999,538	4,943,148	1,804,728
		精算額	△763,127	704,889	2,002,183	12,447,568	1,592,463
		計	412,678,805	442,213,978	467,456,508	587,874,118	683,343,698

都区財政調整の推移
(昭和50年度以降、当初算定対比)

(単位:千円)

区	分	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度
基準財政収入額A		870,016,309	963,626,661	1,038,186,461	1,001,144,481	942,813,342
内 訳	特別区民税	643,914,266	709,433,135	816,335,116	845,932,909	753,901,128
	軽自動車税	2,221,594	2,261,524	2,270,502	2,172,438	2,031,124
	特別区たばこ税	56,118,907	57,072,356	57,984,625	58,991,397	59,641,806
	鉱産税	5	5	4	3	2
	小計	702,254,772	768,767,020	876,590,625	907,096,747	815,574,060
	利子割交付金	66,771,642	106,479,245	75,389,050	25,947,099	30,675,652
	自動車取得税交付金	29,218,751	30,575,035	25,419,744	22,051,595	19,048,757
	消費譲与税	45,683,420	42,795,721	45,812,308	47,408,249	52,281,330
	計	843,928,585	948,617,021	1,023,211,349	1,002,503,690	917,579,799
	地方道路譲与税	4,637,954	4,787,130	5,061,420	5,094,990	5,805,055
	自動車重量譲与税	7,746,439	8,198,960	8,281,088	8,520,441	8,666,725
	交通安全対策特別交付金	1,350,883	1,365,234	1,790,908	1,548,109	1,551,928
	合計	857,663,861	962,968,345	1,038,344,765	1,017,667,230	933,603,507
	精算額		12,352,448	658,316	△ 158,304	△ 16,522,749
基準財政需要額B		1,480,542,487	1,603,326,395	1,674,834,657	1,626,092,442	1,538,324,250
内 訳	経常的経費	1,099,175,381	1,156,768,986	1,234,337,890	1,294,171,479	1,316,416,538
	投資的経費	381,367,106	446,557,409	440,496,767	331,920,963	221,907,712
差引(B-A)		610,526,178	639,699,734	636,648,196	624,947,961	595,510,908
内 訳	普通交付金	612,506,786	639,699,734	641,969,121	625,934,792	595,510,908
	納付金	1,980,608	0	5,320,925	986,831	0
調整 交付金	普通交付金	612,506,786	639,699,734	641,969,121	625,934,792	595,510,908
	特別交付金	35,349,498	34,464,748	34,562,998	33,708,898	32,022,648
	計	647,856,284	674,164,482	676,532,119	659,643,690	627,533,556
調 整 税	固定資産税	702,374,998	773,151,092	852,821,340	925,529,966	985,557,874
	市町村民税法人分	892,027,088	787,159,077	725,154,690	577,550,119	468,044,302
	特別土地保有税	15,202,602	15,106,214	18,056,647	26,090,826	20,887,972
	計	1,609,604,688	1,575,416,383	1,596,032,677	1,529,170,911	1,474,490,148
調整率		44%	44%	44%	44%	44%
基 本 額	調整基本額	708,226,657	693,182,984	702,254,496	672,836,130	648,776,118
	納付金分	1,980,608	0	5,320,925	986,831	0
	精算額	△ 1,236,687	△ 3,888,014	△ 10,994,526	1,341,840	△ 8,323,148
	計	708,970,578	689,294,970	696,580,895	675,164,801	640,452,970

都区財政調整の推移
(昭和50年度以降、当初算定対比)

(単位:千円)

区 分	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	
基準財政収入額A	947,652,519	896,930,018	919,580,852	920,288,626	899,585,694	
内 税	特別区民税	654,236,713	650,789,426	678,171,944	661,296,169	680,640,998
	軽自動車税	2,031,086	1,974,248	1,967,997	1,957,622	1,936,569
	特別区たばこ税	57,786,559	57,029,945	67,216,165	66,990,512	66,138,176
	鉱産税	2	2	2	2	2
	小計	714,054,360	709,793,621	747,356,108	730,244,305	748,715,745
	利子割交付金	55,781,250	28,726,602	26,576,100	20,026,000	22,433,452
	地方消費税交付金	-	-	45,194,868	116,505,272	95,770,347
	自動車取得税交付金	20,320,542	21,202,259	21,136,815	22,389,218	16,736,767
	消費譲与税	53,802,214	52,080,267	17,064,981	0	-
	計	843,958,366	811,802,749	857,328,872	889,164,795	883,656,311
	地方道路譲与税	5,569,388	5,559,935	5,720,925	5,696,574	5,700,647
	自動車重量譲与税	9,219,509	9,772,467	9,921,770	9,947,399	10,326,143
	交通安全対策特別交付金	1,547,560	1,556,154	1,648,419	1,575,216	1,589,846
	合計	860,294,823	828,691,305	874,619,986	906,383,984	901,272,947
	特例加算額	88,079,066	84,732,829	46,215,804	25,428,339	0
	精算額	△ 721,370	△ 16,494,116	△ 1,254,938	△ 11,523,697	△ 1,688,253
	基準財政需要額B	1,571,893,150	1,534,583,714	1,576,531,624	1,594,267,700	1,517,345,802
内 税	経常的経費	1,327,667,484	1,328,001,286	1,344,611,864	1,378,343,206	1,336,335,453
	投資的経費	244,225,666	206,582,428	231,919,760	215,924,494	181,010,349
差引(B-A)	624,240,631	637,653,696	656,950,772	673,979,074	617,761,108	
内 税	普通交付金	624,240,631	637,653,696	656,950,772	673,979,074	617,761,108
	納付金	0	0	0	0	0
調整交付金	普通交付金	624,240,631	637,653,696	656,950,772	673,979,074	617,761,108
	特別交付金	33,884,848	34,576,176	35,691,399	36,747,072	33,918,165
	計	658,125,479	672,229,872	692,642,171	710,726,146	651,679,273
調 整 率	固定資産税	1,035,771,394	1,103,896,720	1,120,453,880	1,102,735,000	1,103,838,589
	市町村民税法人分	481,602,769	461,933,274	494,109,361	541,018,000	439,588,575
	特別土地保有税	13,666,316	14,691,597	9,229,642	6,134,000	4,482,664
	計	1,531,040,479	1,580,521,591	1,623,792,883	1,649,887,000	1,547,909,828
調 整 率	44%	44%	44%	44%	44%	
基 本 額	調整基本額	673,658,185	695,429,500	714,468,869	725,950,280	681,080,324
	納付金分	0	0	0	0	0
	精算額	4,038,785	△ 3,905,974	△ 640,899	8,991,163	△ 2,717,034
	計	677,696,970	691,523,526	713,827,970	734,941,443	678,363,290

都区財政調整の推移
(昭和50年度以降、当初算定対比)

(単位:千円)

区	分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
交 付 金 等 の 総 額	調 整 税				
	固 定 資 産 税	1,081,257,835	1,057,711,334	1,036,935,931	994,309,338
	市 町 村 民 税 法 人 分	392,616,705	507,179,863	423,303,626	426,963,873
	特 別 土 地 保 有 税	2,124,353	2,097,030	2,457,503	1,697,708
	た ば こ 税 調 整 額	1,719,000	1,332,327	1,489,966	1,499,379
	交 付 金 調 整 額	32,264,000	29,870,913	33,465,790	34,307,514
	計	1,509,981,893	1,598,191,467	1,497,652,816	1,458,777,812
	条 例 で 定 め る 割 合	52%	52%	52%	52%
	当 年 度 分	785,190,584	831,059,563	778,779,464	758,564,462
	精 算 分	2,669,147	3,182,445	217,216	5,663,031
計 A	787,859,731	834,242,008	778,996,680	764,227,493	
内 訳	普 通 交 付 金 分 A × 98%	772,102,536	817,557,168	763,416,746	748,942,943
	特 別 交 付 金 分 A × 2%	15,757,195	16,684,840	15,579,934	15,284,550
基 準 財 政 収 入 額 B		912,213,686	892,870,483	903,834,482	894,453,104
内 訳	特 別 区 民 税	596,385,773	576,505,634	596,423,335	603,272,345
	軽 自 動 車 税	1,934,446	1,981,432	2,028,630	2,090,993
	特 別 区 た ば こ 税	69,797,465	68,928,644	65,586,022	65,068,848
	鉦 産 税	2	3	4	6
	小 計	668,117,686	647,415,713	664,037,991	670,432,192
	利 子 割 交 付 金	45,961,577	38,827,211	27,183,442	11,409,899
	地 方 消 費 税 交 付 金	96,269,977	98,446,280	101,599,746	101,060,777
	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	61,576	70,668	68,753	66,890
	自 動 車 取 得 税 交 付 金	15,677,869	16,119,149	15,707,397	14,257,421
	地 方 特 例 交 付 金	49,984,119	53,807,604	55,996,978	57,600,456
	計	876,072,804	854,686,625	864,594,307	854,827,635
	地 方 道 路 譲 与 税	5,898,500	5,989,553	6,150,437	6,102,956
	自 動 車 重 量 譲 与 税	9,864,108	10,055,918	10,055,373	9,971,614
	航 空 機 燃 料 譲 与 税	693,548	691,333	726,139	739,682
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,675,923	1,496,032	1,725,136	1,708,754
	合 計	894,204,883	872,919,461	883,251,392	873,350,641
	特 例 加 算 額	18,701,943	19,951,022	20,583,090	21,102,463
精 算 額	△ 693,140	-	-	-	
基 準 財 政 需 要 額 C		1,662,969,505	1,690,719,823	1,652,343,906	1,616,340,842
内 訳	経 常 的 経 費	1,440,596,788	1,453,162,845	1,438,582,070	1,406,153,495
	投 資 的 経 費	222,372,717	237,556,978	213,761,836	210,187,347
差 引 (C - B)		750,755,819	797,849,340	748,509,424	721,887,738
内 訳	財 源 不 足 額	750,755,819	797,849,340	750,261,380	730,647,443
	財 源 超 過 額	0	0	1,751,956	8,759,705
交 付 金 額	普 通 交 付 金	750,755,819	797,849,340	750,261,380	730,647,443
	特 別 交 付 金	15,757,195	16,684,840	15,579,934	15,284,550
	計	766,513,014	814,534,180	765,841,314	745,931,993

都区財政調整の推移
(昭和50年度以降、当初算定対比)

(単位:千円)

区	分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
交 調 整 の 金 額	固定資産税	1,001,873,974	1,007,656,860	992,481,207	1,006,501,125
	市町村民税法人分	444,315,946	507,793,083	624,924,790	742,423,926
	特別土地保有税	81,618	88,864	174,880	17,660
	たばこ税調整額	1,462,926	1,408,080	1,437,722	1,443,411
	交付金調整額	32,581,854	31,117,686	39,237,416	23,598,863
	計	1,480,316,318	1,548,064,573	1,658,256,015	1,773,984,985
	条例で定める割合	52%	52%	52%	55%
	当年度分	769,764,485	804,993,578	862,293,128	975,691,742
	精算分	2,532,293	△ 1,708,442	6,832,993	3,747,346
	計 A	772,296,778	803,285,136	869,126,121	979,439,088
内 訳	普通交付金分A×一定割合	98% 756,850,842	98% 787,219,433	98% 851,743,599	95% 930,467,134
	特別交付金分A×一定割合	2% 15,445,936	2% 16,065,703	2% 17,382,522	5% 48,971,954
基準財政収入額 B		909,964,885	933,499,445	1,000,983,150	984,782,352
内 訳	特別区民税	597,242,838	604,511,617	659,498,434	723,985,690
	軽自動車税	2,171,275	2,237,709	2,299,266	2,358,949
	特別区たばこ税	69,843,348	63,495,649	66,835,607	70,199,603
	鉱産税	6	4	4	5
	小計	669,257,467	670,244,979	728,633,311	796,544,247
	利子割交付金	10,052,806	7,270,741	8,969,455	12,334,299
	配当割交付金	3,813,576	3,244,209	4,707,212	7,161,191
	株式等譲渡所得割交付金	2,376,762	2,444,680	4,459,692	7,989,558
	地方消費税交付金	111,077,863	109,241,744	113,873,235	111,458,622
	ゴルフ場利用税交付金	58,120	57,177	53,518	47,320
	自動車取得税交付金	15,463,078	15,443,647	16,779,835	18,111,407
	特別交付金 ※1	57,042,493	56,366,935	45,615,928	12,202,486
	計	869,142,165	864,314,112	923,092,186	965,849,130
	地方特例交付金 ※2	—	—	—	2,291,155
	地方道路譲与税	4,505,299	4,457,511	4,586,956	4,631,535
	自動車重量譲与税	13,152,364	13,276,249	13,017,427	13,046,946
	航空機燃料譲与税	750,392	792,401	804,809	813,350
	所得譲与税	—	28,606,434	40,985,114	—
	交通安全対策特別交付金	1,570,543	1,548,659	1,586,776	1,602,044
合計	889,120,763	912,995,366	984,073,268	988,234,160	
特例加算額	20,844,122	20,504,079	16,909,882	—	
特例加(減)算	—	—	—	△ 3,451,808	
基準財政需要額 C		1,640,319,026	1,691,177,896	1,823,785,442	1,900,072,184
内 訳	経常的経費	1,431,530,810	1,460,298,903	1,541,883,090	1,623,422,580
	投資的経費	208,788,216	230,878,993	281,902,352	276,649,604
差引 (C - B)		730,354,141	757,678,451	822,802,292	915,289,832
内 訳	財源不足額	744,790,074	774,448,715	847,652,282	920,763,969
	財源超過額	14,435,933	16,770,264	24,849,990	5,474,137
交 付 金 額	普通交付金	744,790,074	774,448,715	847,652,282	920,763,969
	特別交付金	15,445,936	16,065,703	17,382,522	48,971,954
	計	760,236,010	790,514,418	865,034,804	969,735,923

※1 平成18年度まで減税補てん特例交付金、平成19年度より特別交付金

※2 平成18年度から交付された児童手当特例交付金

都区財政調整の推移
(昭和50年度以降、当初算定対比)

(単位:千円)

区	分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
交 調 付 整 税 金 等 の 総 額	固定資産税	1,025,490,158	1,054,830,000	1,104,897,731	1,125,463,637	1,096,165,371
	市町村民税法人分	794,348,756	643,406,000	497,741,428	508,753,220	488,304,064
	特別土地保有税	32,050	13,000	24,000	11,000	13,000
	たばこ税調整額	1,523,881	1,523,881	-	-	-
	交付金調整額	15,388,417	15,388,417	-	-	-
	計	1,836,783,262	1,715,161,298	1,602,663,159	1,634,227,857	1,584,482,435
	条例で定める割合	55%	55%	55%	55%	55%
	当年度分	1,010,230,794	943,338,714	881,464,737	898,825,321	871,465,339
	精算分	6,384,201	4,052,232	△ 3,314,055	△ 512,282	2,882,785
	計 A	1,016,614,995	947,390,946	878,150,682	898,313,039	874,348,124
内 額	普通交付金分A×95%	965,784,245	900,021,399	834,243,148	853,397,387	830,630,718
	特別交付金分A×5%	50,830,750	47,369,547	43,907,534	44,915,652	43,717,406
基準財政収入額 B		1,023,723,327	1,043,588,914	941,332,245	940,374,038	927,160,803
内 額	特別区民税	773,832,430	804,727,969	734,862,945	721,954,209	704,001,459
	軽自動車税	2,391,767	2,389,112	2,361,914	2,331,605	2,305,199
	特別区たばこ税	61,707,656	61,522,493	56,296,394	56,534,349	61,744,843
	鉱産税	4	0	0	0	0
	小計	837,931,857	868,639,574	793,521,253	780,820,163	768,051,501
	利子割交付金	20,578,640	12,284,058	8,137,963	10,007,686	9,845,623
	配当割交付金	10,893,141	4,210,997	3,054,324	3,729,327	4,799,694
	株式等譲渡所得割交付金	6,525,514	1,651,949	1,778,396	2,456,695	967,876
	地方消費税交付金	107,089,584	120,711,684	107,044,848	107,675,625	116,125,413
	ゴルフ場利用税交付金	49,793	41,704	38,514	35,665	33,686
	自動車取得税交付金	15,554,853	10,532,619	5,027,997	6,818,636	7,997,617
	特別交付金	8,047,648	8,047,648	-	-	-
	地方特例交付金※3	-	2,802,136	5,033,610	6,648,312	4,560,060
	計	1,006,671,030	1,028,922,369	923,636,905	918,192,109	912,381,470
	地方特例交付金※4	2,721,698	2,642,652	2,731,635	7,331,080	-
	地方揮発油譲与税(地方道路譲与税)	4,513,060	4,156,871	4,079,542	3,897,127	4,181,942
	自動車重量譲与税	12,669,730	11,614,779	10,806,904	10,558,647	10,277,797
	航空機燃料譲与税	880,761	797,034	726,255	691,522	688,113
	交通安全対策特別交付金	1,415,087	1,448,021	1,385,468	1,302,191	1,245,004
	合計	1,028,871,366	1,049,581,726	943,366,709	941,972,676	928,774,326
特例加減算額	△ 5,148,039	△ 5,992,812	△ 2,034,464	△ 1,598,638	△ 1,613,523	
基準財政需要額 C		1,959,605,802	1,923,583,938	1,749,680,787	1,757,649,588	1,728,048,703
内 額	経常的経費	1,632,090,946	1,633,703,856	1,562,096,871	1,579,185,549	1,589,623,056
	投資的経費	327,514,856	289,880,082	187,583,916	178,464,039	138,425,647
差引 (C - B)		935,882,475	879,995,024	808,348,542	817,275,550	800,887,900
差 引	財源不足額	945,197,611	893,478,553	823,901,843	833,009,817	815,311,331
	財源超過額	9,315,136	13,483,529	15,553,301	15,734,267	14,423,431
交 付 額	普通交付金	945,197,611	893,478,553	823,901,843	833,009,817	815,311,331
	特別交付金	50,830,750	47,369,547	43,907,534	44,915,652	43,717,406
	計	996,028,361	940,848,100	867,809,377	877,925,469	859,028,737

※3 平成22年度まで減収補てん特例交付金、平成23年度より減収補填特例交付金

※4 平成21年度まで児童手当特例交付金、平成22年度より児童手当及び子ども手当特例交付金

都区財政調整の推移
(昭和50年度以降、当初算定対比)

(単位:千円)

区	分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
交 調 整 の 金 税 の 総 額	固定資産税	1,104,023,096	1,131,393,154	1,146,627,916	1,168,746,000	1,180,918,872	
	市町村民税法人分	547,879,800	643,114,728	611,815,649	600,458,000	566,244,824	
	特別土地保有税	12,002	12,000	10,019	10,000	10,019	
	計	1,651,914,898	1,774,519,882	1,758,453,584	1,769,214,000	1,747,173,715	
	条例で定める割合	55%	55%	55%	55%	55%	
	当年度分	908,553,194	975,985,935	967,149,471	973,067,700	960,945,543	
	精算分	2,821,799	5,183,911	7,107,924	2,503,397	△ 8,151,566	
	計 A	911,374,993	981,169,846	974,257,395	975,571,097	952,793,977	
	内	普通交付金A×95%	865,806,243	932,111,354	925,544,525	926,792,542	905,154,278
	額	特別交付金A×5%	45,568,750	49,058,492	48,712,870	48,778,555	47,639,699
基準財政収入額 B		939,303,725	990,614,389	1,098,769,037	1,142,928,026	1,123,187,635	
内 区 税 の 額	特別	特別区民税	722,128,197	732,089,085	758,249,864	797,131,297	806,875,023
	軽自動車税	2,279,584	2,310,174	2,371,974	3,075,897	3,154,307	
	特別区たばこ税	68,648,057	65,427,458	65,211,319	68,896,042	67,191,459	
	鉦産税	0	0	0	0	0	
	小計	793,055,838	799,826,717	825,833,157	869,103,236	877,220,789	
	利子割交付金	8,854,858	10,823,186	9,837,063	4,498,312	3,013,511	
	配当割交付金	4,975,951	11,361,981	19,997,296	24,536,078	11,133,180	
	株式等譲渡所得割交付金	1,075,296	9,306,506	12,338,089	14,519,446	7,632,169	
	地方消費税交付金	107,392,539	135,082,038	200,061,102	196,852,810	191,538,213	
	ゴルフ場利用税交付金	32,250	36,015	32,880	27,093	32,975	
	自動車取得税交付金	6,667,886	3,835,119	3,166,415	5,527,565	5,106,897	
	地方特例交付金	4,195,182	3,985,594	3,796,903	3,862,338	4,204,096	
	計	926,249,800	974,257,156	1,075,062,905	1,118,926,878	1,099,881,830	
	地方揮発油譲与税	4,153,606	4,092,299	4,034,129	3,947,124	3,772,744	
	自動車重量譲与税	9,625,069	9,239,443	9,180,136	9,010,621	9,390,028	
	航空機燃料譲与税	661,086	739,398	807,947	813,863	903,193	
	交通安全対策特別交付金	1,174,092	1,251,346	1,205,880	1,120,409	1,068,453	
	合計	941,863,653	989,579,642	1,090,290,997	1,133,818,895	1,115,016,248	
	特別区民税特例加減算額	△ 2,559,928	△ 2,603,369	△ 5,172,327	△ 4,322,329	△ 4,909,879	
	地方消費税交付金特例加算額	-	3,638,116	13,650,367	13,431,460	13,081,266	
基準財政需要額 C		1,774,984,413	1,890,802,047	1,996,121,958	2,033,197,664	1,997,699,351	
内 区 差 引	経常的経費	1,595,418,457	1,651,399,106	1,697,107,247	1,758,323,070	1,780,321,303	
	投資的経費	179,565,956	239,402,941	299,014,711	274,874,594	217,378,048	
差引 (C - B)		835,680,688	900,187,658	897,352,921	890,269,638	874,511,716	
内 区 財 源	財源不足額	846,799,048	909,198,569	907,896,933	905,742,287	894,180,412	
	財源超過額	11,118,360	9,010,911	10,544,012	15,472,649	19,668,696	
交 付 額	普通交付金	846,799,048	909,198,569	907,896,933	905,742,287	894,180,412	
	特別交付金	45,568,750	49,058,492	48,712,870	48,778,555	47,639,699	
	計	892,367,798	958,257,061	956,609,803	954,520,842	941,820,111	

都区財政調整の推移
(昭和50年度以降、当初算定対比)

(単位:千円)

区	分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
交 調 付 整 金 税 等 の 総 額	固定資産税	1,230,907,255	1,267,477,519	1,302,335,512	1,311,430,857	1,354,336,113	
	市町村民税法人分	623,549,724	688,436,290	494,438,437	390,718,722	550,693,684	
	特別土地保有税	10,014	10,001	10,000	10,000	10,000	
	法人事業税交付対象額	-	-	43,851,816	59,671,758	74,610,240	
	固定資産税減収補填 特別交付金	-	-	-	11,654,000	3,000	
	計	1,854,466,993	1,955,923,810	1,840,635,765	1,773,485,337	1,979,653,037	
	条例で定める割合	55%	55%	55.1%	55.1%	55.1%	
	当 年 度 分	1,019,956,846	1,075,758,096	1,014,190,307	977,190,421	1,090,788,823	
	精 算 分	2,819,684	6,217,372	△ 1,414,748	1,527,045	18,547,645	
	計 A	1,022,776,530	1,081,975,468	1,012,775,559	978,717,466	1,109,336,468	
内 額 訳	普通交付金分A×95%	971,637,704	1,027,876,695	962,136,781	929,781,593	1,053,869,645	
	特別交付金分A×5%	51,138,826	54,098,773	50,638,778	48,935,873	55,466,823	
基準財政収入額 B		1,131,526,104	1,166,287,261	1,229,191,986	1,212,783,157	1,233,541,729	
内 区 税 額	特別区民税	843,500,070	877,799,264	891,829,963	871,417,538	894,642,466	
	軽自動車税	環境性能割	-	44,795	147,900	203,299	344,055
		種別割	3,299,105	3,300,591	3,332,402	3,386,777	3,502,896
	特別区たばこ税	62,926,455	64,370,249	63,145,473	62,571,315	62,941,551	
	鉦 産 税	0	0	0	0	0	
	小 計	909,725,630	945,514,899	958,455,738	937,578,929	961,430,968	
	利子割交付金	2,526,855	2,807,916	2,671,728	2,558,964	2,295,946	
	配当割交付金	12,131,232	14,286,327	13,756,859	12,984,836	15,698,222	
	株式等譲渡所得割交付金	8,397,497	9,142,381	7,615,521	14,112,985	17,878,059	
	地方消費税交付金	167,532,988	165,602,668	211,994,719	208,538,022	200,958,303	
	ゴルフ場利用税交付金	32,954	31,776	28,308	25,053	30,352	
	自動車取得税交付金	6,759,906	3,227,813	-	-	-	
	環境性能割交付金	-	1,140,127	3,004,957	2,666,459	3,085,284	
	地方特例交付金	4,798,026	5,741,249	5,767,776	6,096,339	6,173,663	
	計	1,111,905,088	1,147,495,156	1,203,295,606	1,184,561,587	1,207,550,797	
	地方揮発油譲与税	3,794,037	3,705,342	3,606,168	3,466,380	3,463,309	
	自動車重量譲与税	9,033,472	9,826,046	9,861,540	9,744,974	9,861,610	
	航空機燃料譲与税	945,004	956,340	998,918	1,153,792	947,470	
	森林環境譲与税	-	362,701	770,740	770,740	997,428	
	交通安全対策特別交付金	1,020,596	970,796	921,508	909,359	960,047	
合 計	1,126,698,197	1,163,316,381	1,219,454,480	1,200,606,832	1,223,780,661		
特別区民税特例加減算額	△ 6,613,901	△ 8,339,096	△ 8,893,897	△ 6,951,425	△ 8,671,445		
地方消費税交付金特例加算額	11,441,808	11,309,976	18,631,403	19,127,750	18,432,513		
基準財政需要額 C		2,059,498,072	2,152,760,400	2,148,924,968	2,090,419,196	2,232,007,504	
内 額 訳	経常的経費	1,836,748,964	1,803,723,874	1,853,783,905	1,895,199,905	1,871,519,286	
	投資的経費	222,749,108	349,036,526	295,141,063	195,219,291	360,488,218	
差引 (C - B)		927,971,968	986,473,139	919,732,982	877,636,039	998,465,775	
内 額 訳	財源不足額	944,088,482	1,002,266,396	937,993,525	893,523,346	1,013,698,483	
	財源超過額	16,116,514	15,793,257	18,260,543	15,887,307	15,232,708	
交 付 額	普通交付金	944,088,482	1,002,266,396	937,993,525	893,523,346	1,013,698,483	
	特別交付金	51,138,826	54,098,773	50,638,778	48,935,873	55,466,823	
	計	995,227,308	1,056,365,169	988,632,303	942,459,219	1,069,165,306	

「都区財政調整」主要改正点の推移 (昭和50年度以降)

● 昭和50年度の主な改正点

1 基準財政収入額算定方式の改善

- (1) 基準税率を90%から85%とした。
- (2) 特別区民税にかかわる収入見込額は、現年度課税分及び過年度課税分調定額合計に標準収入歩合(98%)を乗じて算定することとし、この結果、滞納繰越分については算定しないこととした。
- (3) 軽自動車税の収入見込額も、特別区民税と同様、現年度課税分及び過年度課税分調定額合計に標準収入歩合(97%)を乗じることとした。

2 基準財政需要額算定方式の改善

- (1) 人件費及び計画事業について単位費用化を図るとともに、従来の単位費用分についても、測定単位の整理統合(55項目→40項目)や一部行政経費の組替え等により、算定方式の簡素化を図った。
- (2) 特別区の自主財源を強化するため、新たに「その他行政費」及び「調整費」を設定し、おのおの特別区税等の5%相当額を算定することとした。
- (3) 新たに心身障害者福祉電話貸与事業、在宅重度障害者福祉手当支給事業等の経費を見込むとともに生活保護費、学校運営費の改定による増等を見込んで改定した。
- (4) 移管事務事業に要する経費については、移管後も住民への行政サービスの低下を招くことのないよう必要な経費を見込んだ。
- (5) 配属職員制度の廃止に伴い、退職手当、研修費、福利厚生経費等所要の経費を見込んだ。
- (6) 収益事業収入(競馬益金)を特定財源として見込まないこととした。
- (7) 昭和50年度給与改定に要する経費を当初に見込まないこととした。

3 再調整

(1) 基準財政収入額

基準財政収入額の減収(20,662百万円)について、減収補てん債、一般債及び昭和51年度精算額により所要の対策を講ずることとした。

(2) 基準財政需要額

次の事項にかかる経費について、加算または減額することとした。

- ① 昭和49年度の再調整方針に基づき財源を特別区債をもって振替措置した額の未許可分の補完に要する経費
- ② 昭和50年度東京都人事委員会勧告の一部実施に要する経費
- ③ 特別区税の減収に伴う、「その他行政費」及び「調整費」の調整に要する経費〔減額〕
- ④ 生活保護費の基準改定に要する経費
- ⑤ 入浴料金の改定に伴う、生活保護世帯に対する入浴券の支給に要する経費

(3) その他

次の経費については、特別交付金により所要の財源措置を行うこととした。

- ① 公害健康被害補償法に基づき新たに地域指定された特別区の補償事業費等に要する経費
- ② 上・下水道料金の改定に要する経費のうち、小中学校運営費にかかる経費

● 昭和51年度の主な改正点

1 基準財政収入額算定方式の改善

- (1) 本年度から精算方式を適用することとした。
- (2) 地方道路譲与税を新たに算定することとした。

2 基準財政需要額算定方式の改善

- (1) 特別区債、国庫支出金、使用料及び手数料の見直しを図った。
 - ① 使用料及び手数料等の改定については、当面、保育園及び幼稚園の保育料を国の徴収基準のおよそ40%程度まで改定することとした。
 - ② 特別区債、国庫支出金の特定財源については、公共施設整備の事業量を確保するために活用することとした。
- (2) 退職手当については、当分の間、標準給からはずし、前年度の実績額を基礎に算定することとした。
- (3) 新たに民営授産施設事務費特別措置及び身体障害者用自動車改造費助成事業の経費を見込むとともに、生活保護費、学校運営費の改定による増等を見込んで改定した。

3 再調整

(1) 基準財政需要額

次の事項等にかかる経費について、加算することとした。

- ① 昭和50年度東京都人事委員会勧告の一部実施に要する経費及び退職手当の追加に要する経費
- ② 昭和51年度における勤勉手当のうち未措置となっている経費及び年度末手当に要する経費
- ③ 地方公務員共済組合事業主負担金率の改定に要する経費
- ④ 通勤手当の改定に要する経費

(2) その他

次の経費については、特別交付金により所要の財源措置を行うこととした。

- ① 生活保護費の基準改定に要する経費
- ② 入浴料金の改定に伴う、生活保護世帯に対する入浴券の支給に要する経費
- ③ 宿日直手当支給額規程等の一部改正に要する経費
- ④ 電気料金及びガス料金の改定に要する経費
- ⑤ 義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に伴う、区立幼稚園の教職員に対する教職調整額の支給に要する経費

● 昭和52年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

- (1) 新たに心身障害者緊急一時保護事業及び振動規制法事務費等の経費を見込むとともに、生活保護費、学校運営費の改定増等を見込んで改定した。
- (2) 使用料及び手数料の改定については、特別区の実態に沿い、見直しを図って改定した。
 - ① 保育園及び幼稚園の保育料については、引続き昭和52年度増分の1/3を見込むこととした。
 - ② 住民票、戸籍謄抄本等の各種証明手数料及び道路占用料等の改定を図ることとした。
- (3) 人件費については、昭和51年度給与改定経費を見込むとともに、新たに昭和52年度給与改定経費の5%相当額を見込んだ。また、期末・勤勉手当については、5月分を見込んだ。
- (4) 投資的経費については、保育所、児童館等の事業量増等を見込んで改定した。

2 再調整

(1) 基準財政需要額

次の事項等にかかる経費について、加算することとした。

- ① 昭和52年度東京都人事委員会勧告の実施に要する経費のうち未措置となっている経費
- ② 昭和51年度における退職手当に要する経費のうち未措置となっている経費
- ③ 昭和52年度における勤勉手当（夏期支給分）に要する経費のうち未措置となっている経費
- ④ 通勤手当の改定に要する経費
- ⑤ 生活保護費の基準改定に要する経費
- ⑥ 入浴料金の改定に伴う、生活保護世帯に対する入浴券の支給に要する経費

(2) その他

次の経費については、特別交付金により所要の財源措置を行うこととした。

- ① 東京都日照にかかる条例制定に関する区指定試算作成事務に要する経費
- ② 特別勤務手当の改定に要する経費
- ③ 地方公務員共済組合事業主負担金率の改定に要する経費

● 昭和53年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

- (1) 新たに1歳6か月児健康診査経費等を見込むとともに、生活保護費、学校運営費の改定増等を見込んで改定した。
- (2) 使用料及び手数料の改定については、特別区の実態に沿い、見直しを図って改定した。
 - ① 保育園の保育料については、増収分の2/3を見込むこととした。
 - ② 住民票、戸籍謄抄本等の各種証明手数料の改定を図ることとした。
- (3) 人件費については、昭和50年度の算定方法の変更による激変緩和措置を2か年度延長することとした。また、期末・勤勉手当については、4.8月分を見込んだ。

2 再調整

(1) 基準財政需要額

次の事項等にかかる経費について、加算または減額することとした。

- ① 東京都震災予防計画等に基づき特別区が実施する防災関連事業に要する経費
- ② 市街地再開発事業に要する経費のうち未処置となっている経費
- ③ 建築確認手数料の改定により増収となっている財源〔減額〕
- ④ 給与改定に要する経費
- ⑤ 昭和53年度における勤勉手当（夏期支給分）に要する経費のうち未処置となっている経費
- ⑥ 期末・勤勉手当の支給割合の改定（5.0月→4.9月）にかかる経費〔減額〕
- ⑦ 昭和52年度における退職手当に要する経費のうち未処置となっている経費

(2) その他

次の経費については、特別交付金により所要の財源措置を行うこととした。

- ① 区長委任条項改正による簡易専用水道に関する事務及び食物くん蒸場規制事務に要する経費
- ② 栄養改善法改正による国民栄養調査事務に要する経費
- ③ 入浴料金の改定に伴う、生活保護世帯に対する入浴券の支給に要する経費
- ④ 地方公務員共済組合事業主負担金率及び通勤手当の改定に要する経費

● 昭和54年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

- (1) 新たに防災関連事業費等を見込むとともに、生活保護費、学校運営費の改定増等を見込んで改定した。
- (2) 使用料及び手数料の改定については、特別区の実態に沿い、見直しを図って改定した。
 - ① 保育園の保育料については、増収分の3/3を見込むこととした。
 - ② 住民票、戸籍謄抄本等の各種証明手数料の改定を図ることとした。
- (3) 人件費については、
 - ① 昭和54年度給与改定見込分として、2.5%相当額を見込んだ。
 - ② 期末・勤勉手当については、4.9月分を見込んだ。

2 再調整

(1) 基準財政需要額

次の事項等にかかる経費について、加算することとした。

- ① 昭和54年度において、特別区に移管された勤労福祉会館、内職公共職業補導所、上井草運動場、授産場、心身障害者福祉作業所及び精神薄弱児通園施設の管理運営に要する経費
- ② 昭和54年度における特別職期末手当に要する経費のうち未措置となっている経費
- ③ 農業委員会都補助金削減に伴う経費
- ④ 給与及び地方公務員共済組合事業主負担金率の改定に要する経費
- ⑤ 昭和54年度において、特別区に移管された授産場、心身障害者福祉作業所及び精神薄弱児通園施設のうち、老朽化著しい施設の増改築に要する経費

● 昭和55年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費（事業費）

- ① 新たに都市計画審議会経費、動物の保護及び管理に関する条例施行経費を算定したほか、生活保護費、学校運営費等の改定増を見込んだ。
- ② 都補助金の廃止に伴い、老人福祉手当給付事業費等12事業を算定することとした。
- ③ 東京都職員共済組合事務従事職員の人件費について、特別区に一部負担を求めることとし、この経費を算定することとした。

(2) その他

- ① 特別区の一般会計が国民健康保険事業会計に対して行う繰出しに要する経費について、新たに算定することとした。
- ② 昭和55年度に限り、勤労福祉会館の建設に要する経費及び小中学校校舎の補強事業に要する経費について算定することとした。

2 再調整

(1) 基準財政需要額

次の事項等にかかる経費について、加算することとした。

- ① 電気料金及びガス料金の改定に要する経費
- ② 地域防災無線網の整備に要する経費
- ③ 国民健康保険事業会計への繰出しに要する経費
- ④ 市街地再開発事業に対する助成に要する経費
- ⑤ 義務教育施設にかかる大規模改修事業に要する経費
- ⑥ 幼稚園教諭の教職特別手当の新設に要する経費

- ⑦ 給与改定に要する経費のうち未処置となっている経費
- ⑧ 地方公務員共済組合事業主負担金率及び通勤手当の改定に要する経費
- ⑨ 昭和55年3月1日に都から移管された施設の職員の人件費のうち未措置となっている経費
- ⑩ 都が施行する連続立体交差化事業にかかる負担に要する経費
- ⑪ 勤労福祉会館建設のための所有地の取得に要する経費
- ⑫ コミュニティ施設の整備に要する経費

● 昭和56年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費（事業費）

- ① 新たに中小企業資金融資事業費、老人福祉事業充実経費を算定することとしたほか、生活保護費、学校運営費等の改定増を見込んだ。
- ② 看護料差額助成事業等7事業の都補助事業を特別区の事業として算定することとした。
- ③ 建築基準法施行令の改正に伴い、所要の改定を行った。

(2) 投資的経費

- ① 新たに授産場の改築経費を算定することとした。
- ② 保育所整備事業については、目標水準の改定を行うこととした。
- ③ コミュニティ施設の整備事業について、昭和55年度からの3か年の財源措置計画により算定することとした。

(3) その他

- ① 特別区の一般会計が国民健康保険事業会計に対して行う繰出しに要する経費について、新たに老人医療費助成事業都制度分の波及分、結核予防法・精神衛生法による医療費助成に係る10割給付分及び高額医療費を除く医療給付費・療養費に相当する額を算定することとした。
- ② 老人医療費助成事業（国制度分）都補助金、再利用事業都補助金、住宅建設資金融資あっ旋事業の算入については、引き続き協議を行うこととした。

2 再調整

(1) 基準財政需要額

次の事項等にかかる経費について、加算することとした。

- ① 昭和56年度における付添看護料助成等5事業に要する経費のうち未措置となっている経費
- ② 水道料金改定に要する経費
- ③ 国民健康保険事業会計への繰出しに要する経費
- ④ 市街地再開発事業に対する助成に要する経費
- ⑤ 給与改定に要する経費のうち未措置となっている経費
- ⑥ 地方公務員共済組合事業主負担金率及び通勤手当の改定に要する経費

(2) その他

昭和56年度東京都一般会計予算において、調整税が減額補正されることとなったことに伴い、調整基本額の減額を行った。

● 昭和57年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 従来、事業費と人件費はそれぞれの測定単位により区分して別々に算定していたが、これを経費の種類ごとに統合し、同一の測定単位で算定する方式とした。

- ② 新たな算定方式の採用に伴う算定額の変動を緩和するための経費を見込んだ。
- ③ 新たに心身障害者福祉事業の充実、高齢者就労対策事業等7事業を算入したほか、生活保護費、学校運営費等の改定増を見込んだ。
- ④ 老人医療費助成事務費（国制度分）、建築指導行政等7事業の移管事務事業等を特別区の事業として算定することとした。

(2) 投資的経費

- ① 経常的経費において新たな算定方式を採用したことに伴い、標準施設規模等の統合を図った。
- ② 図書館の年度事業量を0.2館から0.5館にした。
- ③ 社会教育費（図書館）において、昼間人口補正の拡充を図った。

(3) その他

大規模な臨時・特例的事業の財政需要に対応するため、特別交付金の基本額を調整基本額の見込額の2%から4%に相当する額に改めた。

2 再調整

(1) 基準財政需要額

次の事項等にかかる経費について、加算または減額することとした。

- ① 老人保健法施行に要する経費
- ② 昭和57年度において財源措置すべき退職手当のうち未措置となっている経費
- ③ 都市計画決定事務及び建築指導行政事務に要する経費〔減額〕
- ④ 給与改定経費のうち、1.5%に相当する経費〔減額〕
- ⑤ 国民健康保険事業会計への繰出しに要する経費〔一部減額〕

(2) その他

昭和57年度東京都一般会計予算において、調整税が減額補正されることとなったことに伴い、調整基本額の減額を行った。

● 昭和58年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 新たに防災無線維持管理費、ホームヘルプ事業（単親家庭分）等を算定することとしたほか、生活保護費、私道排水設備工事費助成費等の改定増を見込んだ。
- ② 特定建築物監視指導、都市計画決定（10項目）、建築指導行政及び道路管理（幅員16メートル未満の都道）の移管事務事業を特別区の事業として算定することとした。
- ③ 老人保健法施行に伴う老人医療費・老人保健事業費の改定増を見込んだ。
- ④ 給与改定経費等として、4%相当額を見込んだ。

(2) 投資的経費

- ① 道路（幅員16メートル未満の都道）の移管に伴う経費を見込んだ。
- ② コミュニティ関連施設の整備事業については、昭和57年度で3か年の財源措置計画が終了したが、昭和58年度においても暫定措置を講じた。

(3) その他

算定期日後に生ずる法令の改正等に伴う追加財政需要に対応するため、必要な経費を新たに見込むこととした。

2 再調整

(1) 基準財政収入額

地方自治法施行令の改正に基づき、交通安全対策特別交付金を算定することとした。

(2) 基準財政需要額

次の事項等にかかる経費について、加算または減額することとした。

- ① 防災関連事業に要する経費
- ② 地方公務員共済組合事業主負担金率の改定に要する経費
- ③ 昭和57年度退職手当のうち給与改定に伴う経費
- ④ 定年制施行に伴う高齢者退職手当に要する経費
- ⑤ コミュニティ施設及び交通安全施設の整備に要する経費
- ⑥ 投資的経費（一般分）充当起債の繰上償還に要する経費
- ⑦ 給与改定に要する経費と既算定経費との差額に相当する額〔減額〕
- ⑧ 国民健康保険事業会計への繰出しに要する経費〔減額〕

● 昭和59年度の主な改正点

1 基準財政収入額算定方式の改善

交通安全対策特別交付金収入見込額の全額を算定することとした。

2 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 新たに雨水流出抑制事業、放置自転車対策事業、防災関連事業（第3次震災予防計画対策事業）等を算定することとした。
- ② 休日歯科応急診療事業を移管事務事業として算定することとした。
- ③ 心身障害者福祉手当、児童育成手当、生活保護費、老人医療費、老人保健事業等の改定増を見込んだ。
- ④ 戸籍関係手数料、食品衛生等手数料、保健所使用料、屋外広告物許可申請手数料等の増額を見込んだ。
- ⑤ 昭和59年度給与改定経費は見込まないこととした。

(2) 投資的経費

- ① 目標水準の改定を行い、心身障害者福祉施設、老人福祉センターの昭和59年度分所要経費を見込んだ。
- ② コミュニティ関連施設整備事業については、地域集会施設整備について昭和58年度から4か年計画の昭和59年度分所要経費を見込んだ。
- ③ 昭和58年度再調整において、起債元利償還金の昭和50年度借入分について繰上償還措置を行ったため、昭和50年度借入分の償還金を削除した。

(3) その他

国民健康保険事業会計への繰出しに要する経費については、財源不足額総額の1/2を都区双方で負担し、翌年度精算する方式とし、これに基づいて算定することとした。

3 再算定

(1) 基準財政需要額

次の事項等にかかる経費について、加算または減額することとした。

- ① 上下水道料金の改定に伴う経費
- ② 防災活動拠点用地整備費充当起債の繰上償還に要する経費
- ③ デイホーム、ケアセンターの運営に要する経費
- ④ 保育所の延長保育事業に要する経費
- ⑤ 特定財源・保育料の改定〔減額〕
- ⑥ 学童保育障害児加算に要する経費

- ⑦ 結核医療費公費負担に要する経費
- ⑧ 義務教育施設にかかる大規模改修事業に要する経費
- ⑨ 給与、通勤手当及び地方公務員共済組合事業主負担金率の改定に要する経費
- ⑩ 定年制施行に伴う高齢者退職手当に要する経費
- ⑪ 投資的経費（一般分）充当起債の繰上償還に要する経費

● 昭和60年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 新たに保育所の延長保育事業、都市整備調査費、街路樹等維持管理費等の所要経費を算定することとした。
- ② 中小企業関連資金融資あっ旋事業、高齢者就労対策事業助成事業、文化財保護普及事業、社会体育スポーツ教室事業等の改定増に伴う所要経費を見込んだ。
- ③ 特定財源については、保育所及び幼稚園の保育料等の改定増並びに国庫補助減に伴う所要経費を見込んだ。
- ④ 昭和59年度都区財政調整方針に基づき、区民施設の位置づけの見直しを行った結果、既算定の区民館、公会堂及び結婚式場の管理運営費を整理統合し、区民センターとして総務費で、社会教育会館、体育館及び各種運動施設の管理運営費を教育費で算定することとし、その所要経費を見込んだ。
- ⑤ 昭和59年度都区財政調整方針に基づき、標準職員数の見直しを行った。
- ⑥ 退職手当の算定方法について標準化を図った。
- ⑦ 昭和60年度給与改定経費は1%を見込んだ。

(2) 投資的経費

- ① 新たに特別養護老人ホーム整備、児童館（標準区1館）の所要経費を算定することとした。
- ② 既算定図書館のうち1館を中央館に拡充することとした。
- ③ 区民施設の見直しに伴い、区民センター、社会教育会館及び体育館の改築所要経費を見込んだ。
- ④ 昭和59年度都区財政調整方針に基づき、義務教育施設大規模改修経費の単位費用化を行い、経常的経費から投資的経費に組替えた。
- ⑤ 起債元利償還金のうち、昭和52年度充当分の平成61年度償還分を繰上償還することとした。
- ⑥ 起債元利償還金のうち昭和59年度以降充当分について、地価補正及び低地補正を行うこととした。

(3) その他

- ① 国民健康保険事業会計への繰出しに要する経費については、財源不足額総額の1/2を都区双方で負担し、翌年度精算する方式とし、これに基づいて算定することとした。
- ② 特別区のまちづくり事業の推進に資するため、大規模な臨時・特例的事業分の特別交付金を、調整基本額の2%から3%へ拡大し、特別交付金の総額を調整基本額の5%とすることとした。

2 再算定

(1) 基準財政需要額

次の事項等にかかる経費について、加算することとした。

- ① 防災活動拠点用地整備費充当起債繰上償還及び第三次東京都震災予防計画対象事業に要する経費
- ② 国民年金法等の改正に要する臨時的経費

- ③ 教育方法開発特別設備に要する経費
- ④ 国民健康保険事業会計への繰出しに要する経費
- ⑤ 給与、通勤手当及び職員共済組合事業主負担金の改定に要する経費
- ⑥ 地域防災行政無線整備経費
- ⑦ 公共施設緑化推進に要する経費
- ⑧ 特別養護老人ホーム整備に要する経費
- ⑨ 投資的経費（一般分）充当起債の繰上償還に要する経費

● 昭和61年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 新たにOA化推進事業、中小企業勤労者福利共済事業、小中学校の音楽室等の冷房化、教育方法開発特別設備事業費等の所要経費を算定することとした。
- ② 職員研修費、付添看護料助成事業費、老人医療助成事業費、三福祉手当、中小企業融資事業、街路灯維持補修費、学校施設開放事業費等の改定増に伴う所要経費を見込んだ。
- ③ 特定財源については、道路占用料等の改定増及び国庫補助削減に伴う所要経費を見込んだ。
- ④ 調整費については、新たに昼間人口による補正を導入した。

(2) 投資的経費

- ① 新たに心身障害者福祉施設（標準区1所）を新設するものとし、その昭和61年度所要経費（0.5所分）を算定することとした。
- ② 新たに区設の特別養護老人ホーム等の建設所要経費を見込むとともに、法人設置の特別養護老人ホームに対する助成費（用地費・建設費）を算定することとした。
- ③ 新たに保健所、保健相談所及び勤労福祉会館の改築所要経費を算定することとした。
- ④ 既算定体育館を中央館に位置づけるとともに、新たに地区館（標準区1館）の新設経費を昭和61年度から4か年で措置するものとし、その昭和61年度所要経費（0.25館分）を算定することとした。
- ⑤ 義務教育施設のうち、屋内運動場及び学校プールの改築経費の単位費用化を図った。
- ⑥ 新たに地域防災無線に対する妨害電波対策システム整備事業及び公共施設の緑化事業費を算定することとした。
- ⑦ 標準施設の改築経費について、経常的経費の算定との整合性を図るため、段階補正を導入することとした。

(3) その他

国民健康保険事業会計への繰出しに要する経費については、財源不足額の5/8を特別区で負担し、翌年度精算する方式とし、これに基づいて算定することとした。

2 再調整

(1) 基準財政需要額

次の事項等にかかる経費について、加算することとした。

- ① 中小企業に対する円高緊急融資に要する経費
- ② 土地取引適正化条例施行に要する経費（9区分）
- ③ 国民健康保険事業会計への繰出しに要する経費
- ④ 給与、通勤手当、職員共済組合事業主負担金及び公務員災害補償基金掛金率の改定に要する経費
- ⑤ 特別養護老人ホーム整備に要する経費

- ⑥ 体育館地区館の年度事業量増に要する経費
- ⑦ 義務教育施設の改築に要する経費
- ⑧ 投資的経費（一般分）充当起債の繰上償還に要する経費

● 昭和62年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 新たにビデオ広報、点字広報等の広報公聴費を算定することとした。
- ② 新たな委任事務に伴う、「東京都土地取引適正化条例」及び「屋内広告物指導取締条例」施行に係る事業量並びに夜間騒音対策事業費等を算定することとした。
- ③ 新たに特別養護老人ホームの管理運営費を算定するほか、心身障害者福祉施設管理運営費の充実を図った。
- ④ O A化経費、中小企業対策事業等の充実を図った。
- ⑤ 特定財源については、道路占用料等の改定増並びに国庫補助削減に伴う所要経費を見込んだ。
- ⑥ 昭和62年度給与改定経費は1%を見込んだ。
- ⑦ 期末・勤勉手当は4.9月分を見込んだ。

(2) 投資的経費

- ① 義務教育施設の建設に係る経費のうち、校舎改築に要する経費の単位費用化を図った。なお、新築増築に要する経費については、態容補正とした。
- ② 新たに細街路拡幅整備事業を算定することとした。
- ③ 体育館地区館の新設経費（500㎡→1,000㎡）の事業量増を図った。
- ④ 公園年度事業量（4,000㎡→5,000㎡）を改定した。
- ⑤ 雨水流出抑制事業の充実を図るとともに、経常的経費から投資的経費に組み替えた。
- ⑥ 道路改良実施率を1/35年へ引き上げた。

2 再 調 整

(1) 基準財政需要額

次の事項等にかかる経費について、加算することとした。

- ① 特別養護老人ホーム運営費
- ② 老人保健特別会計、国民健康保険事業会計への繰出し経費
- ③ 緊急通報システム経費
- ④ 土地取引適正化事務経費
- ⑤ 給与改定経費及び共済組合事業主負担率の改定経費
- ⑥ 福祉施設スプリンクラー整備経費
- ⑦ 特別養護老人ホーム整備費
- ⑧ 義務教育施設改築経費
- ⑨ 用地単価改定経費
- ⑩ 公共施設アスベスト対策経費
- ⑪ 減債対策費
- ⑫ 緊急都市整備対策費

● 昭和63年度の主な改正点

1 基準財政収入額算定方式の改善

利子割交付金収入見込額の全額を算定することとした。

2 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 新たに地域センター、老人福祉センター、体育館地区館の管理運営に要する経費を算定することとした。
- ② 新たに教室暖房器のFF化、学校事務室のOA化に要する学校関係経費の充実を図った。
- ③ 緊急通報システムの整備、重度身体障害者屋内移動設備、老人福祉住宅、高齢者集合住宅等福祉施策に要する経費を新たに算定することとした。
- ④ 情報公開、婦人対策、胃ガン検診等に要する経費を算定することとした。
- ⑤ 電算・OA化経費・老人医療費助成・成人病検診等に要する経費を算定することとした。
- ⑥ 心身障害者福祉施設、道路・公園、各種運動場施設等の管理経費の充実を図った。
- ⑦ 昭和62年度都区財政調整方針に基づき経常的経費における人件費等の見直しを図った。

(2) 投資的経費

- ① 新たに雨水有効利用施設、商工振興センター、道路・橋梁の新設・拡幅に要する経費を算定することとした。
- ② 新たに公共施設大規模改修、旧国鉄用地の取得、アスベスト対策、学校緑化に要する経費を算定することとした。
- ③ 区民センター、心身障害者福祉施設、体育館中央館、道路改良実施率（1/35年→1/30年）の改定等の充実を図った。
- ④ 用地単価を500,000円/㎡から910,000円/㎡に改定した。
- ⑤ 市街地再開発に係る経費を経常的経費から投資的経費に組み替えた。

3 再算定

(1) 基準財政需要額

次の事項等にかかる経費について、加算することとした。

- ① 特別養護老人ホーム運営費
- ② 小中学校・幼稚園の強制吸排気式暖房器への切換経費
- ③ 小中学校窓ガラス落下防止対策経費
- ④ 地域特別賃貸住宅公募事務費
- ⑤ 教育方法開発特別設備事業費
- ⑥ 生活保護被保護者等に対する一時金支給経費
- ⑦ 国民健康保険事業会計への繰出し経費
- ⑧ 給与改定経費及び共済組合事業負担率の改定経費
- ⑨ 通勤手当の改定経費
- ⑩ 自ら考え自ら実践する地域づくり事業に要する経費
- ⑪ 特別養護老人ホーム整備費
- ⑫ 旧国鉄用地取得経費
- ⑬ 減債対策費
- ⑭ 都市整備用地取得経費

● 平成元年度の主な改正点

1 基準財政収入額算定方式の改善

税制改正に伴い、新たに消費譲与税及び特別区たばこ税の収入見込額を算定した。一方、廃税となった特別区たばこ消費税、電気税及びガス税について所要の措置を講じた。

2 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 新たにファクシミリの導入（標準区29台）に要する経費を算定するほか、広報発行回数増等、OA及び広報経費を充実した。
- ② 新たに防災行政無線装置の更新に要する経費を算定するほか、防災関係経費を充実した。
- ③ 新たに高齢者民間アパート借上提供事業、保育園等の暖房器切替等を算定したほか、心身障害者福祉施設の管理運営費等、児童福祉、老人福祉及び心身障害者福祉対策を充実した。
- ④ 新たに小中学校へのファクシミリの導入（各校1台）、中学校の課外クラブ活動の充実に要する費用を算定する等、学校関係経費を充実した。
- ⑤ 新たに大腸ガン検診、幼児視力検診を算定した。
- ⑥ 中小企業融資あつ旋事業、勤労者共済会助成事業及び高齢者就労対策事業を充実した。

(2) 投資的経費

- ① 新たに地域総合防災センターの基本設計、高齢者集合住宅の新設、芸術文化施設の新設、衛生検査センターの新設経費を算定した。
- ② 児童館（20所）、道路改良実施率（1/30年→1/25年）の改定、公園事業量（5,000㎡→6,000㎡）の拡大を行った。
- ③ 旧国鉄用地取得費、減債対策費を算定した。
- ④ 用地単価を910,000円/㎡から947,000円/㎡に改定した。

3 再算定

(1) 基準財政需要額

次の事項等にかかる経費について、加算または減額することとした。

- ① 給与改定等経費
- ② 行革特例法による共済組合公的負担金減額分の払込経費
- ③ 教育方法開発特別設備事業経費
- ④ 国民健康保険事業会計への繰出し経費
- ⑤ ひとり親家庭医療費助成事業の準備経費
- ⑥ ふるさとふれあい振興事業経費
- ⑦ 公共施設窓ガラス落下防止対策経費
- ⑧ 特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、高齢者集合住宅の整備経費
- ⑨ 芸術文化施設の整備経費
- ⑩ 公共施設雨水流出抑制施設の整備経費
- ⑪ 旧国鉄用地の取得経費
- ⑫ 減債対策費

● 平成2年度の主な改正点

1 基準財政収入額算定方式の改善

元年度の税制改正に伴い、新税となった消費譲与税の収入見込額を平年度化（11カ月→12カ月）して算入した。

また、廃税となった旧特別区たばこ消費税、旧電気税及び旧ガス税について、元年度に収入の

一部を見込んでいたが、皆減とした。

2 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 新たに地域振興事業（ふるさとふれあい事業、地域づくり推進事業）に要する経費を算定するほか、防災関係経費を充実した。
- ② 新たにひとり親家庭医療費助成事業に要する経費を算定するほか、高齢者在宅サービスセンター運営費、高齢者民間アパート借上げ・あつ旋事業費の単位費用化を図るとともに、児童館管理運営費（19館→20館）、特別養護老人ホーム運営費等、児童福祉、老人福祉、心身障害者福祉対策を充実した。
- ③ 新たに衛生検査センター管理運営費を算定するほか、三種混合予防接種の接種年齢の引下げをし、経費を充実した。
- ④ 新たに中小企業勤労者福祉サービスセンターの設立に要する経費、商工振興センター管理運営費を算定した。
- ⑤ 新たに道路管理センターへの加入経費を算定するほか、まちづくり関係経費を充実した。
- ⑥ 新たに図書館のサービス向上に要する経費（AVコーナーの設置及び館相互間のネットワーク化）、小学校への教育用コンピュータの新設経費を算定するほか、体育館中央館管理運営費等の充実を図った。

(2) 投資的経費

- ① 新たに地域総合防災センターの新設、都市景観の創出・向上経費、体育館地区館の増設（1所→2所）、中学校への教育用コンピュータの新設経費、雨水有効利用施設設置経費を算定した。
- ② 道路改良実施率（1/25年→1/20年）の改定、公園事業量（6,000㎡→7,000㎡）の拡大を行った。
- ③ 高齢者在宅サービスセンター整備費、公共施設大規模改修経費の単位費用化を図った。
- ④ 旧国鉄用地取得費を算定した。

3 再算定

(1) 基準財政需要額

次の事項等にかかる経費について、加算または減額することとした。

- ① 給与改定等経費
- ② 国民健康保険事業会計への繰出し経費
- ③ 特別養護老人ホーム運営経費
- ④ 25年経過戸籍副本マイクロフィルム化経費
- ⑤ 特別養護老人ホーム及び高齢者集合住宅整備経費
- ⑥ 地域総合防災センター災害対策要員宿舍整備経費
- ⑦ 減債対策費
- ⑧ 旧国鉄用地の取得経費

● 平成3年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 新たにリサイクル推進事業に要する経費を算定するほか、OA機器の充実、広報広聴費等を充実した。
- ② 新たに緊急一時保育事業、痴呆性高齢者短期保護等事業に要する経費を算定するほか、高齢

者在宅サービスセンター運営費（3.5箇所→5箇所）、高齢者民間アパート借上げ・あつ旋事業費等を充実した。

- ③ 新たに寝たきり老人訪問歯科診療事業に要する経費を算定するほか、成人病関係事業費等を充実した。
- ④ 新たに商店街活性化事業助成経費を算定するほか、中小企業関連資金融資あつ旋事業、商店街施設整備費助成事業費に要する経費を充実した。
- ⑤ 新たに住宅基本計画策定費を算定するほか、まちづくり経費等を充実した。
- ⑥ 新たに芸術文化施設管理運営費を算定するほか、体育館運営費等を充実した。

(2) 投資的経費

- ① 新たに地域総合防災センター災害対策要員宿舍の整備費（平成2年度再調整で1/3算入）、消費者・リサイクルセンターの整備費、駐車場対策費、地域センター改築・大規模改修経費等を算定した。
- ② 雨水流出抑制事業の歩道の透水性舗装面積（9,000㎡→11,000㎡）の拡大を図った。
- ③ 道路新設拡幅事業、特別養護老人ホーム整備費及び体育館地区館改築費を充実した。
- ④ 旧国鉄用地の取得経費を算定した。
- ⑤ 用地単価を947,000円/㎡から969,000円/㎡に改定した。

2 再算定

(1) 基準財政需要額

次の事項等にかかる経費について、加算することとした。

- ① 給与改定等経費
- ② 国民健康保険事業会計への繰出し経費
- ③ 特別職期末手当職務段階加算分等に要する経費
- ④ 幼稚園就園奨励費国庫補助率削減分の一般財源化に要する経費

● 平成4年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 新たに常勤の監査委員に係る経費を算定したほか、国際交流推進事業費等を充実した。
- ② 新たに地域福祉計画策定及び高齢者世帯等住み替え家賃助成事業に要する経費を算定するほか、視覚障害者ガイドヘルパー及び手話通訳者派遣事業費等を充実した。
- ③ 新たに心身障害者（児）歯科診療事業に要する経費を算定するほか、成人病予防費等を充実した。
- ④ リサイクル推進事業費等の充実を図った。
- ⑤ 都市計画事務費、放置自転車等対策事業費等の充実を図った。
- ⑥ 学校運営費、社会教育事業費等を充実した。
- ⑦ 退職手当の算定方法（標準在職年数・標準給料月額・定年等退職者発生率等）の見直しを図った。

(2) 投資的経費

- ① 駐車場対策費を算定した。
- ② 旧国鉄用地取得経費を単年度措置から3か年度措置とした。
- ③ 特別養護老人ホーム整備費の基準面積の引き上げ「定員1人当たり（痴呆性老人個室加算を含む）27.98㎡→31.7㎡」を図ったほか、建設費を単年度措置から2か年度措置とした。
- ④ 義務教育校舎増改築経費の起債算入（75%）を図った。

- ⑤ 元利償還金の元金償還の1/2繰延べ（前半期償還分のみ当初で見込む）を行った。
- ⑥ 用地単価を969,000円/㎡から950,000円/㎡に改定した。

2 再算定

(1) 基準財政需要額

次の事項等にかかる経費について、加算または減額することとした。

- ① 給与改定等経費
- ② 国民健康保険事業会計への繰出し経費
- ③ 地域総合防災センター整備費（平成4年度事業量の1/2を5年度に繰延べ）
- ④ 利子割交付金減収見込額に相当する財源対策経費
- ⑤ その他行政費及び調整費

(2) その他

次の経費については、特別交付金により所要の財源措置を行うこととした。

- ① リサイクル推進事業費（集団回収支援事業）

● 平成5年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 職員健康管理費（大腸がん検診）の充実を図った。
- ② 新たに乳幼児医療費助成事業、白内障特殊眼鏡等助成事業に要する経費を算入するほか、痴呆性高齢者短期保護等事業費（デイホーム事業）及び日常生活用具給付事業費等を充実した。
- ③ 成人病予防費（総合健康診査）及び後天性免疫不全症候群（エイズ）対策費の充実を図った。
- ④ 新たに消費者・リサイクルセンター管理運営費を算入するほか、リサイクル推進事業費の充実を図った。
- ⑤ 新たに学校週5日制実施に伴う指導員等の配置経費を算入するほか、教職員健康管理費（大腸がん検診）及び学校運営費の充実を図った。
- ⑥ 新たに国公有地取得に要する経費を算入するとともに、旧国鉄用地取得経費についても平成5年度新規分から経常的経費（財産費）で算定することとした。

(2) 投資的経費

- ① 元利償還金の元金償還の3/4の繰延べを行った。
- ② 建物の改築経費（1/50）の繰延べを行った。
- ③ 駐車場対策費（最終年度分）の繰延べを行った。
- ④ 高齢者在宅サービスセンター整備費（新築1か所分）の繰延べを行った。
- ⑤ 旧国鉄用地の取得経費（4年度に算定した3年措置の2年次目分）を算定した。
- ⑥ 用地単価を950,000円/㎡から789,000円/㎡に改定した。

2 再算定

(1) 基準財政需要額

次の事項等にかかる経費について、加算または減額することとした。

- ① 給与改定に要する経費
- ② 国民健康保険事業会計への繰り出しに要する経費〔減額〕
- ③ その他行政費・調整費〔減額〕
- ④ 地域総合防災センター整備費〔減額〕
- ⑤ 特別区民税譲渡所得分の減収見込額に相当する財源対策経費〔減額〕
- ⑥ 義務教育施設に係る改築経費（1/2）

(2) その他

- ① 平成5年度東京都一般会計予算において、調整税が減額補正されることとなったことに伴い、調整基本額の減額を行った。
- ② 差引不足額に要する財源に不足額が生じたため、東京都一般会計予算より借入をおこなって、財源措置した。

● 平成6年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 新たに重度身体障害者日常生活用具給付事業費（段差解消機）に係る経費を算定したほか、心身障害者福祉手当支給費、老人福祉手当支給費、児童育成手当給付事業費及び保育所運営費（延長保育）の充実を図った。
- ② 性病予防費、後天性免疫不全症候群（エイズ）対策費、及び休日夜間診療事業費の充実を図った。
- ③ 新たにリサイクル推進事業費（区による分別回収経費）に係る経費を算定したほか、リサイクル推進事業費（集団回収集団支援経費）の充実を図った。
- ④ 学校運営費（学校図書）の充実を図った。
- ⑤ 新たにその他諸費（ふるさとづくり事業）に係る経費を算定した。
- ⑥ 一般事務費の10%削減を行った。
- ⑦ 地域振興事業のうち「ふるさとふれあい振興事業」分1/2減額した。
- ⑧ 保育料の見直しを図った。

(2) 投資的経費

- ① 新たにリサイクル推進事業費（資源化施設整備費）に要する経費を算定した。
- ② 緊急駐車場整備事業費の充実を図った。
- ③ 元利償還金について、平成6年度分の償還元金の全額（ただし平成6年度が、償還最終年次のものを除く）の繰延べ及び変動金利制の導入を行った。
- ④ 改築経費の全額の繰延べを行った。
- ⑤ 大規模改修経費の全額の繰延べを行った。
- ⑥ 公園年度事業量の見直しを行った。
- ⑦ 用地単価を789,000円/㎡から612,000円/㎡に改定した。

2 再算定

(1) 基準財政収入額

特別区民税の特別減税に伴う減税補てん債相当分を特例加算額として基準財政収入額に加えた。

(2) 基準財政需要額

次の事項にかかる経費について、加算または減額することとした。

- ① 給与、扶養手当、地方公務員共済組合事業主負担金率、通勤手当の改定に要する経費
- ② 期末・勤勉手当の支給割合の改定（5.3月→5.2月）に係る経費〔減額〕
- ③ 国民健康保険事業会計への繰り出しに要する経費
- ④ 上下水道料金改定経費
- ⑤ その他行政費及び調整費等
- ⑥ 昭和60年度充当分で平成7年度元利償還分（心身障害者福祉施設、老人センター、児童館、道路橋りょう費及び図書館地区館）について、繰上償還を行った。

(3) その他

平成6年度東京都一般会計予算において、調整税が減額補正されることとなったことに伴い、調整基本額の減額を行った。

● 平成7年度の主な改正点

1 基準財政収入額算定方式の改善

特別区民税の特別減税等に伴う減税補てん債相当分を、特例加算額として基準財政収入額として算入した。

2 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 新たに選挙公営費（ポスター、はがき、自動車借上げ等）を算定した。
- ② 重度身体障害者日常生活用具給付事業費（携帯用信号装置）、心身障害者福祉手当支給費、老人福祉手当支給費、児童育成手当給付事業費及び高齢者就労対策事業費（シルバー人材センター助成）の充実を図った。
- ③ 新たに都市計画マスタープラン策定経費、特定建築物確認及び検査経費を算定した。
- ④ 新たにリサイクル推進事業費（資源化施設管理運営費）に係る経費を算定したほか、リサイクル推進事業費（普及啓発等都区共同事業）の充実を図った。
- ⑤ 学校週5日制支援事業費（月2回）及び学校運営費（教育用コンピュータ整備費）の充実を図った。

(2) 投資的経費

- ① 新たに老人保健施設整備費に係る経費を算定した。
- ② 元利償還金について、平成7年度分の償還元金の全額（ただし平成7年度が、償還最終年次のものを除く）の繰延べを行った。
- ③ 改築経費（義務教育施設の1/2を除く）の繰延べを行った。
- ④ 大規模改修経費の全額の繰延べを行った。
- ⑤ 用地単価を612,000円/㎡から507,000円/㎡に改定した。

3 再算定

(1) 基準財政需要額

次の事項にかかる経費について、加算または減額することとした。

- ① 給与改定等に要する経費
- ② 国民健康保険事業会計への繰り出しに要する経費
- ③ その他行政費及び調整費
- ④ 昭和61年度充当分で平成8年度元利償還分（心身障者福祉施設、体育館地区館）について、繰上償還を行った。

(2) その他

- ① 平成7年度東京都一般会計予算において、調整税が減額補正されることとなったことに伴い、調整基本額の減額を行った。
- ② 差引不足額に要する財源に不足額が生じたため、東京都一般会計予算より借入をおこなって、財源措置した。

● 平成8年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 新たに地域総合防災センターの管理運営（情報関連機器等の保守委託）に要する経費を算定

した。

- ② 新たに計測震度計の設置（震度分布即時把握システムの構築）に要する経費を算定した。
- ③ 新たに簡易救助器具等の配備（防災市民組織の充実強化）に要する経費を算定した。
- ④ 心身障害者福祉手当支給費、老人福祉手当支給費、児童育成手当給付事業費及び重度心身障害者（児）日常生活用具給付事業費（入浴用リフト、歩行支援用具）の充実を図った。
- ⑤ 教育相談事業費（教育相談員の増員）及び学校運営費（教育用コンピュータ整備）の充実を図った。
- ⑥ 妊産婦健康診査費（超音波健康診査の導入）の充実を図った。

(2) 投資的経費

- ① 元利償還金について、平成8年度分の償還元金の全額（ただし平成8年度が、償還最終年次のものを除く）の繰延べを行った。
- ② 改築経費の全額の繰延べを行った。
- ③ 大規模改修経費の全額の繰延べを行った。
- ④ 用地単価を507,000円/㎡から436,000円/㎡に改定した。
- ⑤ 道路改良実施率の見直しを行った。

2 再算定

(1) 基準財政需要額

次の事項にかかる経費について、加算または減額することとした。

- ① 給与改定等に要する経費
- ② 国民健康保険事業会計への繰り出しに要する経費
- ③ その他行政費及び調整費
- ④ 義務教育施設の改築に要する経費
- ⑤ 昭和62年度充当分で平成9年度元利償還分（図書館中央館）について、繰上償還を行った。

(2) その他

平成8年度東京都一般会計予算において、調整税が増額補正されることとなったことに伴い、調整基本額の増額を行った。

● 平成9年度の主な改正点

1 基準財政収入額算定方式の改善

税制改正に伴い、新たに地方消費税交付金の収入見込額を算定した。一方、廃税となった消費譲与税について所要の措置を講じた。

2 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 新たに自動給水分配器の配備に要する経費を算定した。
- ② 新たに廃棄物処理手数料（事業系ごみ全面有料化）に要する経費を算定した。
- ③ 災害対策用備蓄食糧（アルファ化米等）の充実を図った。
- ④ 防災行政無線維持管理費の充実を図った。
- ⑤ 放置自転車対策（撤去経費等）の充実を図った。
- ⑥ 学校教育用コンピュータ整備の充実を図った。
- ⑦ いじめ教育相談員の充実を図った。

(2) 投資的経費

- ① 新たに小中学校校舎の耐震診断・補強工事に要する経費を算定した。
- ② 元利償還金について、平成9年度分の償還元金の全額（ただし平成9年度が、償還最終年次

のものを除く)の繰延べを行った。

- ③ 改築経費の1/2の繰延べを行った。
- ④ 大規模改修経費の全額の繰延べを行った。
- ⑤ 用地単価を436,000円/㎡から383,000円/㎡に改定した。

3 再算定

(1) 基準財政需要額

次の事項にかかる経費について、加算または減額することとした。

- ① 給与改定等に要する経費
- ② 国民健康保険事業会計への繰り出しに要する経費
- ③ その他行政費及び調整費

(2) その他

平成9年度東京都一般会計予算において、調整税が減額補正されることとなったことに伴い、調整基本額の減額を行った。

● 平成10年度の主な改正点

1 基準財政収入額算定方式の改善

特別区民税の特別減税に伴う減税補てん債相当分を、特例加算額として基準財政収入額に加えた。

2 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 新たに介護保険制度準備に要する経費(電算処理運用システム開発費等)を算定した。
- ② 学校教育用コンピュータ整備の充実を図った。

(2) 投資的経費

- ① 元利償還金の算定方法の見直し(個別施設算定方式→施設事業量一括算定方式)を行った。
- ② 改築経費・大規模改修経費の算定方法の見直し(個別施設算定方式→施設事業量一括算定方式、単価・規模等の見直し)を行った。
- ③ 道路改良の実施率(1/25年→1/35年)、実施単価の見直しを行った。
- ④ 公園の算定方法の見直し(児童遊園を一般公園に統合、年度事業量(3,900㎡→1,500㎡)、実施単価の見直し)を行った。

3 再算定

(1) 基準財政需要額

次の事項にかかる経費について、加算または減額することとした。

- ① 給与改定等に要する経費
- ② 介護保険制度施行準備に要する経費
- ③ 国民健康保険事業会計への繰り出しに要する経費
- ④ その他行政費及び調整費
- ⑤ 改築等に要する経費
- ⑥ 地方消費税交付金の減収見込額に相当する財源対策経費

(2) その他

- ① 平成10年度東京都一般会計予算において、調整税が減額補正されることとなったことに伴い、調整基本額の減額を行った。
- ② 差引財源不足額に要する財源に不足額が生じたため、東京都一般会計予算より借入をおこなって財源措置した。

● 平成11年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 新たに、介護保険制度準備経費（介護認定審査会運営費等）を見込んだ。
- ② 教育用コンピュータ整備の充実を図った。
- ③ 標準職員数の見直し及び標準給の見直しを行った。
- ④ 地域振興事業の算定を廃止した。
- ⑤ 特定財源のうち道路占用料・公園占用料の見直しを行った。
- ⑥ 一般事務費等の10%削減を行った。

(2) 投資的経費

- ① 細街路整備費の見直しを行った。
- ② 改築経費に、全額起債を充当した。

(3) その他

国民健康保険事業会計への繰り出しに要する経費については、財源不足額の6/8を特別区で負担し、翌年度精算する方式とし、これに基づいて算入することとした。

2 再算定

(1) 基準財政収入額

- ① 特別区民税の恒久的減税に伴う影響として、地方特例交付金及び特例加算額（減税補てん相当）を基準財政収入額に追加した。

(2) 基準財政需要額

次の事項にかかる経費について、加算または減額することとした。

- ① 給与改定等に要する経費
- ② 国民健康保険事業会計への繰り出しに要する経費
- ③ その他行政費及び調整費
- ④ 改築等に要する経費
- ⑤ 細街路拡幅整備事業に要する経費
- ⑥ 公園事業費起債充当分の復元に要する経費
- ⑦ 区市町村振興基金貸付額に相当する財源対策経費

(3) その他

- ① 平成11年度東京都一般会計予算において、調整税が減額補正されることとなったことに伴い調整基本額の減額を行った。
- ② 差引財源不足額に要する財源に不足額が生じたため、東京都一般会計予算より借入をおこなって財源措置した。

● 平成12年度の主な改正点

1 基本的考え方

- (1) 特別区財政調整交付金及び調整財源が法定されるとともに、総額補てん主義及び納付金制度が廃止となる等、大幅な改正が行われた。
- (2) 調整税の配分割合（調整率）は特別区52%、東京都48%とした。
- (3) 交付金総額に対する特別交付金の割合を5%から2%に改定した。

2 基準財政収入額算定方式の改善

- (1) 算定方法を、確定値である決算額等をベースに算定する方法に改めた。
- (2) ゴルフ場利用税交付金及び航空機燃料譲与税を算定項目に加えた。

3 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 国民健康保険事業会計繰出金を単位費用化した。
- ② 道路・公園の占用料等を見直した。
- ③ 平成12年度に限り、制度改革円滑化経費を算定した。
- ④ 清掃事業移管に係る経費及び清掃業務円滑化事業経費を算定した。
- ⑤ 都区制度改革及び地方分権一括法による移管事務経費を新たに算定した。
- ⑥ 役割分担の見直しによる移管事務経費を新たに算定した。
- ⑦ 福祉施策の新たな展開に伴う経費を算定した。
- ⑧ 測定単位、事業区分・積算内訳及び補正の整理・統合等、算定の改善合理化を行った。
- ⑨ 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に規定される事務に係る経費を除外した。
- ⑩ 空港対策経費を算定した。
- ⑪ 介護保険制度の実施に伴い、関連経費を算定した。
- ⑫ 福祉サービス安定化事業に要する経費を新たに算定した。
- ⑬ 改築経費起債充当分の元利償還費を算定した。
- ⑭ 学童保育事業費に、特定財源として保護者負担を新たに算入した。

(2) 投資的経費

- ① 清掃事業移管に係る経費を算定した。
- ② 特別交付金の大規模臨時特例事業を廃止し、都市整備費により算定した。
- ③ 道路改良実施率を見直した。
- ④ 義務教育施設改築経費の算定の充実を図った。
- ⑤ 改築経費の起債充当分を還元した。

4 再算定

(1) 交付金の総額

平成12年度東京都一般会計予算において、調整税等が増額補正されることとなったことに伴い、交付金の総額を増額した。

(2) 基準財政需要額

次の事項にかかる経費について、加算することとした。

- ① 改築経費の臨時的起債充当に係る償還経費
- ② 減税補てん債等に係る償還経費
- ③ 財源対策経費

● 平成13年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 新たに広報広聴費（ホームページ）及び電子自治体の基盤整備経費を算定した。
- ② 新たに住民基本台帳ネットワークシステムの構築経費を算定した。
- ③ 新たに路上生活者自立支援事業経費を算定した。
- ④ 新たに少子化対策事業に係る経費（子ども家庭支援センター運営費）を算定した。
- ⑤ 新たに精神障害者グループホーム運営費を算定した。
- ⑥ 平成13、14年度に限り、商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業経費）を算定することとした。

- ⑦ 平成13年度に限り、放置自転車対策経費を算定した。
- ⑧ 街路灯維持補修経費の算定の充実を図った。
- ⑨ 新たに小中学校のインターネット接続経費を算定した。
- ⑩ 障害者・高齢者・ひとり親に係る住み替え家賃助成事業費の算定内容を再構築した。
- ⑪ 結核従業禁止命令入所患者等医療費について、算定内容を見直した。
- ⑫ 廃棄物処理手数料の算定の適正化を図った。
- ⑬ 粗大ごみ中継作業委託経費、粗大ごみ及び古紙の収集作業に従事する再雇用職員経費、派遣労働者経費並びにリサイクル推進事業費の単位費用化を図った。
- ⑭ 排水場の維持管理経費の算定を見直した。
- ⑮ 騒音対策事業費を算定した。
- ⑯ 外国人英語指導員報酬（中学校費）の算定方法を改善した。
- ⑰ その他行政費の算定を見直した。
- ⑱ 旅費を見直した。
- ⑲ 排水場維持管理の委託化に伴い、標準職員数を見直した。
- ⑳ 国民健康保険に係る平成11年度精算分を算定した。

(2) 投資的経費

- ① 新たに灰溶融施設関連経費を算定した。
- ② 新たに義務教育施設の耐震診断及び耐震補強経費を算定した。
- ③ 清掃工場建設整備経費の算定の適正化を図った。
- ④ 排水ポンプ等更新経費の算定を見直した。
- ⑤ 財政健全化対策として、教育費・土木費において平成13年度に限り起債充当を行わないこととした。

2 再算定

(1) 交付金の総額

平成13年度東京都一般会計予算において、調整税等が減額補正されることとなったことに伴い、交付金の総額を減額した。

(2) 基準財政需要額

次の事項にかかる経費について、加算または減額することとした。

- ① 減税補てん債に係る償還経費
- ② 財源対策経費

● 平成14年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 新たに全国市議会議長会負担金・全国市長会負担金を算定した。
- ② 新たに児童扶養手当事務費、ファミリーサポートセンター事業費、認証保育所管理運営費及び生活安全対策経費（非常通報設備維持管理費）を算定した。
- ③ 新たに在宅介護支援センター管理運営費を算定した。
- ④ 新たに高齢者インフルエンザ予防接種事業経費を算定した。
- ⑤ 新たにバリアフリー計画策定経費を算定するとともに、道路開放事業費の算定を廃止した。
- ⑥ 路上生活者自立支援事業費を拡充した。
- ⑦ 生活保護費の算定の充実を図った。
- ⑧ 悪臭防止法に規定する監視指導・苦情処理事務費を算入した。

- ⑨ 職員研修費及び地域総合防災センター運営費を見直した。
- ⑩ 国民年金事務費を見直した。
- ⑪ ひとり親家庭休養ホーム事業費を見直した。
- ⑫ 成人式運営費を見直した。
- ⑬ 高齢者緊急通報システム事業費及び高齢者火災安全システム事業費を見直した。
- ⑭ 国民健康保険の調整交付金を特定財源に算入した。
- ⑮ 国民健康保険の介護納付金及び基盤安定繰出金（介護分）の算定方法を見直した。
- ⑯ 国民健康保険の態容補正を見直した。
- ⑰ 保健所・保健相談所管理運営費の算定を改善した。
- ⑱ 車両雇上経費等の算定方法を見直した。
- ⑲ 分別回収経費の算定方法を見直した。
- ⑳ 廃棄物処理手数料の算定の適正化を行った。
- ㉑ 不燃ごみ中継作業経費を見直した。
- ㉒ 教育費の経費の種類を統合した。
- ㉓ 人工肛門・膀胱用装具購入費の算定を廃止した。
- ㉔ 浄化槽清掃経費助成特別措置に係る態容補正を廃止した。
- ㉕ 内職指導事業費の算定を廃止した。

(2) 投資的経費

- ① 新たに認証保育所整備費を算定した。
- ② 新たに都市再生総合整備事業費を算定した。
- ③ 都市景観創出向上経費及び雨水流出抑制事業経費を見直した。
- ④ 耐震診断経費・耐震補強工事費を見直した。
- ⑤ 住工混在地域総合整備モデル事業に係る経費の算定を廃止した。

(3) その他

老人福祉費及び保育所経費を除く児童福祉費について、測定単位を変更した（経常的経費及び投資的経費とも）。老人福祉費については測定単位を「人口」から「老人人口（65歳以上人口）」に、児童福祉費の経常的経費については「人口」から「児童人口（18歳未満人口）」に、児童福祉費の投資的経費については「人口」から「児童人口（15歳未満人口）」にそれぞれ改定した。また、測定単位の標準区における規模を「老人人口（65歳以上人口）」は63,000人に、「児童人口（18歳未満人口）」は47,000人に、「児童人口（15歳未満人口）」は38,000人に、特別区の実態に合わせて設定した。

2 再算定

(1) 交付金の総額

平成14年度東京都一般会計予算において、調整税等が減額補正されることとなったことに伴い、交付金の総額を減額した。

(2) 基準財政需要額

次の事項にかかる経費について、加算または減額することとした。

- ① 減税補てん債に係る償還経費
- ② 財源対策経費（市町村民税法人分及び固定資産税※に係る減収見込額相当）

※ 小規模非住宅用地に対する固定資産税減免措置への対応。

● 平成15年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 新たに総合行政ネットワーク運営経費（L G－W A N）、都区市町村電子自治体共同運営システム経費を算定した。
- ② 新たにB型・C型肝炎ウイルス検診経費を算定した。
- ③ 新たに騒音規制法等3法に係る事務経費を算定した。
- ④ 新たに「総合的な学習の時間」推進経費を算定した。
- ⑤ 認証保育所運営経費の算定の充実を図った。
- ⑥ 放置自転車等対策事業費の算定の充実を図った。
- ⑦ 中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）経費を、平成15年度に限り継続して算定した。
- ⑧ 広報広聴費のうち文字放送製作委託経費の算定を廃止した。
- ⑨ 教育用コンピュータ整備費を見直した。
- ⑩ 心身障害者福祉事業の支援費制度への移行及び知的障害者福祉法の改正に伴い、算定を見直すとともに、全身性障害者介護人派遣事業経費の算定を見直した。
- ⑪ 老人保健法による医療等以外の保健事業（実施結果分析費）の算定を見直した。
- ⑫ 母の休養事業費の算定を廃止した。
- ⑬ 生ごみ処理機設置経費の算定を廃止した。
- ⑭ 民間施設開放事業の算定を廃止した。

(2) 投資的経費

- ① 雨水流出抑制事業経費を見直した。
- ② 特別養護老人ホーム整備費（法人立施設に係る施設整備費）の算定方法を見直した。
- ③ 幼稚園費の算定方法を改善した。
- ④ その他の教育費の事業区分を統合した。

2 再算定

(1) 交付金の総額

平成15年度東京都一般会計予算において、調整税等が増額補正されることとなったことに伴い、交付金の総額を増額した。

(2) 基準財政需要額

次の事項にかかる経費について、加算または減額することとした。

- ① 減税補てん債（市町村民税法人分）に係る特定財源として控除する額
- ② 財源対策経費（市町村民税法人分・特別土地保有税に係る減収見込額相当）
- ③ 平成13年度特別区民税に係る減税補てん債の償還経費及び平成14年度市町村民税法人分・固定資産税に係る区市町村振興基金貸付相当額

● 平成16年度の主な改正点

1 基準財政収入額算定方式の改善

配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金を算定項目に加えた。

2 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 新たに安全安心まちづくり推進事業費を算定した。
- ② 新たに少子化対策費（行動計画策定費）を算定した。

- ③ 新たに支援費等支払代行業務委託費を算定した。
- ④ 新たに心身障害児介助員等配置経費を算定した。
- ⑤ 都区市町村電子自治体共同運営システム運営経費の算定の充実を図った。
- ⑥ 児童手当給付事業費の算定の充実を図った。
- ⑦ 中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）経費を、平成16年度に限り継続して算定した。
- ⑧ 管理事務費におけるワープロ購入費の算定を廃止した。
- ⑨ 生業資金貸付等事務費の特殊勤務手当の算定を廃止した。
- ⑩ 心身障害者緊急一時保護事業及び東京都福祉改革推進事業に係る経費の算定内容を見直すとともに、心身障害者福祉事業の支援費制度への移行に伴い、算定を見直した。
- ⑪ 生活保護費の算定内容を見直した。
- ⑫ 健康診査（胃がん検診、事業実施通知費、精度管理推進費）の算定内容を見直した。
- ⑬ 高齢者就労対策事業助成金及び勤労者福祉サービスセンター等助成金の算定内容を見直した。
- ⑭ し尿収集運搬経費の算定方法を見直した。

(2) 投資的経費

- ① 新たに特別養護老人ホーム整備費（ショートステイ）を算定した。
- ② 新たに鉄道駅エレベーター等整備経費を算定した。
- ③ 新たに電線類地中化事業経費を算定した。

3 再算定

(1) 交付金の総額

- ① 平成16年度東京都一般会計予算において、調整税等が増額補正されることとなったことに伴い、交付金の総額を増額した。
- ② 平成15年度税制改正に係る減収見込額への対応として、「平成16年度減税地方消費税調整額」、「平成16年度減税たばこ税調整額」及び「平成16年度減税自動車取得税調整額」を交付金財源に加算した。

(2) 基準財政需要額

次の事項に係る経費について、基準財政需要額として算定することとした。

- ① 財源対策経費（市町村民税法人分及び特別土地保有税に係る減収見込額相当）
- ② 緊急防災対策経費
- ③ 起債充当率の引き下げに伴う経費
- ④ 区市町村振興基金貸付相当額に係る償還経費

● 平成17年度の主な改正点

1 基準財政収入額算定方式の改善

税源移譲までの暫定措置として創設された所得譲与税を算定項目に加えた。

2 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 新たに病後児保育事業費を算定した。
- ② 新たに緑化助成費を算定した。
- ③ 新たに女性センター管理運営費を算定した。
- ④ 新たに福祉サービス総合支援事業費及び障害者地域自立生活支援センター事業費を算定した。

- ⑤ 新たに精神障害者居宅介護等事業費（ホームヘルプサービス）及び成人保健対策費（乳がん検診）を算定した。
- ⑥ 新たに耐震診断支援事業費を算定した。
- ⑦ 新たに小学校スクールカウンセラー経費を算定した。
- ⑧ 新たにホームレス地域生活移行支援事業に係る経費を算定した。
- ⑨ 電子計算関連事務費及び公金取扱手数料の算定の充実を図った。
- ⑩ 学童保育事業費の算定の充実を図った。
- ⑪ 休日・準夜診療事業費及び予防接種費（インフルエンザ）を見直した。
- ⑫ 消費者対策事業諸費の算定の充実を図った。
- ⑬ 道路清掃費を見直した。
- ⑭ 街路灯維持補修費の算定の充実を図った。
- ⑮ 公園維持管理費を見直した。
- ⑯ 小学校外国人英語指導員経費及び社会体育施設管理費の算定の充実を図った。
- ⑰ 中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）経費を平成17年度に限り継続して算定した。
- ⑱ 生業資金貸付等事務費のうち生業資金貸付審査委員報酬の算定を廃止した。
- ⑲ 選挙人名簿調製費における算定項目を見直した。
- ⑳ 道路占用料を見直した。
- ㉑ 公園使用料・占用料を見直した。
- ㉒ 認証保育所に係る経費の算定を簡素化した。
- ㉓ 測定単位「養護学園数」を態容補正化した。
- ㉔ 健康診査（乳がん自己検査事業費補助）を見直した。
- ㉕ し尿の中継作業経費及び収集運搬経費を見直した。
- ㉖ 緊急防災対策経費を、平成17年度に限り平成16年度再算定から継続して算定した。

(2) 投資的経費

- ① 新たに公共施設屋上緑化整備経費を算定した。
- ② 新たに高齢者向け優良賃貸住宅供給事業費を算定した。
- ③ 新たにまちづくり事業費（鉄道駅総合改善事業）を算定した。
- ④ まちづくり事業費（住宅市街地総合整備事業等に係る用地取得経費）を継続して算定した。
- ⑤ 特別養護老人ホーム整備費の算定方法を見直した。
- ⑥ 測定単位「養護学園数」を態容補正化した。
- ⑦ 財源健全化対策として、平成17年度に限り起債充当率の引下げを行った。

3 再算定

(1) 交付金の総額

- ① 平成17年度東京都一般会計予算において、調整税等が増額補正されたことに伴い、交付金の総額を増額した。
- ② 平成15年度税制改正に係る減収見込額への対応として、「平成17年度減税所得割調整額」、「平成17年度減税地方消費税調整額」、「平成17年度減税たばこ税調整額」及び「平成17年度減税自動車取得税調整額」を交付金財源に加算した。

(2) 基準財政需要額

次の事項等に係る経費について、基準財政需要額として算定することとした。

- ① 財源対策経費（市町村民税法人分及び特別土地保有税に係る減収見込額相当）
- ② アスベスト対策経費

- ③ 学校等施設安全対策経費
- ④ 区民税減税補てん債相当額に係る償還経費
- ⑤ 小中学校改築等経費

● 平成18年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 新たに国民保護法関連経費を算定した。
- ② 新たに障害者就労支援事業費及び難病手当支給事業費を算定した。
- ③ 新たに待機児童保育事業費（家庭福祉員事業）を算定した。
- ④ 新たに自動体外式除細動器設置費及び環境対策関連事業経費を算定した。
- ⑤ 新たに少人数指導経費及び児童・生徒安全対策経費（防犯器具の購入等）を算定した。
- ⑥ 防災対策事業費（災害用食料等）及び安全安心まちづくり推進事業費（防犯パトロール経費）の算定の充実を図った。
- ⑦ 公金取扱手数料を見直した。
- ⑧ 子ども家庭支援センター運営費の算定の充実を図った。
- ⑨ 成人病予防事業（健康診査費等）の算定の充実を図った。
- ⑩ 放置自転車等対策事業費の算定の充実を図った。
- ⑪ 中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）経費を平成18年度に限り継続して算定した。
- ⑫ 議会運営費に係る議員数・委員会数を見直した。
- ⑬ 国際交流推進事業費（青少年等招致・派遣経費）の算定内容を見直した。
- ⑭ 統計調査費及び選挙人名簿調製費の算定を廃止した。
- ⑮ リサイクル推進事業費（都区共同事業負担金）の算定を廃止した。
- ⑯ 労働総務費（勤労者福祉サービスセンター等助成金）の算定内容を見直した。
- ⑰ 私道整備助成金の算定内容を見直した。
- ⑱ 地域総合防災センター等の管理運営費を単位費用化した。
- ⑲ 老人福祉施設入所措置費に係る密度補正を新設した。
- ⑳ 介護保険関連経費の事業区分を変更した。
- ㉑ 清掃事業円滑化経費（灰溶融施設運営経費等）を平成18年度に限り算定した。
- ㉒ 光化学スモッグ対策費の算定を廃止した。
- ㉓ 退職手当の算定方法を見直した。
- ㉔ 減債対策経費を算定した。

(2) 投資的経費

- ① 新たに清掃費（中継施設の改築・プラント更新経費）を算定した。
- ② 道路改良事業（ヒートアイランド対策）経費の算定の充実を図った。
- ③ 清掃費（灰溶融施設運営経費等）の算定を廃止した。
- ④ 小中学校改築等経費（態容補正IV）について、起債償還経費分を加算し、算定した。

2 再算定

(1) 交付金の総額

平成18年度東京都一般会計予算において、調整税等が増額補正されたことに伴い、交付金の総額を増額した。

(2) 基準財政収入額

児童手当に係る地方財政措置として創設された児童手当特例交付金を算定項目に加えた。

(3) 基準財政需要額

次の事項等に係る経費について、基準財政需要額として算定することとした。

- ① 財源対策経費（市町村民税法人分に係る減収見込額相当）
- ② 公共施設耐震化経費
- ③ 小中学校改築等経費

● 平成19年度の主な改正点

1 基本的考え方

- (1) 調整税等の配分割合（調整率）を特別区55%、東京都45%とした。
 - ① 三位一体改革による特別区民税の減収及び国庫補助負担金削減の影響に係る都区財政調整上の対応として配分率を2%アップした。
 - ② 都区のあり方検討が開始され、東京都から特別区への更なる事務移管等の方向が出されたことを踏まえ、先行的に東京都の補助事業の一部を特別区の自主事業とし、配分率を1%アップした。
- (2) 交付金総額に対する特別交付金の割合を2%から5%へ変更した。
「その他特別な事情に要する経費」に対する措置を拡充し、また、普通交付金では対応できない不交付区の三位一体改革減収影響に対し、激変緩和措置を講ずることとした。

2 基準財政収入額算定方式の改善

- (1) 特別区民税について、前年度の決算調定額に三位一体改革の税源移譲に伴う影響を加味した額に基づいて標準算定を行うこととした。
- (2) 三位一体改革の税源移譲に伴う影響額の100分の15に相当する額を特例加減算することとした。

3 基準財政需要額算定方式の改善

- (1) 経常的経費
 - ① 新たに子育てひろば事業費を算定した。
 - ② 新たに観光振興費を算定した。
 - ③ 新たに地籍調査事業費を算定した。
 - ④ 新たに特別支援教育経費及び普通教室冷房化経費を算定するとともに、学校統合に伴う調整措置（学校数急減補正の新設）を設けた。
 - ⑤ 公金取扱手数料について、新たに特別区民税コンビニエンスストア収納経費を算定した。
 - ⑥ 安全安心まちづくり推進事業費及び区民関係等事務費（町会等地域団体各種助成金）の算定の充実を図った。
 - ⑦ 地域社会福祉協議会育成費及び福祉タクシー事業費の算定の充実を図った。
 - ⑧ 休日・準夜等診療事業費、成人保健対策費（歯周疾患検診）及び妊産婦健康診査費の算定の充実を図った。
 - ⑨ 労働総務費（高齢者就労対策事業助成金）の算定の充実を図った。
 - ⑩ 街路灯維持補修費の算定の充実を図った。
 - ⑪ 図書館管理運営費の算定の充実を図った。
 - ⑫ 公共施設改良事業費の算定を廃止した。
 - ⑬ 私道排水設備工事費助成事業費の算定を廃止した。
 - ⑭ 校外施設管理費に係る施設数を見直した。
 - ⑮ 特殊勤務手当（深夜等特殊勤務手当、警備夜勤手当、用地取得折衝業務手当等）の算定

を廃止した。

- ⑩ 障害者自立支援法関連経費の事業区分の統廃合等を行った。
- ⑪ 認証保育所運営費等事業費を単位費用化した。
- ⑫ 福祉保健基盤等包括補助事業、障害者施策推進包括補助事業、高齢社会対策包括補助事業及び医療保健政策包括補助事業について、それぞれ事業区分を統合した。
- ⑬ 清掃費算定を改善した。
- ⑭ 商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業）の算定内容を見直した。
- ⑮ 財産費における義務教育用地賃借料の算定方法を改善した。
- ⑯ 退職手当費の補正数値を見直した。
- ⑰ 標準職員数、標準給、委託化等事業費、再任用・再雇用職員経費を改善した。
- ⑱ 財政健全化対策として、減債対策経費を算定した。

(2) 投資的経費

- ① 電線類地中化事業経費の算定の充実を図った。
- ② 都市景観創出向上経費について、算定内容を見直した。
- ③ 小中学校新增築経費のうち活性汚泥槽設置経費の算定を廃止した。
- ④ 清掃費算定を改善した。
- ⑤ 公共施設屋上等緑化事業費を単位費用化した。（平成28年度まで）
- ⑥ 細街路拡幅整備事業経費を単位費用化した。
- ⑦ 財政健全化対策として、平成19年度に限り小中学校改築経費の起債充当を行わないこととした。
- ⑧ 平成19年度に限り、道路改良事業に係る経費の算定の充実を図った。

4 再算定

(1) 交付金の総額

平成19年度東京都一般会計予算において、調整税等が増額補正されたことに伴い、交付金の総額を増額した。

(2) 基準財政需要額

次の事項等に係る経費について、基準財政需要額として算定することとした。

- ① 退職手当費
- ② 後期高齢者医療広域連合拠出金
- ③ 小中学校改築等経費
- ④ 補正係数の訂正（老人福祉費及び児童福祉費）

● 平成20年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 新たに区立施設定期点検調査費及び文化振興事業費を算定した。
- ② 新たに指定道路台帳整備事業費を算定した。（平成21年度まで）
- ③ 新たに放課後子ども教室推進事業費を算定した。
- ④ 法務管理費、防災対策費（防火防災協会助成）、外国人生活支援等事業費、退職手当費の算定の充実を図った。
- ⑤ 学童保育事業費及び認証保育所運営費等事業費の算定の充実を図った。
- ⑥ 予防接種費（はしか対策費）、妊産婦健康診査費及び休日・準夜等診療事業費の算定の充実を図った。

- ⑦ 耐震診断支援等事業費の算定の充実を図った。（平成27年度まで）
- ⑧ 公園維持管理費の算定の充実を図った。
- ⑨ 学校施設開放事業費の算定の充実を図った。
- ⑩ 衛生総務費（夜間休日案内所運営費）の算定内容を見直した。
- ⑪ 収集作業費及び処理処分費の特定財源（廃棄物処理手数料）を見直した。
- ⑫ 住民基本台帳ネットワーク運営費を単位費用化した。
- ⑬ 都補助金振替177億円項目を標準算定化した。
- ⑭ 医療制度改革に係る所要の改定を行った。
- ⑮ 公衆浴場助成事業費（公衆浴場設備整備費）を単位費用化した。
- ⑯ 緊急地震通報システム経費を新規算定した。
- ⑰ 財政健全化対策として、減債対策経費を算定した。

(2) 投資的経費

- ① 小中学校耐震補強工事費（態容補正Ⅲ）を見直した。
- ② 公共施設改築経費について、平成20年度に限り臨時的改築工事費を算定した。
- ③ 財政健全化対策として、平成20年度に限り小中学校改築経費の起債充当を行わないこととした。
- ④ 平成20年度に限り、道路改良事業に係る経費の算定の充実を図った。
- ⑤ 平成20年度に限り、緑化推進対策経費を算定した。

2 平成20年度都区財政調整の取扱いについて

(1) 交付金の総額

平成20年度東京都一般会計予算において、調整税等が減額補正されたことに伴い、交付金の総額を減額した。

(2) 普通交付金算定残の取扱い

交付金総額を減額した後の最終的な普通交付金の算定残については、基準財政需要額の再算定は行わず、特別交付金に加算し、各区に共通する臨時的な経費である次の事項に充当した。

- ① 緊急経済対策事業（原油高対応、緊急融資分、雇用対策等）
- ② 妊産婦健康診査費（妊婦健診6～14回分）
- ③ 住民税フラット化に伴う所得変動による住民税の歳出還付金

● 平成21年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 新たに地域コミュニティ活動支援費を算定した。
- ② 新たに高齢者住宅火災報知機給付事業費及び中国残留邦人等生活支援給付金を算定した。
- ③ 新たに校庭芝生管理費及び学校評価事業費を算定した。
- ④ 議会運営費（地方議会議員共済会負担金）、庁舎維持管理費（光熱水費）、区民関係等事務費（区民相談経費）、男女共同参画事業費、賦課徴収費の算定の充実を図った。
- ⑤ 病後児保育事業費及び認証保育所運営費等事業費の算定の充実を図った。
- ⑥ 結核予防費（入院患者医療費）、妊産婦健康診査費、乳幼児健康診査費、環境施策推進費の算定の充実を図った。
- ⑦ 消費者対策事業費、商工振興費（工業振興費及び中小企業関連資金融資あっせん事業の21年度緊急対策分の追加）、農漁業振興費の算定の充実を図った。
- ⑧ 住宅基本計画策定費を住宅対策費として再構築し、算定の充実を図った。

- ⑨ 小中学校運営費、教育相談事業費、学校施設開放事業費（指導員謝礼）、放課後子ども教室推進事業費の算定の充実を図った。
- ⑩ 福祉タクシー事業費を障害者モビリティ支援事業費として再構築した。
- ⑪ 福祉保健分野における包括補助事業等の再構築を行った。
- ⑫ 国民健康保険事業助成費及び後期高齢者医療制度事業助成費について、算定内容を見直した。
- ⑬ 保険給付費のうち出産育児一時金について、単価の引き上げを行った。
- ⑭ 後期高齢者医療制度に係る国の特別対策として追加された保険料軽減制度を反映した。
- ⑮ 不燃ごみ中継作業経費（態容補正）について、算定内容を見直した。
- ⑯ 道路占用料（特定財源）を見直した。
- ⑰ 学校週5日制支援事業費の算定を廃止した。
- ⑱ 財政健全化対策として、減債対策経費を算定した。
- ⑲ 技能系職員の給与体系の改正に伴い、標準給等を見直した。

(2) 投資的経費

- ① 平成21年度に限り、緑化推進対策経費を算定した。
- ② 公園新設経費の算定の充実を図った。
- ③ 義務教育施設（給食室）の大規模改修及び改築経費について、態容補正により加算した。
- ④ 小中学校改築経費の算定の充実を図った。
- ⑤ 公共施設改築経費について、平成21年度に限り臨時的改築工事費を算定した。

2 再算定

(1) 交付金の総額

平成21年度東京都一般会計予算において、調整税等が減額補正されたことに伴い、交付金の総額を減額した。

(2) 基準財政需要額

次の事項等に係る経費について、再算定を行った。

- ① 公金取扱手数料
- ② 公園占用手数料及び使用料（特定財源）
- ③ 標準給単価等
- ④ 減債対策経費
- ⑤ 道路改良への臨時的起債充当（特定財源）
- ⑥ 区市町村振興基金等を活用した公共施設改築工事費への臨時的起債充当（特定財源）

● 平成22年度の主な改正点

1 基準財政収入額算定方式の改善

特別区民税の基準財政収入見込額の見込方法を変更した。

2 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 新たに育児支援家庭訪問事業費を算定した。
- ② 災害対策費（生活必需品の備蓄）の算定の充実を図った。
- ③ ケアハウス事業費（態容補正）、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業費及び認証保育所運営費等事業費の算定の充実を図った。
- ④ 商工振興費の算定の充実を図った。
- ⑤ 特別支援教育経費及び放課後子ども教室推進事業費の算定の充実を図った。
- ⑥ 公金取扱手数料の算定内容を見直した。

- ⑦ 道路占用料、公園占用料及び使用料（特定財源）を見直した。
 - ⑧ 職員健康管理費（職員健康管理委託料）について、健診項目を追加するとともに、算定方法を見直した。
 - ⑨ 国民健康保険事業助成費及び後期高齢者医療制度事業助成費について、算定内容を見直した。
 - ⑩ 清掃費全体の見直しを行い、算定を改善した。
 - ⑪ 標準職員数の見直し及びそれに伴う委託化等事業費への振替など、人件費の算定を改善した。
- (2) 投資的経費
- ① 雨水流出抑制事業助成金について、態容補正により新たに算定した。
 - ② 高齢者住宅サービスセンターの新設経費の算定を廃止した。
 - ③ 平成22年度に限り、大規模改修経費等への臨時的起債充当を行った。
 - ④ 平成22年度に限り、公共施設改築工事費及び道路改良費における年度事業量を臨時的に圧縮した。

3 平成22年度都区財政調整の取扱いについて

- (1) 交付金の総額
- 平成22年度東京都一般会計予算において、調整税等が減額補正されたことに伴い、交付金の総額を減額した。
- (2) 普通交付金算定残の取扱い
- 交付金総額を減額した後の最終的な普通交付金の算定残については、基準財政需要額の再算定は行わず、特別交付金に加算し、各区に共通する臨時的な経費に充当した。

● 平成23年度の主な改正点

1 基準財政収入額算定方式の改善

税源移譲影響見込額の見込方法（特例加減算額）を変更した。

2 基準財政需要額算定方式の改善

- (1) 経常的経費
- ① 平成23年度に限り、新たに地上デジタル放送対応経費を算定した。
 - ② 賦課徴収費（地方税電子化協議会分担金）について、算定の充実を図った。
 - ③ 認証保育所運営費等事業費について、算定の充実を図った。
 - ④ 平成23年度に限り、中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）について、算定の充実を図った。
 - ⑤ 住宅対策費について、算定の充実を図った。
 - ⑥ 自動体外式除細動器（AED）設置経費（衛生費、教育費）について、算定の充実を図った。
 - ⑦ 議会運営費の見直しと併せて、事務局運営費について、算定の充実を図った。
 - ⑧ 電子計算事務費、住民基本台帳整備費、広報広聴費について、算定内容を見直した。
 - ⑨ 老人福祉増進事業費について、算定内容を見直した。
 - ⑩ 機能訓練事業費、健康づくり事業費の算定内容を見直した。
 - ⑪ 不燃ごみ中継作業経費（態容補正）、処理処分費（最終処分委託料）について、算定内容を見直した。
 - ⑫ 公園維持管理費（公衆便所維持管理費を含む。）について、算定内容を見直した。
 - ⑬ 新たに小学校費（外国人英語指導員報酬）を算定し、併せて「総合的な学習の時間」推進経費について、算定内容を見直した。
 - ⑭ 財産費（年度支払額）について、算定内容を見直した。

(2) 投資的経費

- ① 公園費（公園便所）について、算定の充実を図った。
- ② 道路改良費、都市景観創出向上経費について、算定内容を見直した。
- ③ 平成23年度に限り、大規模改修経費等への臨時的起債充当を行った。
- ④ 平成23年度に限り、公共施設改築工事費及び道路改良費における年度事業量を臨時的に圧縮した。

3 再算定

(1) 交付金の総額

平成23年度東京都一般会計予算において、調整税が減額補正されたことに伴い、交付金の総額を減額した。

(2) 基準財政需要額

次の事項等に係る経費について、再算定を行った。

- ① 区市町村振興基金貸付相当額に係る償還経費

● 平成24年度の主な改正点

1 基準財政収入額算定方式の改善

特別区民税の納税義務者数について、見込方法を変更した。

2 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 新たに予防接種費（子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌）について、算定した。
- ② 新たに緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業費について、算定した。
- ③ 議会運営費（地方議会議員共済会給付費負担金）、賦課徴収費について、算定の充実を図った。
- ④ 平成24年度に限り、住民基本台帳整備費（法改正に伴うシステム改修経費）について、算定の充実を図った。
- ⑤ 認証保育所運営費等事業費、児童保育委託事業費（国基準分）について、算定の充実を図った。
- ⑥ 環境施策推進費（低炭素型社会推進費）について、算定内容の充実を図った。
- ⑦ 平成24年度に限り、中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）経費を算定した。
- ⑧ 議会運営費（議員数）について、算定内容を見直すとともに、各区の実態との差を補正するため、態容補正を新設した。
- ⑨ 区長及び区議会議員選挙執行費、職員被服貸与費、賦課徴収費、情報公開事業費について、算定内容を見直した。
- ⑩ 地域社会福祉協議会育成費、授産施設管理運営費、生活扶助費のうち法外援護費、保育室運営費等事業費について、算定内容を見直した。
- ⑪ 機能訓練事業費（備品購入費）について、算定内容を見直した。
- ⑫ 健康づくり事業費について、算定を廃止した。
- ⑬ 清掃費全体の見直しを行い、算定を改善した。
- ⑭ 土木総務費（工事請負費）について、算定内容を見直した。
- ⑮ 教職員福利厚生費、事務局運営費（スクールバス関連経費）について、算定を廃止した。
- ⑯ 電気料、時間外勤務手当を5%削減した。
- ⑰ 共同生活援助・共同生活介護事業費について、算定を改善した。
- ⑱ 身体障害者福祉措置費に係る密度補正を導入し、算定を改善した。

- ⑲ 後天性免疫不全症候群対策費（特定財源）について、算定内容を見直した。
- ⑳ 地域主権改革に伴う権限移譲により、特別区の事務となる項目のうち、事務処理特例交付金で算定されていた項目について、暫定的に議会総務費で算定した。

(2) 投資的経費

- ① 道路改良事業について、算定内容を見直した。
- ② ガードパイプ取替工事費について、算定内容を見直した。
- ③ 特別養護老人ホーム整備費（態容補正Ⅱ）について、算定内容を見直した。
- ④ 平成24年度に限り、大規模改修経費等への臨時的起債充当を行った。
- ⑤ 元利償還金について、改定前の平成24年度算定額を24、25年度の2ヵ年に分割して算定することとした。

3 再算定

(1) 交付金の総額

平成24年度東京都一般会計予算において、調整税が増額補正されることに伴い、交付金の総額を増額した。

(2) 基準財政需要額

次の事項に係る経費について、再算定を行った。

- ① 投資的経費における元利償還金
- ② 大規模改修経費（議会総務費）（特定財源）
- ③ 減債対策経費
- ④ 補正係数の変更（民生費及び清掃費）
- ⑤ 道路占用料（特定財源）

● 平成25年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 新たに区営住宅維持管理費について、算定した。
- ② 消防団員等公務災害補償等共済基金掛金について、算定の充実を図った。
- ③ 高齢者民間アパート借上・あっせん事業費、認証保育所運営費等事業費、緊急一時保育事業費について、算定の充実を図った。
- ④ 妊産婦健康診査費について、算定の充実を図った。
- ⑤ 商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業）について、算定の充実を図った。
- ⑥ 放置自転車等対策事業費について、算定の充実を図った。
- ⑦ 学校職員費（小学校費・中学校費）、教育相談事業費、就学時健康診断費について、算定の充実を図った。
- ⑧ 国民保護法関連事業経費、職員選考試験費、住民基本台帳整備費、賦課徴収費、選挙常時啓発普及費について、算定内容を見直した。
- ⑨ 生業資金貸付等事務費、障害認定審査会、障害福祉計画作成、生活保護総務費、生活扶助費について、算定内容を見直した。
- ⑩ 結核感染症発生動向調査事業費、健康教育、健康相談、そ族昆虫駆除費について、算定内容を見直した。
- ⑪ 廃棄物処理手数料について、算定内容を見直した。
- ⑫ 建築紛争予防調整事務費、自転車駐車場維持管理経費、住宅対策費（住宅基本計画策定委託料）、道路占用料（道路維持補修費・道路占用許可取締事務費）、土木自動車整備費について、

算定内容を見直した。

- ⑬ 学校評価事業費（小学校費・中学校費）、夏休み期間プール指導員（中学校費）、教職員健康管理費について、算定内容を見直した。
- ⑭ 心身障害者（児）通所訓練事業費のうち、通所授産グループについて算定を廃止した。
- ⑮ 寝たきり老人訪問歯科診療事業費について、算定を廃止した。
- ⑯ 建築行政費（工事請負費）について、算定を廃止した。
- ⑰ 標準職員数等の見直しにより、人件費について算定内容を見直した。
- ⑱ 地域主権改革に伴う権限移譲事務のうち、事務処理特例交付金の交付対象事務について、追加算定した。

(2) 投資的経費

- ① 道路改良事業、ガードパイプ取替工事費、道路橋りょう費の種別補正について、算定の充実を図った。
- ② 処理処分費（改築・不燃プラント更新・元利償還金）について、算定内容を見直した。
- ③ まちづくり事業費について、算定内容を見直した。
- ④ 義務教育施設大規模改修・改築経費、特別支援学校・養護学園大規模改修・改築経費について、算定内容を見直した。
- ⑤ 義務教育施設新增築経費、特別支援学校施設新增築経費について、算定方法を改善した。
- ⑥ 改築・大規模改修工事費（標準施設規模、年度事業量、算定単価）、元利償還金、用地単価、密度補正（義務教育施設）、態容補正（シルバーピア、義務教育施設、中学校武道場）、地価係数について、算定方法を改善した。
- ⑦ 平成25年度に限り、大規模改修経費（民生費、教育費）について、臨時的に起債を充当した。

2 再算定

(1) 交付金の総額

平成25年度東京都一般会計予算において、調整税が増額補正されることに伴い、交付金の総額を増額した。

(2) 基準財政需要額

次の事項に係る経費について、再算定を行った。

- ① 大規模改修経費（民生費及び教育費）（特定財源）
- ② 防災対策及び子育て支援施策
- ③ 減債対策経費
- ④ 公共施設改築経費

● 平成26年度の主な改正点

1 基準財政収入額算定方式の改善

- (1) 地方消費税率の引上げに伴い、地方消費税交付金の算定方法を見直した。
- (2) 地方消費税率の引上げによる地方消費税交付金の増収分を基準財政収入額に100%算入するため、新たな算定項目として「地方消費税交付金特例加算額」を追加した。

2 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 新地方公会計制度運用経費、帰宅困難者対策用食料等の備蓄（職員及び児童福祉施設等利用者用）について、新規算定した。
- ② 医療資機材等の防災備蓄量、区立施設定期点検調査費、地域コミュニティ活動支援費、住民基本台帳ネットワークシステム運営費、男女共同参画事業費（行動計画策定）、会

計管理費（特定財源）について算定の充実を図り、区長及び区議会議員選挙公営費について、算定方法を改善した。

- ③ 財産管理費（特定財源）、賦課徴収費（特定財源）について、算定内容を見直した。
- ④ 障害者自立支援協議会運営費、介護保険サービス利用者負担軽減補助事業費、ショートステイ事業費について、新規算定した。
- ⑤ 地域活動支援センター運営費、介護保険事業助成費のうち介護認定審査会、運営協議会、介護保険事業計画・老人福祉計画作成、認証保育所運営費等事業費について、算定の充実を図った。
- ⑥ 心身障害者（児）通所訓練事業費について、算定規模を見直した。
- ⑦ 民営授産施設事務費特別措置費、授産施設管理運営費について、算定を廃止した。
- ⑧ 医薬費（毒物・劇物監視）について、新規算定した。
- ⑨ 予防接種費（インフルエンザ）、環境施策推進費（低炭素型社会推進費）について、算定内容の充実を図った。
- ⑩ 後天性免疫不全症候群対策費、在宅難病患者訪問相談・指導事業、精神保健デイケア事業費について、算定内容を見直した。
- ⑪ 公害健康被害補償事業費（態容補正）について、推定認定患者数を、各区実績による認定患者数を用いるよう、算定方法を改善した。
- ⑫ 不燃ごみ及びし尿中継作業所経費（態容補正）のうち、し尿中継所に係る部分の算定を廃止した。
- ⑬ 商工振興費について、一部経費を商工センター管理運営費から移行するなど、算定内容を改善した。
- ⑭ 都市景観づくり事業費について、新規算定した。
- ⑮ 土木総務費、建築行政費、建築審査会運営費、都市計画事務費、都市計画審議会運営費、道路清掃費、社会教育指導者講習会費、スポーツ推進委員活動費（旧体育指導委員活動費）、就学時健康診断費について、算定内容を見直した。
- ⑯ 放課後子ども教室推進事業費について、算定内容の充実を図った。
- ⑰ 休校・休園に係る学校数・幼稚園数を測定単位等から除外するよう算定内容を改善した。
- ⑱ 標準施設に係る投資的経費の見直しを経常的経費へ反映させるため、特別区の実態を踏まえ、施設の維持管理経費等の算定を見直した（投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映）。
- ⑲ 財政健全化対策として、減債対策経費を算定した。
- ⑳ 地域主権改革に伴う権限移譲事務のうち、事務処理特例交付金の交付対象事務について、平成25年度から移譲された事務について数値を更新するとともに、平成24年度から権限移譲された事務について、議会総務費による暫定的な算定を廃止した。

(2) 投資的経費

- ① まちづくり事業費の不燃化推進特定整備事業（態容補正）について、新規算定した。
- ② 不燃ごみ及びし尿中継作業所経費（態容補正）のうち、し尿中継所に係る部分の算定を廃止した。
- ③ 都市景観創出向上に係る事業費について、算定規模を見直した。
- ④ 公共施設改築工事費について平成26年度に限り、臨時的改築工事費を算定した。

3 再算定

(1) 交付金の総額

平成26年度東京都一般会計予算において、調整税が増額補正されることに伴い、交付金の総額を増額した。

(2) 基準財政需要額

次の事項に係る経費について、再算定を行った。

- ① 国民健康保険に係る保険料軽減制度の拡充対応経費
- ② 社会保障施策対応経費
- ③ 財政健全化対策（減債対策経費の算定）
- ④ 大規模改修経費

● 平成27年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 帰宅困難者対策用食料等の備蓄（一時滞在施設）、法務管理費について、新規算定した。
- ② 防災行政無線システム維持管理費、安全安心まちづくり推進事業費、職員健康管理費について、算定の充実を図った。
- ③ 総合行政ネットワーク運営経費、公金取扱手数料について、算定内容を見直した。
- ④ 地域主権改革に伴う権限移譲事務について、算定を廃止した。
- ⑤ 中等度難聴児発達支援事業費について、新規算定した。
- ⑥ 地域生活支援事業費（重度障害者福祉増進事業費の見直し含む）、子育てひろば事業費について、算定の充実を図った。
- ⑦ 学童保育事業費について、算定内容を見直した。
- ⑧ 心身障害者（児）通所訓練事業費について、算定を廃止した。
- ⑨ 地方消費税率引上げに伴う社会保障の充実経費として、子育て支援施策や地域福祉施策など、各種施策に係る経費を平成27年度に限り、暫定的に算定した（社会保障施策対応経費）。
- ⑩ 医薬費（薬事監視等）について、新規算定した。
- ⑪ 母子歯科健康診査費、食品衛生費について、算定の充実を図った。
- ⑫ 母子保健指導費、公害健康被害補償事業費（態容補正）について、算定内容を見直した。
- ⑬ 自動体外式除細動器（AED）設置経費（衛生費・教育費）について、算定内容を見直した。
- ⑭ 健康診査（各種がん検診）について、算定方法を改善した。
- ⑮ 標準区ごみ量の見直し、収集運搬モデルの改定など、清掃費全体について、算定方法を改善した。
- ⑯ 農業委員会運営費（態容補正）について、算定内容を見直した。
- ⑰ 公衆浴場助成事業費について、算定方法を改善した。
- ⑱ 交通災害対策費について、算定の充実を図った。
- ⑲ 道路維持補修費、公園維持管理費、公衆便所維持管理費（道路橋りょう費・公園費）、道路橋りょう費（種別補正）について、算定内容を見直した。
- ⑳ 都市計画事務費について、算定方法を改善した。
- ㉑ 通学路防犯カメラ整備費（小学校費）、都民体育大会選手派遣費について、新規算定した。
- ㉒ 部活動講師謝礼（中学校費）、教職員研修費について、算定の充実を図った。
- ㉓ 幼稚園管理運営費、学校職員費（小学校費・中学校費）、青少年対策費について、算定内容を見直した。
- ㉔ 教育用コンピュータ整備費（小学校費・中学校費）について、算定内容を見直した。
- ㉕ 財政健全化対策として、減債対策経費を算定した。
- ㉖ 人件費について、職員定数算定基準に基づき標準職員数等を見直すとともに、職員数削減に伴う委託化等の振替経費を反映するなど、算定方法を改善した。

⑳ 標準施設に係る投資的経費の見直しを経常的経費へ反映させるため、施設の維持管理経費等の算定を見直した（投資的経費の反映に係る再整理）。

(2) 投資的経費

- ① 清掃工場その他施設の工事費など、清掃費全体について、算定方法を改善した。
- ② まちづくり事業費のホーム柵等整備促進事業（態容補正）について、新規算定した。
- ③ 土木費に係る起債充当を、平成27年度に限り行わないこととした。
- ④ 義務教育施設（給食室）に係る大規模改修・改築経費の小学校費・中学校費（態容補正）について、算定方法を改善した。
- ⑤ 公共施設改築工事費について、平成27年度に限り、臨時的改築工事費を算定した。
- ⑥ 児童福祉施設、校外施設、生涯学習関連施設の大規模改修・改築経費について、算定方法を改善した。

2 再算定

(1) 交付金の総額

平成27年度東京都一般会計予算において、調整税が増額補正されることに伴い、交付金の総額を増額した。

(2) 基準財政需要額

次の事項に係る経費について、再算定を行った。

- ① 社会保障・税番号制度システム整備費
- ② 社会保障施策対応経費
- ③ 国民健康保険に係る保険者支援措置の拡充対応経費
- ④ 介護保険に係る保険料軽減措置対応経費
- ⑤ 大規模改修経費

● 平成28年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 防災指導員に係る経費について、新規算定した。
- ② 施設予約システムに係る経費について、新規算定した。
- ③ 平和普及活動事業に係る経費のうち、平和展等イベント関係経費について、新規算定した。
- ④ 総合教育会議の運営に係る経費について、新規算定した。
- ⑤ 区議会事務局運営費、安全安心まちづくり推進事業費、職員研修費、庁舎維持管理費、男女共同参画事業費について、算定の充実を図った。
- ⑥ 賦課徴収費について、事業費（償還金利息及び割引料）及び特定財源の諸収入について、算定内容を見直した。
- ⑦ 生活困窮者自立支援事業に係る経費について、新規算定した。
- ⑧ 障害者（児）ホームヘルプサービス等事業費、心身障害者福祉手当支給費、国民年金事務費、介護保険事業助成費、乳幼児医療費助成事業費、義務教育就学児医療費助成事業費、国民健康保険事業助成費（国民健康保険総務費）について、算定の充実を図った。
- ⑨ ひとり親家庭医療費助成事業費について、算定方法を改善した。
- ⑩ 風しん抗体検査事業費について、新規算定した。
- ⑪ 自殺防止対策事業費について、新規算定した。
- ⑫ 鳥獣被害対策事業費（カラス対策）について、新規算定した。
- ⑬ 結核健康診断等事業費、健康診査（各種がん検診）、公害健康被害補償事業費（態容補正）に

ついて、算定の充実を図った。

- ⑭ 保健栄養費、予防接種費（子宮頸がん予防ワクチン）について、算定内容を見直した。
- ⑮ 作業運営費、最終処分委託料について、算定内容を見直した。
- ⑯ 労働総務費について、算定の充実を図った。
- ⑰ 建築行政費、耐震診断支援等事業費について、算定の充実を図った。
- ⑱ 道路占用料（道路維持補修費、道路占用許可取締事務費）、公園使用料・公園占用料（公園維持管理費）について、算定内容を見直した。
- ⑲ 教育相談事業費（スクールソーシャルワーカー配置経費）について、新規算定した。
- ⑳ 学校職員費（小学校費及び中学校費）、学校運営費（小学校費及び中学校費）について、算定の充実を図った。
- ㉑ 教科書採択事務に係る経費について、算定内容を見直した。
- ㉒ 特別支援教室経費（小学校費）について、算定方法を改善した。
- ㉓ 子ども・子育て支援新制度に係る経費（民生費・教育費）について、新規算定した。
- ㉔ 標準職員数や標準給等の見直しにより、人件費について算定内容を見直した。
- ㉕ 財政健全化対策として、減債対策経費を算定した。

(2) 投資的経費

- ① 特別養護老人ホーム整備費（態容補正）について、算定方法を改善した。
- ② 都市景観創出向上の算定を標準区経費から廃止し、態容補正での算定とした。
- ③ 特別支援教室経費（小学校費）について、算定方法を改善した。
- ④ 子ども・子育て支援新制度に係る経費（教育費）について、新規算定した。
- ⑤ 土木費に係る起債充当を、平成28年度に限り行わないこととした。
- ⑥ 公共施設改築工事費について、平成28年度に限り、臨時的改築工事費を算定した。

2 再算定

(1) 交付金の総額

平成28年度東京都一般会計予算において、調整税が増額補正されることに伴い、交付金の総額を増額した。

(2) 基準財政需要額

次の事項に係る経費について、再算定を行った。

- ① 個人番号カード交付事務費
- ② 待機児童解消緊急対策対応経費（認可外保育施設等保護者負担軽減事業費、保育士宿舎借り上げ支援事業費）
- ③ 児童扶養手当給付事業費
- ④ 予防接種費（B型肝炎）
- ⑤ 予防接種費（日本脳炎）
- ⑥ 【経常・投資】投資的経費に係る工事単価（土木工事）
- ⑦ 財政健全化対策経費（減債対策経費の算定）

● 平成29年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 人権啓発事業費について、新規算定した。
- ② 指定管理者選定等経費について、新規算定した。
- ③ 法務管理費（行政不服審査制度経費）について、新規算定した。

- ④ 水位雨量観測システム維持管理費について、新規算定した。
- ⑤ 賦課徴収費（東京税務協会分担金）について、新規算定した。
- ⑥ 選挙管理委員会費（選挙システム維持管理費）について、新規算定した。
- ⑦ 情報セキュリティクラウド運用経費について、新規算定した。
- ⑧ 震災予防対策、安全安心まちづくり推進事業費（防犯設備助成）、職員健康管理費、賦課徴収費（地方税電子化協議会負担金）、区長及び区議会議員選挙執行費について、算定の充実を図った。
- ⑨ 総務管理費（産業医報酬・職員健康管理委託料）について、算定内容を見直した。
- ⑩ 認知症支援コーディネーター事業費について、新規算定した。
- ⑪ 母子家庭等自立支援給付金事業費について、新規算定した。
- ⑫ 保育士等キャリアアップ補助事業費について、新規算定した。
- ⑬ 障害者自立支援協議会運営費、共同生活援助等事業費、区立保育所管理運営費（公設民営委託経費）、後期高齢者医療制度事業助成費（後期高齢者医療制度事業総務費）について、算定の充実を図った。
- ⑭ 妊婦健康診査費、乳幼児健康診査費について、算定の充実を図った。
- ⑮ 高齢者集合住宅及び軽費老人ホーム運営経費（態容補正）について、算定内容を見直した。
- ⑯ 生活保護費について、算定方法を改善した。
- ⑰ 放課後児童クラブ事業費について、算定方法を改善した。
- ⑱ 平成29年度に限り、待機児童解消緊急対策対応経費（認可外保育施設等保護者負担軽減事業費、保育士宿舎借り上げ支援事業費）について、臨時的に算定した。
- ⑲ 保健所管理運営費、予防接種費（水痘・高齢者肺炎球菌）、医薬費（薬事監視等）について、算定内容を見直した。
- ⑳ 道路橋りょう総務費（道路台帳システム）について、新規算定した。
- ㉑ 耐震診断支援等事業費について、算定の充実を図った。
- ㉒ 区営住宅維持管理費について、算定内容を見直した。
- ㉓ 学校運営費（小学校費・中学校費）の電子黒板・実物投影機整備に係る経費について、新規算定した。
- ㉔ 日本語適応指導事業費について、新規算定した。
- ㉕ 児童・生徒検診費（小学校費・中学校費）、学校運営費（小学校費・中学校費）、学校職員費（小学校費・中学校費）、外国人英語指導員報酬（小学校費・中学校費）、就学支援委員会活動費、教職員健康管理費、各種運動施設管理運営費について、算定の充実を図った。
- ㉖ 学校運営費（小学校費・中学校費）の寄生虫検便等に要する経費について、算定内容を見直した。

(2) 投資的経費

- ① 児童福祉施設について、算定内容を見直した。
- ② 防災生活道路整備・不燃化促進事業（態容補正）について、新規算定した。
- ③ 各種運動施設について、新規算定した。
- ④ 平成29年度に限り、投資的経費に係る工事単価（土木工事）について、算定を充実した。
- ⑤ 平成29年度に限り、投資的経費に係る建築工事の平成26、27年度の2か年度における単価上昇分について、経費を臨時的に算定した。

2 再算定

(1) 交付金の総額

平成29年度東京都一般会計予算において、調整税が増額補正されることに伴い、交付金の総額

を増額した。

(2) 基準財政需要額

次の事項に係る経費について、再算定を行った。

- ① 保育所整備等対応経費の臨時的算定
- ② 民泊対応経費
- ③ 【投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（建築工事）

● 平成30年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 自治体中間サーバー・プラットフォーム運用経費負担金、防災市民組織育成費（防火防災訓練災害補償等掛金）、被災者生活再建支援システム運用経費、安全安心まちづくり推進事業費（自動通話録音機貸与事業）について、新たに算定した。
- ② 都区市町村電子自治体共同運営システム経費、帰宅困難者対策用食料等の備蓄（一時滞在施設用）、公金取扱手数料について、算定の充実を図った。
- ③ 全国市長会負担金、全国市議会議長会負担金、職員被服貸与費について、算定内容を見直した。
- ④ 自治体総合賠償責任保険費について、算定の改善等を行った。
- ⑤ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費、定期利用保育補助事業費について、新たに算定した。
- ⑥ 宿泊所等管理運営費、地域生活支援事業費、介護保険サービス利用者負担軽減補助事業費、区立保育所管理運営費（公設民営委託経費）、私立保育所施設型給付費等、私立認定こども園施設型給付費等（態容補正）について、算定の充実を図った。
- ⑦ 老人福祉増進事業費について、算定内容を見直した。
- ⑧ 支払代行業務委託費（社会福祉費・老人福祉費・生活保護費・児童福祉費）、国民健康保険事業助成費（国保制度改革）について、算定の改善等を行った。
- ⑨ 待機児童解消緊急対策対応経費（認可外保育施設等保護者負担軽減事業費、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費）、保育所整備等対応経費について、平成30年度に限り臨時的に算定した。
- ⑩ 健康増進計画・食育推進計画策定経費、公害保健対策費（自動車騒音・振動・交通量調査経費）、鳥獣被害対策事業費（アライグマ・ハクビシン対策）について、新たに算定した。
- ⑪ 予防接種費（事務経費）、予防接種費（接種率等）について、算定の充実を図った。
- ⑫ 健康手帳交付、機能訓練について、算定内容を見直した。
- ⑬ 自殺防止対策事業、性感染症対策費、環境衛生費（水質検査）、精神保健対策費について、算定の改善等を図った。
- ⑭ 清掃費全般について、算定の改善等を図った。
- ⑮ 都市整備総務費（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画策定経費）について、新たに算定した。
- ⑯ 工事単価（土木工事）について、平成30年度に限り臨時的に算定した。
- ⑰ 道路占用料について、算定の改善を行った。
- ⑱ いじめ問題対策委員会等経費について、新たに算定した。
- ⑲ 私立幼稚園施設型給付費、私立認定こども園施設型給付費（態容補正）について、算定の充実を図った。
- ⑳ 都市計画交付金に係る地方債収入相当額を前倒し算定した。

(2) 投資的経費

- ① 特別区債（道路改良）及び公有水面埋立事業及び下水処理場覆がい事業（態容補正）の算定内容を見直した。
- ② 道路橋りょう費の都市計画交付金対象経費（態容補正）の算定を改善した。
- ③ 工事単価（土木工事）について、平成30年度に限り臨時的に算定した。
- ④ 工事単価（建築工事）について、平成30年度に限り臨時的に算定した。
- ⑤ 義務教育施設の新築・増築等に係る元利償還金相当額を前倒し算定した。

2 再算定

(1) 交付金の総額

平成30年度東京都一般会計予算において、調整税が増額補正されることに伴い、交付金の総額を増額した。

(2) 基準財政需要額

次の事項に係る経費について、再算定を行った。

- ① 首都直下地震等に対する防災・減災対策

● 令和元年度の主な改正点

1 基準財政収入額算定方式の改善

軽自動車税環境性能割、環境性能割交付金及び森林環境譲与税を算定項目に加えた。

2 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 行政評価事務費、水害対策経費、職員昇任選考費、財産管理費（施設保全・営繕積算システム）、区立施設定期点検調査費（外壁点検）、区立施設定期点検調査費（フロン排出点検）について、新たに算定した。
- ② 防災市民組織育成費（防災用資器材）、住民基本台帳整備費・賦課徴収費、安全安心メールシステム関連経費について、算定の充実を図った。
- ③ 議会運営費（態容補正）、災害用食料の備蓄（避難所用）について、算定の改善等を行った。
- ④ 地域福祉計画策定経費、待機児童解消緊急対策対応経費（認可外保育施設等保護者負担軽減事業費、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費）、学校等情報配信システム運用経費について、新たに算定した。
- ⑤ 障害者就労支援事業費、老人福祉施設入所措置費、区立保育所管理運営費（管理運営委託（委託施設））について、算定の充実を図った。
- ⑥ 認証保育所運営費等事業費、国民健康保険事業助成費について、算定の改善等を行った。
- ⑦ 新生児聴覚検査費、公害保健対策費（ダイオキシン類測定委託）について、新たに算定した。
- ⑧ 健康相談事業費、予防接種費（B型肝炎）、母子歯科健康診査費について、算定の充実を図った。
- ⑨ 公衆浴場助成事業費、労働総務費（高齢者就労対策事業助成金）について、算定の充実を図った。
- ⑩ 勤労福祉会館管理運営費（態容補正）について、算定内容を見直した。
- ⑪ 空き家対策等事業費、中心地区まちづくり調整業務費（態容補正）について、新たに算定した。
- ⑫ 都市景観づくり事業費、街路灯維持補修費について、算定の充実を図った。
- ⑬ 住宅対策費（特定優良賃貸住宅家賃対策補助）、土木自動車整備費について、算定内容を見直した。
- ⑭ 工事単価（土木工事）（令和元年度臨時的算定）、放置自転車等対策事業費、私道整備助成金（排水設備工事）について、算定の改善等を図った。

- ⑮ 学校運営費（調理従事者ノロウイルス検査）、部活動大会参加費等助成経費、スポーツ推進計画策定経費、学校等情報配信システム運用経費について、新たに算定した。
- ⑯ 教育相談事業費（スクールソーシャルワーカー報酬）について、算定の充実を図った。
- ⑰ 要保護準要保護児童・生徒就学援助費、中学校費の特別支援学級等運営費について、算定の改善等を図った。
- ⑱ 行政系人事制度改正に伴う対応を行った。

(2) 投資的経費

- ① 空き家等対策等事業費（態容補正）を新たに算定した。
- ② まちづくり事業費の鉄道駅多機能トイレ等整備促進事業費（態容補正）を新たに算定した。
- ③ まちづくり事業費の沿道環境整備事業費（態容補正）の算定内容を見直した。
- ④ 公園費を見直した。
- ⑤ 工事単価（土木工事）について、令和元年度に限り臨時的に算定した。
- ⑥ 工事単価（建築工事）について、令和元年度に限り臨時的に算定した。
- ⑦ 中学校費の特別支援教室（密度補正）に係る算定を改善した。
- ⑧ 令和元年度に限り、公共施設の臨時的改築工事費を算定した。

3 再算定

(1) 交付金の総額

令和元年度東京都一般会計予算において、調整税が増額補正されることに伴い、交付金の総額を増額した。

(2) 基準財政需要額

次の事項に係る経費について、再算定を行った。

- ① 風しん追加的対策に係る経費
- ② 森林整備等に要する経費
- ③ 首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改築経費

● 令和2年度の主な改正点

1 都区間の配分割合の変更

都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであり、都区間の配分割合は、中期的には安定的なものを定める必要がある。

しかしながら、配分割合に関しては、児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を一層円滑に進めていく観点から、今回、特例的な対応として、特別区の配分割合を令和2年度から0.1%増やし、55.1%とする。

今回の特例的な対応により変更した分も含め、令和4年度に、配分割合のあり方について、改めて協議することとする。

2 基準財政収入額算定方式の改善

車体課税の見直しに伴い、自動車取得税交付金の算定を廃止した。

3 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 区立施設定期点検調査費（防火設備点検）、外国人生活支援等事業費（通訳タブレット運用経費）について、新たに算定した。
- ② 安全安心まちづくり推進事業費（自動通話録音機貸与機能）、特別職職員費、区立施設定期点検調査費、新地方公会計制度運用経費、区長及び区議会議員選挙公営費について、算定の充実を図った。

- ③ 外国人生活支援等事業費・住居表示管理費について、算定内容を見直した。
- ④ 避難行動要支援者名簿作成等経費、介護人材確保等対策事業費、保育サービス推進事業費、保育力強化事業費、国民健康保険事業助成費（国保情報集約システム管理委託料、保険給付費等交付金（普通交付金）収納事務手数料）、児童相談所関連経費（態容補正）について、新たに算定した。
- ⑤ ひとり親家庭休養ホーム事業費、認証保育所運営費等事業費、福祉サービス安定化事業費について、算定内容を見直した。
- ⑥ 幼児教育・保育の無償化への対応について、算定の改善等を行った。
- ⑦ 産後ケア事業費、森林整備等に要する経費（態容補正）、児童相談所関連経費（態容補正）について、新たに算定した。
- ⑧ 予防接種費（日本脳炎Ⅱ期）について、算定の充実を図った。
- ⑨ 作業運営費（粗大ごみ収集運搬委託・粗大ごみ処理手数料）、最終処分委託料について、算定の改善等を行った。
- ⑩ 土木総務費（地理情報システム運用経費）について、新たに算定した。
- ⑪ 都市計画事務費（地区計画策定調査委託）について、算定の充実を図った。
- ⑫ 工事単価（土木工事）（令和2年度臨時的算定）、バリアフリー計画策定経費について、算定の改善等を行った。
- ⑬ 【小・中学校費】学校運営費（ICT支援委託）、【小・中学校費】学校運営費（屋内運動場空調設備整備費）、教育振興基本計画策定経費について、新たに算定した。
- ⑭ 【小学校費】外国人英語指導員報酬・「総合的な学習の時間」推進経費、【小・中学校費】義務教育施設関連経費の見直し（態容補正）、幼児教育・保育の無償化への対応について、算定の改善等を行った。

(2) 投資的経費

- ① 地域交流施設（地域センター）について、算定を改善した。
- ② 児童相談所関連経費（態容補正）について、新たに算定した。
- ③ まちづくり事業費（自転車駐車場整備事業）（態容補正）について、民設自転車駐車場の整備に対する補助に係る経費を新たに算定した。
- ④ 工事単価（土木工事）について、令和2年度に限り臨時的に算定した。
- ⑤ 工事単価（建築工事）について、令和4年度まで臨時的に算定した。
- ⑥ 【小・中学校費】義務教育施設改築経費（普通教室冷房設置経費）について、算定内容を見直した。
- ⑦ 【小・中学校費】義務教育施設関連経費について、算定内容を見直した（態容補正の見直しを含む。）。
- ⑧ 令和2年度に限り、公共施設の臨時的改築工事費を算定した。

4 令和2年度都区財政調整の取扱いについて

(1) 交付金の総額

令和2年度東京都一般会計予算において、調整税等が減額補正されたことに伴い、交付金の総額を減額した。

(2) 普通交付金算定残の取扱い

交付金総額を減額した後の最終的な普通交付金の算定残については、基準財政需要額の再算定は行わず、特別交付金に加算し、各区に共通する臨時的な経費である次の事項に充当した。

- ① 新型コロナウイルス感染症対応経費

● 令和3年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 企画調査費（個別施設計画策定経費）、公衆無線LAN経費、情報セキュリティ強靱化関連経費、地域コミュニティ活動支援費（自治会・町会会館の整備助成金）、軽自動車税申告受付業務負担金、軽自動車環境性能割徴収取扱費負担金、公金取扱手数料（指定金融機関派出業務経費）について、新たに算定した。
- ② 災害対策費（災害応急対策）、安全安心まちづくり推進事業費（防犯協会助成、防犯設備助成）、非常勤職員公務災害補償費、区立施設定期点検調査費について、算定の充実を図った。
- ③ 総務管理費（一般管理事務費）（地方債協会負担金等分担金）について、算定内容を見直した。
- ④ 公金取扱手数料（特別区民税・軽自動車税電子決済収納委託料）について、算定の改善等を行った。
- ⑤ 生活困窮者自立支援事業費（生活保護適正実施推進事業等）、指導検査事務費（指導検査支援業務委託等）、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費、保育所等賃借料補助事業費、児童相談所関連経費（態容補正）について、新たに算定した。
- ⑥ 児童手当給付事業費について、算定の充実を図った。
- ⑦ 障害者モビリティ支援事業費について、算定内容を見直した。
- ⑧ 共同生活援助等事業費について、算定の改善等を行った。
- ⑨ 自殺防止対策事業費（自殺対策計画策定経費）、使用済注射針回収支援事業費、予防接種費（ロタウイルス）、鳥獣被害対策事業費（アライグマ・ハクビシン対策）について、新たに算定した。
- ⑩ 予防接種費（B型肝炎）、健康診査（胃がん検診）について、算定の充実を図った。
- ⑪ 精神保健ダイケア事業費、健康づくり推進費（健康づくりフォローアップ指導事業費）について、算定内容を見直した。
- ⑫ 清掃費全般について、算定の改善等を行った。
- ⑬ 商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））について、新たに算定した。
- ⑭ 商工振興費（中小企業関連融資あっせん事業（緊急対策分））について、前倒し算定した。
- ⑮ 交通災害対策費、道路清掃費について、算定の充実を図った。
- ⑯ 道路占用料、公園使用料・占用料について、算定内容を見直した。
- ⑰ 事務局運営費（教育に関する事務の点検・評価経費）、教育相談事業費（教育心理検査事業費）について、新たに算定した。
- ⑱ 【小・中学校費】学校職員費（学校司書）について、算定の充実を図った。
- ⑲ 【小学校費】夏休み期間プール指導員について、算定内容を見直した。
- ⑳ 【小・中学校費】学校運営費（教育用コンピュータ整備費等）、【小・中学校費】特別支援学級等運営費（特別支援教室消耗品費等）について、算定の改善等を行った。
- ㉑ 会計年度任用職員制度の反映を行った。

(2) 投資的経費

- ① 道路改良工事費について、算定内容を見直した。
- ② 道路橋りょう費（都市計画交付金対象経費）（態容補正）について、算定の改善等を行った。

2 再算定

(1) 交付金の総額

令和3年度東京都一般会計予算において、調整税等が増額補正されることに伴い、交付金の総額を増額した。

(2) 基準財政需要額

次の事項に係る経費について、再算定を行った。

- ① 首都直下地震等に対する防災・減災対策経費
- ② 商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分（令和3年度貸付分）））に係る経費
- ③ 財政健全化対策経費（都市計画交付金に係る地方債収入相当額）

● 令和4年度の主な改正点

1 基準財政需要額算定方式の改善

(1) 経常的経費

- ① 住民基本台帳ネットワークシステム運営費、会計管理費（預金利子）について、算定の充実を図った。
- ② 企画調査費、住居表示管理費について、算定の改善等を行った。
- ③ 【単位費用】【態容補正】国民健康保険事業助成費（子どもに係る国民健康保険料の均等割額の減額措置）について、新たに算定した。
- ④ 生活困窮者自立支援事業費（被保護者就労準備支援事業等）、私立保育所施設型給付費等、【態容補正】私立認定こども園施設型給付費等について、算定の充実を図った。
- ⑤ 女性福祉資金貸付金、老人クラブ助成事業費、保育室運営費等事業費について、算定内容を見直した。
- ⑥ 放課後児童クラブ事業費について、算定の改善等を行った。
- ⑦ 住宅宿泊事業費について、新たに算定した。
- ⑧ 母子保健指導費（両親学級）について、算定の充実を図った。
- ⑨ 建築行政費（防火設備定期検査報告に係る予備審査等業務委託）について、新たに算定した。
- ⑩ 【小・中学校費】学校運営費（学校給食牛乳紙パックリサイクル回収事業費）、【小・中学校費】学校運営費（教育用コンピュータ運用保守経費）、【小・中学校費】学校運営費（授業目的公衆送信補償金）、【小・中学校費】学校運営費（学校諸室冷房設備整備費）、【小・中学校費】学校運営費（学校図書館システム運営費）、【中学校費】学校職員費（部活動指導員報酬）について、新たに算定した。
- ⑪ 私立幼稚園施設型給付費、【態容補正】私立認定こども園施設型給付費等について、算定の充実を図った。
- ⑫ 【小・中学校費】学校運営費（防犯ブザー）、35人学級への対応について、算定の改善等を行った。
- ⑬ 都市計画交付金に係る地方債収入相当額を前倒し算定した。

(2) 投資的経費

- ① 【態容補正】都市整備費（防災生活道路整備・不燃化促進事業）について、新たに算定した。
- ② 放課後児童クラブ事業費について、算定の改善等を行った。
- ③ 清掃工場の改築経費等について、算定を改善した。
- ④ 義務教育施設の新築・増築等に係る元利償還金相当額を前倒し算定した。
- ⑤ 令和4年度に限り、公共施設の臨時的改築工事費を算定した。

2 都区のあり方に関する検討

(1) 都区のあり方に関する検討会

平成18年2月16日の都区協議会において、今後の都区のあり方について都区共同の検討組織を設置するという都区合意が成立した。この合意を受け、同年5月、「都区のあり方に関する検討会」を設置し、5回にわたり検討を行い、同年11月に検討のための基本的な枠組みや方向を取りまとめた。

都区のあり方に関する検討会における「とりまとめ結果」

1 地方制度改革と東京の自治

(1) 今回の検討の目的

都と特別区は、東京、ひいては日本の将来を展望し、都区の新たな役割分担や効率的な行政の実現を図り、互いに協力して、東京の自治のあるべき姿を確立する。

(2) 東京富裕論への対抗

都と特別区は、東京の財源の狙い撃ちや都心区の直轄化論に対して、協力して対抗する。

(3) 検討の枠組み

この検討の枠組みは次のとおりとする。

ア 二層制を前提とする。

イ 現行都区制度を出発点として議論を行う。

ウ 事務配分及び税財政制度については、議論の状況によって、国に法改正を求めていくこともあり得る。

2 都区の事務配分

(1) 検討の基本的方向

大都市の一体性確保のために都が行う必要があるとされた事務を除き、都から特別区への事務移管を更に進めるべきである。

(2) 移管対象事務の選定基準

移管対象事務の選定基準は、今回の検討目的に照らして、幹事会が検討し、その結果を受け、検討委員会で整理する。

(3) 具体的な事務移管の是非を判断する基準

具体的な事務移管の是非の判断基準は、今回の検討目的に照らして、幹事会が検討し、その結果を受け、検討委員会で整理する。

(4) その他

ア 都の事務を特別区に移管する場合、特別区全体で一部事務組合又は広域連合を作って移管の受け皿とする考え方はとらない。

イ この検討においては、全区が対象となる事務移管は、全区が均しく受けることを原則とする。

3 特別区の区域

(1) 検討の基本的方向

再編を含む区域のあり方について、議論が必要である。

(2) 区域のあり方に関する検討の視点

区域のあり方に関する検討の視点は、幹事会が検討し、その結果を受け、検討委員会で整理する。

4 税財政制度

税財政制度のあり方については、今後の検討課題の議論の推移を踏まえて最終的に整理する。

(2) 都区のあり方検討委員会

1 概要

平成18年11月の「とりまとめ結果」を受け、都区協議会における合意の下に「都区のあり方検討委員会」を設置し、実務的、専門的な事項について検討するため、検討委員会の下に幹事会を設置した。検討事項は、都区の事務配分、特別区の区域のあり方、税財政制度のあり方の3点である。

2 検討体制

① 都区のあり方検討委員会

東京都 副知事、総務局長

特別区 特別区長会会長、特別区長会副会長、特別区長会事務局長

※会長：知事が指名する副知事、副会長：特別区長会会長

② 幹事会（令和4年7月1日現在）

東京都（7名）：総務局長、行政部長、主計部長、他4部課長

特別区（7名）：品川区長、葛飾区長、台東区長、2副区長、他2部長

※座長：品川区長、副座長：総務局長

3 検討状況

① 都区の事務配分について

平成22年度末で、検討対象とした444項目の事務について方向性整理が終了

② 特別区の区域のあり方について

「東京の自治のあり方研究会」の結果を踏まえて必要に応じ、議論する予定

③ 税財政制度のあり方について

今後の議論の推移を踏まえて整理する予定